

第七十一回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第二十六号

昭和四十八年六月二十八日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 内海 英男君

理事 西岡 武夫君

理事 森 喜朗君

理事 長谷川正三君

理事 有田 喜一君

理事 大村 實治君

理事 丹羽 兵助君

理事 林 大幹君

理事 森 美秀君

理事 勝澤 芳雄君

理事 嶋崎 謙君

理事 山中 吾郎君

理事 有島 重武君

理事 安里積千代君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務總局 任用局長 渡辺 哲利君

人事院事務總局 給与局長 尾崎 朝夷君

文部政務次官 河野 洋平君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省大学學術 局長 木田 宏君

委員外の出席者

文部省大学學術 局大學課長 大崎 仁君

文教委員会調査 室長 石田 幸男君

委員の異動
六月二十八日

辭任

高見 三郎君

床次 德二君

深谷 隆司君

藤波 孝生君

安里積千代君

同日

辭任

大村 實治君

丹羽 兵助君

野田 毅君

森 美秀君

受田 新吉君

補欠選任

森 美秀君

丹羽 兵助君

野田 毅君

大村 實治君

受田 新吉君

補欠選任

藤波 孝生君

床次 德二君

深谷 隆司君

高見 三郎君

安里積千代君

本日の會議に付した案件

国立学校設置法等の一部を改正する法律案に關する件

○田中委員長 これより會議を開きます。

前回に引き続き国立学校設置法等の一部を改正する法律案について發言を求められておりますので、順次これを許します。木島喜兵衛君。(拍手)

○木島委員 せっかく自民党からの拍手でありますけれども、この間の強行採決でもって何をやるのかまで忘れてしまいました。強行採決後の質問というものはまさにせんの抜けたビールみたいなものでありますから、私に与えられた時間はわずかでありますから、まさに本格的な議論ができないのでありますけれども、少なくとも疑問に思われる点は解明できないまでも、やはり問題点は問題

点として浮き彫りにしておく必要があるかと思ひますので、一点だけにしほって御質問申し上げます。

先般東京教育大学の参考人を呼んだときに、私は、福田理學部長に医療担当副学長の人事についてお尋ねいたしました。その焦点については福田さんは否定をなさいました。もしこれが事実であつても、否定なさるのは当然だろうと思つたのであります。なぜなら、そのような事実があつたとすれば、この法案が疑われておるもの、世間から心配されておるものが、まさに事実となつたというところでありましょうから、それは否定なさるのには当然でありましょう。しかし、いささかも疑念が晴れないのであります。

そこで、まずお伺ひいたします。医学関係だけについて申し上げますけれども、秋田大学以来、戦後国立大学に医学部を設置するようになりましては、たれども、それを新しくつくる場合においては、たとえは今回の旭川においても、来年の宮崎においても、これは無から出発するのでありますから、当然準備が必要であります。そのために、その前年においてその調査費が盛られておつて、そこで俗称でありますけれども、世話校なりあるいは協力校というものがつくられて、そしてその準備によつて、構想なりカリキュラムなりあるいは人事なりというものの、一定のものができていくということは、いままでの経過上明らかかと思うのであります。いかがでございましょうか。

○木田政府委員 いま御意見の中にございましたように、国立の医科大学をつくり出す場合に、創設準備費を事前に認めただきまして、それによつて関係者に集まつていただいて、事前の準備をしていくという経緯が一般の場合の経緯でございいます。

○木島委員 したがって、今回の筑波は、母体で

ある東京教育大学に医学部がなかったものでありますから、東京医科大学を世話校とすることを文部省が依頼をした。そして、東京医科大学の医学部長であつた落合京一郎教授がその創設準備会の医学部会の主査となつて準備を進めてこられました。その間において副学長の選考というものの必要性も議題となり、医科大学のほかに、東京大学、千葉大学、群馬大学、そして信州大学の五大学の医学部長会を、これもまた俗稱協力校といつておりますけれども、このことを文部省が依頼をしたというところは誤りございませんか。

○木田政府委員 筑波大学に医学の学群をつくることにつきましては、多少経緯がございいますので、その経緯と手順を御説明申し上げます。昭和四十二年の九月に筑波地区への移転予定機関といたしまして三十六機関を開議で定めました場合に、東京教育大学の移転とともに、東京医科大学の医学部付属病院霞ヶ浦分院等の移転ということで、そのことを含めて入れました。自來、教育大学は筑波への移転を考え、また医科大学は、この筑波地区におきます医学の研究センターの整備という構想をまとめてまいりましたのでございいます。

創設準備会におきましては、筑波の新大学に医学関係を加えることが望ましいという教育大学の意見がありました関係上、文部省の創設準備会に、筑波大学に医学を考えるとした場合にどういう体制を準備するかという関係から、この関係の深い医科大学の学長、落合教授等に御参加をいただいて、御指摘がありましたように、落合教授に創設準備会の医学部門の主査をお願いして審議をしてまいりました。

(委員長退席、内海(英)委員長代理着席)
そのことと、それから筑波の医学群に具体的なスタッフینگをどう整えるかということとは、

一応別のことでございます。いまお尋ねがございましたが、東京医科歯科大学の学長並びに関東にございます国立大学の医学部長等の参加を得て、具体的医学部の内容をどうするかという準備をいたしております。二つ別々の姿で準備をしておるということも事実でございますが、落合先生が主査になっております創設準備会の医学部門と、それから関東の五学部長が集まって協力してくださっているのは、一応別のことであるということだけは御理解をいただきたいと思っております。

○木島委員 そこで、五大学の医学部長会に落合さんも入っていらつしやるわけですね。会議には大体出ていらつしやる、それは清水学長の要請によりましてしるけれども、そこで、医療専門学群の副学長という基幹人事がまずされないという構想が進まないということもあって、文部省もその点は了承をしたといひましょうか、相談をして、五大学の医学部長は副学長の人事の選考に入つた。

その結果、いろいろの経過はありましようけれども、落合教授にすることが最も好ましいという結論になった。そのことが清水学長の名において東京教育大学の準備室に文書をもって報告されておりますし、同時にそのことは、文部省が知らないわけがないと思うのですが、その事実は文部省は知っていらつしやいますか。

○木田政府委員 筑波大学の創設準備の予算が正式に四十七年度認められましてから、四十七年の秋のころでございますが、筑波の医学部門の準備をどう進めるかという具体の相談に東京医科歯科大学学長並びに東京教育大学学長両者が中心になりまして、関係医学部長の御参加を得て準備が進んだということ、私もそういう準備を進めていたのだくようにというお願いを教育大学長、医科歯科大学長両方にいたしまして、その関係者の考えで関東の五学部長の御参加をいただいた。落合教授はまた文部省につくられております創設準備会の医学部門の主査でございますから、筑波の医学構想をまとめられた方でございますから、その方に協力者の会議に来ていただいて筑波の構想を

いろいろと意見を聞いたということは私も承知をいたしております。

なお、その会議でだんだんと筑波の医学部門のカリキュラムあるいは病院の施設その他のあり方を固めていきますにつきましては、できることならば中心となるべき医療担当の副学長、また病院長あるいは医学専門学群の責任者、こういう中心になるべき人が事実上関係者の間でまきまきするならば、その人を中心に自後の準備を進めていくというのが大方の場合の手順でございますから、そういう段取りになりまして事柄の論議が進んだ。そして医科歯科大学の清水学長のほうからは、関係者の意向として、落合教授を医療担当の副学長の候補に考えたいという意見がまとまったという趣旨のことを、教育大学の三輪準備室長あてに報告をされた、そのこと自体は、私も承知をいたしております。

○木島委員 文部省が依頼をして、そして五大学の医学部長会が副学長を選考をした、それがどうして文部省には報告されなかったのですか。当然報告されたから御存じになったというわけですね。簡単にいいです。

○木田政府委員 もともと筑波大学の創設準備の仕事は、東京教育大学に設けられております筑波大学の創設準備室というのが実質的には主体になるべきところでございまして、その準備室の体制が整います前から医学関係の準備が進んでおります。先ほど御説明いたしました医学関係者の会合の進行の途中におきまして、教育大学には創設準備室というのもでき上がったわけでございます。私もどがお願いをいたしましたのは、東京教育大学長と、医科歯科大学長と、両方に一緒になって筑波の準備を進めていただきたいというお願いをいたしたわけでございます。で、会議の進行の間に、これは東京教育大学長も入った会議でございまして、けれども、医学専門学群の人選については、しばらく医学関係者で相談をするからという途中の経緯があったようでございます。そのために医学関係者の集まりとしてこういうふうに考

えたいという返事を東京教育大学長のほうに持っていた。その際に、東京教育大学には筑波の創設準備室というものが設けられて三輪先生が室長に就任しておられるので、清水学長からは三輪先生にそういう御報告があった、こういう経緯かと考えております。

○木島委員 あなたがいまおっしゃったように、あなたのほうから宮島学長なり清水学長にそういう依頼をして、そこで選考して落合さんになった。第一回にやはり宮島学長がこの五大学の医学部長会に出て、そして副学長についてはよろしく頼むという発言をしていらつしやる。そして落合さんにききました。文部省が東京教育大学長にも医科歯科大学長にも頼んで、そして宮島学長も入って、最初によろしく頼むと言って、そして得た結論が落合教授が副学長に適當であるということになった。

ところが、その直後の四月二十日に、五大学の医学部長会に、東京教育大学長の名でもって、全部は言いませんけれども、「広く意見を聞くために、本「医学部長会」に今後とも協力を願うたいが、この会に人事の選考を全面的に委任することではない。以上の趣旨から、東京教育大学長および準備室長は、本「医学部長会」へは今後参画しないが、必要に応じて本学の連絡員が出席するのはよいと思う。」こういう文書が出されておる。二十日に五大学の医学部長会に出されておるこの文書は、御存じでございますか。

○木田政府委員 その事実も承知をいたしております。

○木島委員 さつき言いましたね、経過と、そして突如としてこういう文書が、五大学医学部長会に出た。会議の終わりのころだったから、みんなはこれをもらったけれども、後日検討しようというところで、もったただけでもってそのまま今日に至つておる。こういう経過、突如このようなものが出た。先般この委員会に、落合教授を参考人として呼んでほしいという要請をいたしましたけれども、自民党の反対のためにできませんでした

ので、二十一日にわれわれ野党だけでもって、国会に、議員会館室でありましたけれども、落合教授に来ていただいて、その真相を聞きました。落合さんは、この文書を見たときの感じを、たいへん失礼なものを出したな、怒りを感じたとさえ言つていらつしやいます。この辺がどう見ても解せない。先ほどから言いますように、文部省は新設の場合には、新しくつくるのだから専門家の意見を聞かざるやならないから、世話校なりあるいは協力校なりというふうなものを頼んで、そういうものでやってきておる。この場合もそれに該当するわけでありまして、そういうことを進めてきた、そして五大学の医学部長会に、この文書を出したところの宮島学長も出て、よろしく頼むと言っておるし、その選考の中には宮島さんも入つておる、そういう経過をたどりながら――私は時間に関があるからこまかいことは言いませんよ。だのになぜこれが突如出たのか、この辺が私はいへんに疑問に思つたのです。

ここで聞いておきますけれども、こういういままでの経過と、この文書が出たという中で、少なくとも文部省とすれば、いままでの経過は尊重するし、東京教育大学には経過を尊重することを期待するという考え方がまずあるかないかというところ、この経過からすると、文部省は非常に変なんですよ。こういう点で聞きたいと思つたのです。

○木田政府委員 私もそういう書面が配られたというのを伺いましたときに、非常に奇異に感じました。そして東京教育大学の関係者にその真意もただし、私は事柄として、これはお考え直しをいただくべきことではなからうかというふうに申し上げました。その後、東京教育大学長も考え直しをされたかと聞いております。そして、筑波の医学部門をつくり出すにつきましては、当初からの経緯で進んでおりますように、東京教育大学長と医科歯科大学長とが協力をして仕事を進めなければならぬ、しかも、それになお他の医学関係者の協力も得て、いい医科歯科大学をつくると

いう方向でぜひ仕事を進めていただきたいということを再三お願いをいたし、両学長にも機会を得て何度か意見の交換をいたしまして、東京教育大学長は、前回の会合で、そうした文書をお渡ししたことについての非礼も認めて反省もしておられますから、今後の会議の進め方につきましては、東京教育大学長が、その書面に述べられたようなことを、また重ねて発言されるということとはなからうというふうに考えております。

○木島委員 あなたの御努力でもって文部省のメンツが立ちつつあるようでありますけれども、考え直し、非礼をおわびし、反省もしていられしやるとするならば、この文書は撤回なさるといふところにまでいっているのですか。

○木田政府委員 今後の進め方について、新たな合意が両学長の間でできておるようでございますから、その文書は近い機会の会合であらためて撤回されることにならうと期待しております。

○木島委員 この文書については、実はこまかくいろいろと聞きたいことがたくさんあるのでありますけれども、これは避けます。

そこで、先ほど申しましたように、先般野党だけでもって落合教授においで願った。率直に申し上げますと、落合教授は新構想の医学専門学群をつくるという意味では、福田さんとも連絡をとり、皆さんとも十分連絡をとっている方でありまして、でありますから、野党がいまこの法案に反対していることは御存じの落合さんが、野党だけのところに出てくるのにはたいへん抵抗をお感じになったのです。なぜなら、野党がいまこの法案に反対しておるのに、その自分が進めた道に反対している者に何か加担することは、当然落合教授とすれば好まないところでありました。しかし、それを乗り越えて落合さんが出席なさったものは何かというところ、これは自分が副学長に擬せられた、受けるか受けないかは自分のこれからの自由であるけれども、少なくとも人事というものは、大学の自治の中心であります。明治以来、日本の大学は人事の問題で大学自治を築き上げてきたと言っても

過言ではないでありましょう。そういう人事にも不当な支配があったならば、これから新構想が多分に出てくるであろうと落合さんは考え、その出発にあたって、もし大学の自治が失われることがあったならば、これは自分の問題ではない、あるいは与野党の問題ではない、新構想というその中に、大学の自治をどうしても確立せねばならぬという落合さんの気持が出席をせしめたのであります。先般言いましたように、私がこの委員会に

落合教授を証人として呼んでいただきたいと言ったときに、自民党の方々は、これは人事の問題である、いわば人事のどう仕合いの中であるというごとき印象でもって、ここに呼ぶというのは好ましくないという御反対でございましたけれども、そういうものを乗り越えた、人事のどう仕合いでなくて、それを乗り越えたものと高い次元の立場から、落合さんはこの問題で野党の中に出てくださったのであります。

もう時間ありませんから、いまその議事録等はこちらこまかくやりませんが、少なくともその中でおっしゃったことは、この三月の中旬ごろ、福田東京教育大学理学部長が落合さんに電話をされて、自民党が、副学長にある人がどうかと言ってきたおる。そのことで困っておる。五大学の医学部長会の決定はたな上げにしてほしい。このことは奥野文部大臣も知っておるという発言です。落合さんはたいへん驚かれて、あなたは一体どんな立場でもって私に電話をなさっているのですかと、言ったら、宮島さんから全権を一任されておる、いわばキンシンジャーであるという。このことは新聞は短く書いてあるのです。電話はもう少し長かったけれども、このことについては、要約すれば、間違いはない。

そして福田さんは二十二日に、清水学長と落合さんも同席した中でもって同様のことを言っているところ、こまきでは自民党の推しているところのA氏を断ることはむずかしい情勢にきいておる。何百億円もの金を出すのは政府・自民党だから、意見を入れないと新大学も無理でしょう

ということをおっしゃることを、これまた認めていらつしやいます。

私はもしもこのようなことがあるとするならば、先ほど申したとおり、落合さんの心配がここにあらわれたと思うし、いかに副学長や参事会や人事委員会でもって、きのうも山原先生やいぶんと御追及なさっておりますけれども、国民全体の中に、あるいは学者や文化人の中に、そういう心配がたぐさんあるから、いろいろな意見や反対や批判が出ておる。そのことを、もし事実であれば裏づけするものになるだろうと思うのです。いま私は奥野文部大臣に聞いても、きつと奥野さんはそれは知らない、そんな事実はないとおっしゃるであります。言われたらたいへんだからであります。しかし、こういう場合に、否定なさる者と肯定なさる者とのどちらをわれわれは信頼できるんだらうか。お互いに福田さんも落合さんも、一緒に新構想の計画をつくってこられた、構想を築き上げてこられた仲間の二人であります。そういう仲でありながら、落合さんがそのことを、そういう事実を認めたということ、さっき言いましたところの大学の自治を守りたいという信念、それ以外にありません。それでも福田さんなり文部大臣がこれを肯定すれば、この法律はふっ飛んでしまふ。だから、事実があつてもそう言えないでしまふ。しかし、一般的にこういう場合に、こまきでくればどちらの証言というものを信頼できるんだらうか。だからこそ私は、この前の委員会でもって、偽証罪のあるところの証人喚問すらお願いをしたところでありまして、できま

せんでした。奥野大臣の答弁の予想もついておりますけれども、奥野大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 先日、新聞にこの関係の記事が載ったことがございますが、その前日に新聞社の方から私お尋ねを受けたわけでございました。学長の選挙も始めていないのに、副学長の選挙を始めることはあり得ないじゃありませんかと、こうお答えを申し上げたわけでございます。ただ、い

まも大学学術局長がお話ししておりますように、お世話をいただいている関係者の間ではいろいろな話がかわさっている、これはあつてしかるべきだと思ひます。ただ、私の周辺に關しまする限りは、学長の選挙も話をしていないわけでござい

ますから、いわんや副学長の問題に取り組むことはあり得ないわけでございます。そう申し上げましたら、それはもうもつともですとねと新聞記者の方でも理解してくれたわけでございます。そのとおりでございます。いづれにいたしましては人事の問題は、あらゆる問題を円滑に進めていく上において非常に大切なことでございまして、やはり自然にさからわないで、従来と特段に変わった進め方をするというようなことはしないほうがいいだらう、こう思つておるわけでございます。

○木島委員 いまおっしゃったあなたの談話によると、落合教授が副学長の候補にのぼつていくことは知つていたとおっしゃつたのでありましようから、その事実を知つていらつしやつたわけでしょうね。

○奥野国務大臣 落合先生は、筑波大学の医学専門学群をつくるにつきて、たいへんお世話をしてくださつておる方でございます。文部省の事務当局も、全面的に信頼を寄せておるようでございます。私が文部大臣に就任しました直後から、落合先生の名前を伺つておるわけでございまして、その落合先生が埼玉医科大学長をお受けになったというところについて、しばしば事務当局が、困りました、困りましたというのを私に話しておりますので、落合先生が、そういう面について中心的な地位に立たれるはずの方であつたということ、そういう意味で承知しているわけでござい

うことを知らないなんということは、これは言わなければ別ですがね。文部大臣はたまたまそのことまでは、局長どまりであなたは知らなかったといえ別でだけれども、あなた、新聞では、副学長の候補にのぼっていることは知っていたとおっしゃっていらつしやるのですよ。それは知っていたのか、どうですか。

○奥野国務大臣 副学長という特定のポストじゃございませんで、要するに医学専門学群長であるとか、副学長であるとか、いろいろなことがございします。そういう責任ある地位につく予定を当初は考えられておった。それが、埼玉医科大学が昨年創設されて、その学長を引き受けてしまわれた。そうなりますと、埼玉医科大学というのは創設してまだ間もないのに、それから、国のほうで必要だからというてそこに迷惑をかけるわけにいかない、そんな話が私が就任しましたときから出ておったわけでございます。そういう意味で、承知しておりますと、こう申し上げたわけでございます。

○木島委員 落合さんが埼玉に移られたのは、四十七年の四月ですね。副学長は最近ですよ、副学長に五大学の医学部長が推薦したのは、逆ですよ。この面でも限り、文部省からすれば——あなたはどこまで聞いておるか。まあ、いいでしょう。いいけれども、文部省からいえばお願いをして、五大学医学部長会が落合さんをきめたときには、すでに埼玉医科大学の学長だったのです。それは、埼玉医科大学の学長を持つてくるとはいいかどうかは別、その判断は別個、ですけれども、事実はそのうなんです。その推薦を頼んだのは文部省。話し合いをしてやったのです。大臣、正式に依頼したとか、何か清水学長と文部省の間に話し合いをして、さつきも局長が言うとおり、そして、宮島学長も入っておるその会で落合さんがきまったのです。それは埼玉医科大学の学長の落合さんなんです。それをあなたが、学長になっておるものを副学長に持つてくるのはどうかと思うと言ったりは、文部省とすればたいへん一貫しておらな

い。
〔内海(英)委員長代理退席、森(青)委員長代理着席〕

さつき局長は、そういう経過は尊重してほしいと考えておるし、それだけに、さっきの文章について、宮島さんや清水学長に話して、非礼はわびる、反省もする、将来この文章は破棄されるであろうというところまでできている。そういう中에서도あなたは、埼玉医科大学の学長が副学長になるのはどうかと思うと言ふことは、どういうことなんですか。

○木田政府委員 いま、人の問題につきましている準備中のことではございますが、せっかくお尋ねがあるわけでございますので、私ども、大臣も申し上げましたように、落合教授、いま学長になっておられますが、この方に全面的に御信頼を申し上げて筑波大学の医学構想を進めてきた、そういう方でありまして、関係者が、特に医学の関係者が、将来の筑波の医学部門の中心的な方として落合教授にお願いするのが一番よからうという御意見が出るということは、これまたうなずけることなんではございます。しかしながら、これは先ほども御説明申し上げましたように、医学関係者だけで相談をして、医科歯科のほうから教育大学と両方で準備をするわけでございますから、教育大学のほうに、こういう相談でどうかというような意見を持つていった段階で、教育大学の側からは、また教育大学につきましても別の意見もあり、別の考え方もあって、そのことがその状態ですとまっておるというのが、今日の姿なんではございますが、そのとまっておる一つの姿の理由といたしましては、大臣が申し上げておりますように、落合教授が四十七年の四月に埼玉医科大学長に御就任になって、これが発足したばかりの大学でございますまして、四十七年から一年生を迎えた新設大学なんではございます。私どもは、大学を新設いたしました際に、新設の当初だけ教官が就任をしてあと動くというのは非常に困るものでございしますから、そういう事情を、具体の人選として固定し

ていくならば、もう一つ別に考えなければならぬという要素は東京教育大学のほうにもございします。

そこで、この事前の準備段階で落合教授の名前が信望を得て出ているということは十分承知しておるわけでございますが、それをそのまま確定したいという事情もまた両者の間にあるわけでございます。もう一度その点を考え直しをしていただきたいということで、私ども、ことしに入りましてから、落合教授の推薦を医科歯科から東京教育大学にしたのは昨年の暮れでございます。ことしに入りましてから、この副学長の問題というところだけを焦点にしたきめ方でなくて、もう少し幅広い人選というところをお願いできないものかという意見をいたしまして、それがことしになってからのまた再度の御相談というふうに進んでございする次第でございます。

○木島委員 このA氏の名前は——われわれが覚えてA氏と言っていることは、この人がさきも悪い人のような印象を与えるといけないから、あえてA氏と言っているのではありませんが、このA氏の名前は、宮島さんも入っておる五大学の医学部長会では出ておった、そういう中で落合さんに副学長がきまったのであります。したがって、そういう中ではいろいろな候補者もあがりましたね。五大学の中ではいろいろあがりました。いま時間がありませんからこういうことを言いませんよ。あがった中で、そういうことも含めて落合さんにきまっておる。すると、いまお聞きすると、文部省は、埼玉医科大学の学長であるから副学長にするのはいかがなものか、いわばこの文章の、東京教育大学は副学長についてはたな上げざるを得ない、「先般、本五大学部長会から副学長候補の推薦があつたが、諸般の事情で、副学長については棚上げせざるを得なくなった」ということは、文部省もまたたな上げを要請した、埼玉医科大学の学長であるから落合さんは困るということ、文部省もそれでは——あなたはさつき、この文章を撤回させる方向に進んでおるとおっしゃっている。その中

で私が言いたい一番中心は、その副学長に五大学の医学部長会が落合さんを推薦した、その副学長については、たな上げざるを得なくなったということと文部省の考え方は、それじゃ一致しておると見ていいのですか。

○木田政府委員 私ども、十二月の状況からその両大学の間で起こっておる事実については聞いておるわけでございます。そして新年に入りまして法案の準備その他を進めてまいりました。いま落合教授が一番適切な方だというふうによくの方の御意見があったというところは申し上げたとおりでございます。他のいろいろな事情がなければ、これは一般的に当然考えられることだとも思うのでございます。ただ、その場合にも、新大学の学長との関係はどうだといったような御意見も出ておったことも聞いておりますが、法案を最終的に確定いたします段階で、いま御審議いただいておりますように、新大学の学長、副学長の最初の任命につきましては、東京教育大学長の意見を聞いて文部省が任命するというような手順も最終的には固めさせていただきます。そして、実は落合教授の名前だけ出ておりますが、副学長だけ選考が進んだのではないのでございまして、ほかの病院長その他の人事も同時に御相談をいただいておりますところでございますから、いまこの問題につきましても、副学長だけを両大学でくだわるといふことでなくて、事前の準備を進めるために、もう少し副学長のことは副学長のこととして、さておくとしても、他の人事を進める相談をやっていただけないかというお願いを、私どももしておるところでございます。

○木島委員 いま私が質問しておるのは、副学長問題だけ。そこで、副学長、なぜいま私がそこにしほるかという、文部省も相談をしてやったところの五大学の医学部長会が、経過はともあれ、落合さんになった。それはもうすでに埼玉医科大学の学長である。そのことも承知の上でなつた。ところが、あなたがさつき、宮島さんがたいへん非礼であり、

反省しておると言つたこの文章の中には、「本五学部長会から副学長候補の推薦があつたが、これは落合さんのことね——諸般の事情で、副学長については棚上げせざるを得なくなつた。」といふこの文章、それでは、さつきあなた、学長が早くかわることは困るから、これは考え直してくれと言つたといふことは、このことに關する限り、この副学長に關する限りは、この文章の宮島東京教育大学の学長と文部省の態度は同じといふことになるのかと聞いておるのです。

○木田政府委員 お答えも申し上げましたとおり、ことしに入りまして、法案の準備その他を固め、そうして副学長をこの段階で事実上固めてしまふということが適切でないという感じもいたしましたのでございまして、そこで副学長の問題はさておくとして、他の準備を進めていたきたいといふ点は、私はお願いを申し上げました。両大学長とも、その点は了承してくださつております。でございまして、その副学長の問題を先にきめなければという御意見に両大学ともなつていないことは、事実でございまして。

○木島委員 本来医学部の、医学専門学群の構想の中でも、やはり中心になるところの基幹人事が必要であるといふところから、副学長の選考に入つた。そのことはあなたも先ほど認められた。そして、いまだ待つてくれといふことはたいへん筋道が通らない。そして、いまだあなたがおつちやつたことで、法案の準備をしているから、確かに附則第四は、最初の学長、副学長は、文部大臣は東京教育大学の学長の意見を聞いてきめるといふことになつておられます。任命することになつておられます。すると、文部大臣は東京教育大学の意見を聞く。すると、ずっと文部省が依頼をしてき、相談をしてきた。そして、先ほど木田局長が経過を尊重してほしいと言つたその経過、副学長を選考する順序、そしてしてきたそのものと、その結論と、そして東京教育大学の学長の意見を聞いて、副学長をきめるという——副学長だけに限定すればですよ。といふ、この附則四の、

大臣のとられる処置はどうなさるんですか。

○奥野國務大臣 文部大臣が、東京教育大学の学長の意見を聞いてきめるわけにございましてけれども、その間に多くの方々が大学をつくるについてはお世話をやいていただき、またいろいろな考えを出していただくわけにございまして、相談するにあたりましては、全体のそういう考え方から、また同時に、学長、副学長、協力できる体制でなければなりませんので、そういうことについても配慮をいたしまして、そして、お出しいただいた結論に従つて学長に意見を聞いてきめるという手順に持つていくべきものだろう、こう思つております。

○木島委員 東京教育大学には医学部がなかったから、そこで、専門家の意見が必要であるといふことでも、東京医科大学の学長を中心にして、世話校にし、さらに副学長を選ぶことも含めて五大学の協力を得たわけでしょう。そういう結論が出たわけですね。その会には、第一回から宮島東京教育大学の学長も出て、それではよろしく頼むと言ひ、宮島さんは他の候補者もあつたけれども、その会議ではそうなつてゐるわけですね。落合さんになつたわけでしょう。したがつて、筋からいへば、それが学長の意見として文部大臣は任命する、きのうの拒否権があるかないかという問題も含めて、当然でしょう。なるわけですね。ところが、東京教育大学はこれをたな上げするといふ。いま木田さんは、文部省もまたこれをたな上げせざるを得ないと言つてゐる。すると奥野さんはどうするんですかと聞いてゐるんです。

○奥野國務大臣 それぞれ部門別にやはり世話役の方々がお進めいただかなければならぬだろうと思つてゐるんですが、最後の段階では、やはり学長さんを中心として、それと協力してゐる、そういう体制で副学長をきめてもらひ、そういう段取りに、いずれは法案の進行、成立を待つて進めるべきものではないだろうか、こう考へておるわけにございまして。ばらばらにそれぞれところで副学長まで全部決定してしまふのだといふことでなし

に、やはりそういう進め方を私は否定をしませんけれども、学長をまずきめる。そしてそれと並行的に副学長をきめる、そういうのは皆さん方のお知恵を働かしていただかなければいけないじゃないかな、こういう感じを持つてゐるわけにございまして。

○木島委員 だからどうあれ、あなたが言つたこの副学長問題については、医療担当副学長の問題については、宮島さんがこういう文章を出しておる。これを出しておらなければ、当然専門家の意見を聞いて文部省も依頼をして、頼んできめたところのものを、教育大学の学長があなたに意見を述べるでしょう。あなたは拒否権がないからそのとおりやるでしょう。ところが、そういう形をとつてきたものを東京教育大学は否定をしておる。あなたはそのどちらをとるのですかと云つてゐるのです。

○奥野國務大臣 まだその段階にまで私はきていないと思つてゐる。同時に、五学部長が落合先生を推薦しておられる文書も、新聞にあの記事が出ました後に報告を受けて知つたわけにございまして。そういうものでございまして、こういう問題はやはり総合的に考えなければならぬで、部分的にも進めていってけつこうでしようけれども、やはり最後は総合的にきめなければならぬで、その段階で皆さんとよく御相談をいただければいいじゃないだろうか、こう思つてゐるわけにございまして。

○木島委員 悪意に考えれば、だから落合教授が、野党だけであるけれども、文教委員の中にもつて証言されたところの、福田理學部長が電話でもつて、自民党からA氏が推されて困つておる、これ以上どうにもならない、金を出すのは自民党だ、政府だ、——それは奥野文部大臣も知つておると言われたことがあるから、私はいまそのような聞き方をしておるのです。あなたが正しく正面からぶつかれば、そんなことは知らぬとおしやるに違ひない。さつき言つたとおり。知つてゐても、知つてゐると言つたらこの法案は流れます。吹っ飛び

ます。言わないでしよう。けれども、いま私があえてそういう聞き方をしたのは何かといふと、やはり筋道がきちつと通つておる方法があるにもかかわらず、それをいまだあなたが肯定しないところに、私は何か、人が悪いかもしれせんけれども、疑いの目をもつて見るを得ないですが、あなたは、A氏が自民党から推されておる、あなたがそのことも知つておるといふ、福田さんの電話が落合さんにあつたといふ、落合さんはそのことを証言しておるが、その事実についてあなたの御認識をお聞かせいただきたい。

○奥野國務大臣 いま申し上げましたように、新聞に出てから後に、二月に五学部長から出されておりました副学長の問題の書類を見たわけにございまして。したがひまして、副学長問題は私は全然議論もしていないわけにございまして、他から私がそういう話を受けてゐることもないわけにございまして。私がうそを言う人間であるかどうかは、ひとつ平素の私を見て御信用いただきたいと思ひます。

○木島委員 あなたを信頼するかしんか、これは……。

いま言うとおりの、あなたがこれを肯定なさるわけはないから、しかし世間一般にいへば、あなたは別としても、さつきも言いましたように、一緒に新構想の大学をつくつてきた、いわば同じ陣営の人の福田さんと落合さん、その間の電話あるいは清水学長も含めた中の話、そして福田さんは、あなたもそんなことは知らない、ないとおしやる。おつちやつたら、その構想をつくつたものからすれば、この構想は吹っ飛ぶのだから、何としても言えない。もつと云うならば、大学の自治全体が破壊されるということになれば、これは完全にたいへんなことになりまして、おつちやつたなら、しかし、それを乗り越えて落合さんが証言をなさる。どちらが正しいだろうかといふことを考へれば、落合さんの証言されることが正しいと思ふのは常識ではありせんか。一般的にあなたは、こういう場合にはどういふ判断をされますか、常

識人として。

○奥野国務大臣 人事というものにはいろいろな話がつきまとうものだなというのを、この場合においてもまた思い知らされたような感じがするだけでございまして、私はほんとに真相はよくわかりません。

○木島委員 一般論として、福田さんも落合さんも同じ仕事をしてくれている人、同じ新構想をつくっている人、そうでしょう。福田さんはマスタープランの委員長であつたり、文部省の準備会の医学部会の主査であつて、いろいろな新しい構想を打ち出してきました。そういう中の人でもって、そのからむところの基幹人事の問題でもって両方が反対のことをおっしゃった。一方、こちらの方が言えはこの新構想も吹っ飛ぶ。その点ではこの人も心配しておる。落合さんも心配されておる。しかし、大学の自治を守るためにこちらが証言する。こういう場合には、どちらが信憑性があると常識人としての文部大臣は、一般論として、お考えになりますかと聞いておるのです。

○奥野国務大臣 常識的にこの際どちらにということ、かえって適当でないのではないか、こういう感じもします。その立場はよく御理解願いたいと思います。

○木島委員 そうなんです。そういうような中に、われわれはたいへんに疑問を持つのです。もしこのことが事実であれば、きのう山中先生が、人事の拒否権があるかどうかということを、大臣と法制局長官にいろいろとお聞きになりました。学長の出す意見に拒否権はなくても、出すまでに政府や自民党や大臣が干渉をし、きめるというならば、これはこの間、東大の高柳信一先生もおっしゃったように、大学の自治は人事だけではなしに、むしろ教育財政の中から侵されているという御証言がございましたけれども、そういう中で、そういう力を持つ教育財政の中でもって学問研究の方向もきめ得る、そういう教育財政の権力を持つ文部省の意向というものは、当然人事にも介入しやすい、しているというのではありません。

しやすい状態にある。だから、もしそういうことを通して、人事に介入するならば、もはや拒否権などというものは議論の外に出してしまう。拒否権があるかないかという問題以外の問題になってくる。そういう点では、きのういろいろと御質問ありましたところの、人事委員会やあるいは副学長や参事会等の、きのう山原先生の御質問にありましたように、たいへんわれわれは心配を深めているわけでありまして。

時間が来しましたから、最後に大臣にお聞きします。

この新構想という大学をいま推進していらっしゃるけれども、新構想というものは、大学の自治、人事の自治というものを、その大学にとって絶対のもの、かけがえのないものという前提に立つておつくりになっていらっしゃるかと考えてよろしゅうございしますか。

○奥野国務大臣 大学の自治につきましては、従来から国立各大学についてとってまいりました考え方は、当然筑波大学についても随分すべきでございまして、法の内容もそうなっております。かように考えております。

○木島委員 したがって、人事については、政党や政府はきさかの干渉もしないかと理解してよろしゅうございしますか。

○奥野国務大臣 そうあるべきだと思います。

○木島委員 すると、さっきの質問にもう一回返りますけれども、文部省が東京教育大学には医学部はないから専門家の意見を聞かねばならぬ。これはいままでの経過でも新しい大学をつくるときに常にそうしてきた。そういういままでの慣行とおりに筑波大学におけるところの医学専門学群の構想なり、あるいは基幹人事をきめてくる、そのことは文部省が依頼をし、文部省が相談して落合さんをきめた。大学はそれをたな上げにしようとする。文部省も、このことは埼玉医科大学の学長であるからという理由をもつて考え直してくれという。しかし、きまってきたときにはすでに落合さんは、先ほど言ったとおり学長であつた。この辺と

ちらを——あなたは学長の意見を聞いて任命するときに——さっきあなたは時間は急がぬでいいとかんたかというけれども、そんなものじゃなくて筋道として、ものごとの考え方として、どちらを尊重せねばならぬとお考えになりますか。

○奥野国務大臣 単科大学でございまして、総合大学なものでございまして、いづれ適当なきには、総合的にお考えをいただくというよう機会を持ってもらおう、こう思います。

○木島委員 そんなことだったら、あなた、これは医学専門学群だけの学長であるから、そして東京教育大学の医学部はないから、文部省が依頼し準備費を使ってやってきたのに、総合的だからあとで考えるというのでは、いままで文部省は何をやってきたのですか。

○奥野国務大臣 先ほど来たたび申し上げておりますように、現在まだ法案の御審議をいたしておる過程でございまして。同時に、医科大学をつくりますときには、医科大学をつくるに協力していただくような学長さんたちで世話役をつくっていただき、全部おまとめいただくわけでおるわけでございまして。今度は総合大学なものですから、学長さんをそれぞればらばらにきめていただくわけにはいかない。同時にまた、学長さんと副学長さん、これは力を合わせていただくかなければならない。でありますので、学長、副学長というような人事につきまして、いづれ関係の皆さん方から積極的に御意見を出していただくような機会を持たなければならぬのではないかと、こう思っているわけでございます。

同時に、文部省は最終につきましては責任を持つていくわけでございまして、いろいろな問題があります場合には、その問題につきましても意見を言うということは、当然責任があるのではないかと、こう考えておるわけでございまして、いづれにいたしましても、従来とてまいりました方針と、今回変わった方針をとるという気持ちからさらさらございまして、自然に従って人事がきまってくるように持っていきたいものだ、こう

念願しているわけでありまして。

○木島委員 あなた、附則の四ですね、総合的であるから学長がきまってきたから相談したい。しかし、最初の副学長は東京教育大学の学長の意見を聞いてやるのです。あなた混同していますよ。いま出しておるこのあなたの法律の趣旨に反しておるでしょう。まず学長をきめて、そして学長の意見を聞いて総合的に判断する。しかし、あなたは副学長をきめるのは附則によって東京教育大学の学長の意見を聞く。その東京教育大学の学長は、五大大学の学部長に頼むと言ひ、彼もまた入って、そしてきめたのです。東京教育大学の宮島学長も入ってきたのです。だから、その経過をあなたは尊重するのかもしれない。これは具体的な人事でなくて、それはこれからまたな経過が積み重ねられるかもしれない。しかし、いづれにしても文部省が予算で通ったその金を使ってやつたところのこの経過というものを、先ほど木田さんは尊重するし、東京教育大学は尊重することを期待するとおっしゃった。あなたは、いまいささもそういうことはない。文部大臣のその辺の筋道を聞きたいと言っているのです。

○奥野国務大臣 法律に示しておりますように、筑波大学の学長及び副学長創設にあたりましては特別な機関がございせんので、文部大臣が東京教育大学の学長の意見を聞いてきめる、こうなつておるわけでございまして。副学長を先にきめるわけじゃないに、学長、副学長一体のものじゃないだろうか、こう考えておるわけでございまして。

なお、五大大学の学部長さんが出しておられる書類、先ほど申し上げましたように、先日新聞にあの記事が載りましたから拝見したわけでございまして、落合先生、りっぱな方だと思ひますけれども、埼玉医科大学学長を昨年お引き受けになったばかり、それを国の都合でその事情もわきまえずに引っこ抜いてしまふ。これは私はやはりすべきことではない。埼玉医科大学学長として昨年御就任になったばかりでございまして、創設されたばかりでございまして、そこにやはり無理がある。

また落合先生もそんな気持ち、さらさらないかも知れません。ですから、それなりにそういうことにつきましても御相談もいただいていいんじゃないだろうか、こう考えておられるわけだと思いますだけに、私がいづれ総合的に御相談をいただくような機会を持つべきじゃないだろうか、こう思いますと、こう申し上げておられるわけでございます。

○木島委員 落合さんもお引き受けになるかならないか、たいへん疑問でしょう。落合さんそのものにじやなくて、そういう経過を、どちらを尊重するのですかと、固有な名詞じやありません。それを聞いています。

○奥野國務大臣 先ほど来申し上げてますように、従来の姿をことさら今回違えるという意思は持っていない。ただ単科大学じやなしに総合大学であるということは、やはり頭に置いておかなければならないだろう、こう申し上げておられるわけでございます。

医科大学の場合には、学長、先生から全部組みかえていただいておりますわけでありませう。今度の場合に、医学専門学群のお世話をさせていただいて、グループの方々がいらつしやるわけでございますが、同時に筑波大学全体として、円滑に運営される配慮もやはり必要じゃないか、こう思いますので、そういうトップ人事になってまいりますと、いま申し上げましたような配慮も必要じやないか、こう思っているだけでございます。たいへん軽い意味で申し上げておられるわけでございます。

○木島委員 もう時間がきましたのでやめます。私はいま大臣の御答弁を聞きながら、ますます疑いを深くいたしました。

〔森(喜)委員長代理退席、委員長着席〕

これほど私は筋道を立てて、あまり授業に分かれていないように、この問題だけにしほってお聞きをしてきたのでありますけれども、大臣の御答弁を聞いている間に、ますます私は何かそこにある、何か裏にある、そしてさっき言ったように、落合さんの証言が、だんだんと信用されてくる。しかし、このことは、ことば以外の証拠がないのでありま

すから、そして一方が肯定し、一方が否定しているものでありますから、これは何らかの別の機会で行なわれなければならないでしょう。きょうここで決着がつくものじやありません。しかしさっき言ったとおり、この場合にどちらに信憑性があるのだろうかとかすれば、私は常識的に落合さんの証言のほうが、より信憑性があると思う。そしてそのことが、いまここであなたが否定なさっても、私が心配するのは、そのことがもし事実だとするならば、新構想という大学は、その出発にあたって、大学の自治というものを否定する新構想なのか。

世間が批判し、おそれおり、心配しておることが、実は事実なのではないか、そういうことが財政的に権力を持つところの政府としてありがちなことであり、やれやれすればそういうことが何か常識的になりつつあることをおそれるのであります。そういう点を申し上げて、このようなりわさの立つようなことは誠に慎んでもらいたいというところを要望しまして、私の時間がきましたので質問を終わります。どうも失礼しました。

○田中委員長 山原健二郎君。
○山原委員 ただいま木島先生のほうから、きわめて大事な問題が提起をされているわけですが、この人事の問題がいかに大事かというところは、この前の参考人の方、筑波大学に賛成しておる方までそのことに触れられております。ところがこういう、うわさといええ相当信憑性を持ったものが出てきて、すでに筑波大学の最高幹部の人事が、そういう状態で暗躍あるいはいろいろなりわさが飛びという状態は、まさに筑波大学の前途に暗い影を投げかけているということをおぼろげに申し上げたいのです。この間私は、落合教授に對しまして、新聞に出ておることを全部はお聞きませんでした。たけれども、福田理學部長から、キッシンジャーということが電話の中で出ましたかといひますと、はつきり、出ましたとお答えになったわけですね。キッシンジャーからラスプーチンか何か知りませんけれども、そういうものが最高人事の問題

で、こそそ動いているなんというところは、想像もできないわけですよ。

それから、ただいま木島委員の質問に對して文部大臣の答弁、ちょっとおかしいと思うのですが、あなたが副学長の人選が行なわれているということを知ったのは、この間新聞が出てからだとおっしゃいましたが、そういうことですか。

○奥野國務大臣 五学部長から、落合先生が適当だということを書いた文書がございました。それは新聞を後に事務当局から持ってきたものであります。拝見をいたしました、それが初めてでございます。

○山原委員 新聞に出ましたのは、おそらく東京タイムズだと思えますけれども、六月ですよ。ほんのこの間のことです。昨年の十二月の二十二日に東京医科歯科大学の学長、清水教授から、いわゆる五医学部長会議の報告書が文部省と東京教育大学の準備室の三輪知雄氏に對して送られております。昨年十二月の二十二日のことなんです。それには副学長選挙にあたっての経過がずつと書かれています。しかも、最選任者は落合京一郎教授であるということが出され、しかも、それには、現に落合教授が埼玉医科大学の学長をしておるから、その点については配慮していただきたい。そのことも含めて落合京一郎教授が最選任だという文書が、文部省に出されているわけですね。それから半年間文部省の事務当局は、文部大臣に對して提出されたこの文書を、奥野文部大臣に見せなかつたのですか。

○木田政府委員 ただいまおあげになりました文書は、医科歯科大学学長が東京教育大学の三輪準備室長に出された文書でございます。その写しは私は拝見をいたしました。しかし、文部大臣あての報告ではございません。文部大臣あての報告は、まだその段階では準備ができてないといふことは承をいたしております。

先ほど木島委員のお尋ねにお答え申し上げましたとおり、東京教育大学学長と、それから医科歯科大学学長とが協力をして、この医学の体制の準備を進めていただきたい。いままでの経緯もあるこ

とだから、医科歯科大学学長が中心になってお世話を願うようにしたい。そういうお願いを両大学長にお願いたしました。そして、とうとう東京教育大学と医科歯科大学学長とのほかに、五学部長が集まった会で御相談があった。その間、医学の関係者だけで集まって意見の交換をした、いからというので、集まられましたその報告を、東京教育大学のほうに持っていかけたわけでございますから、両大学の間の御相談というのとはまたまたってない段階でございます。私も、その途中の経過を聞かせていただいております。ところでございまして、大臣には、文部省あての文書としてお見せをするということはいましてございせんでした。

○山原委員 その文書の提出を求めます。これは非常に重大でございますから、木田大学局長がそういう重要な文書を、半年間も写しを持っておって、大臣にも見せないといふことですね。この副学長選挙にあたっては、最初六名の方が候補者として出ています。それから三人の方が出ています。その間においては、この五医学部長会議におきましては、まだ学長もきまてないのだから、副学長の選挙は一時見合わせようではないかというところで中止をしているのです。それがさらに文部省の要請に基づいて昨年の十一月一日に室長三輪知雄氏が就任をして、三輪知雄氏とそして宮島学長とが同行しまして、そして五医学部長会議に出まして、あらためて早く選挙してもらいたい、こういう要請があつて、その結果昨年の十二月の二十日でございますが、落合京一郎教授に満場一致で決定をしておる、こういう経過を踏んでいるわけですね。

だから、この間半年間、文部省が何一つこれに對して関係をしていないなどというところは、考えられません。密接な関係を持って、東京教育大学とマスタープランその他についても行なってきたと主張し続けてきた文部省ではないですか。それがこういう重要な十二月二十二日のこの報告書、それをいただいて——私は文部大臣あてに来ておると思っております。だから、その文書を見せて

いただきたいと思ひますけれども、かりに写しとしても、あなたが見たならば、なぜ文部大臣に対してこういうことがあるのですよというのを報告しないのですか。しかも、新聞に六月、ほんの最近になって出ましてから、初めて文部大臣に見せるなどという、そういう文部省のやり方が今日まで行なわれているわけですか。

○木田政府委員 先ほど申し上げましたように、東京教育大学長と医科歯科大学長を中心とした準備の段階で御相談中のことなんでしょう。医科歯科大学長の方から、東京教育大学の三輪準備室長に対する、こういう経過でございまして、文書を確かに私も写しとして見せていただきました。しかし、それは先ほどお答え申し上げましたとおり、落合先生を一般の方がいままでの経緯から見ても一番適任であるというふうにお考えになるのも当然のことではございませうけれども、しかし、このことにつきましては、通例でございまして、私も大学の設置審議会等にはかりました場合に、とうてい御了承を得られないという性質の要素を持っております。ですから、落合先生のことにつきましては、それを受け取られた東京教育大学の方でも、今後の準備を進めるにつきましては、なおよく考えなければならぬという状態でございます。よって、その当時御議論がありましたのは、副学長の予定者と病院長の予定者ということで御議論があつて、その御議論が詰まらないままに準備の仕事が進んでおりませんので、そこだけ準備が進まないというのとは、進められる準備をもう少し進めていただきたいということを再三私からお願ひを申し上げておりました。

先ほど大臣もお答えいたしましたように、実際に事前の準備でございまして、いろいろなことを、準備の進むところから進めていくということをやつていかなければなりません。一つのことだけにこだわつてしまつて、両大学の関係の相談が進まないということは、私としてもたいへん準備を進める立場で困るわけでございます。でござい

ますから、いまの落合教授の問題等につきましても、三輪室長のほうからの御意見もございましたけれども、そのことだけをいまだどちらかにきめなければならぬということじゃなくて、もう少しほかの準備を進めていただきたいという御相談を重ねてまいりまして、経過がたつた次第でございませう。

○山原委員 再三、一同、五医学部長会議が学長もきまらないのだからやめましょう、これは良識ある態度ですよ。そうしたら再び東京教育大学宮島学長、三輪知雄室長から再度の要請があつて、早くきめてもらいたい。こういう経過があるわけでしょう。

〔委員長退席、森（喜）委員長代理着席〕
だから、そういう中で、しかもそういう経過を経て満場一致で出てきたものを、さらに半年間文部大臣にもあなたは知らさないで、そこに今度は、この五医学部長会というのとは関係ない医学部長が集まつて、まさに専門家を言つたように東京教育大学というの、木島先生も言つたように医学部を持つていないのです。専門家はいいのです。ここに複雑物が入つてきておるのです。そして同時に福田さんという理化学部長、これは実権を持つておる方だといわれておるわけでございます。この間参考人としておいでいただいたわけでございますが、そういう実力者がこの中に介在をしていく。

〔森（喜）委員長代理退席、塩崎委員長代理着席〕
そうしてその中に——自民党も被害者ですよ、あつさり言へば、自民党からこういう人が推薦されておるので、これはたな上げせざるを得ない。もし自民党が言つていないとするならば、自民党も被害者なんです。こういうことを言われておるのは、だから私は、自民党の方たちも、その真相を究明するために福田理化学部長をお呼びになつてもいいくらいの問題だと思つたのです。そういう政治的介入まで、これを利用して、たとえば電話でおどしをかける、たな上げせざるを得ないとい

う、この個人がいれば暗躍しておる状態、これは筑波大学の今度の参考会その他を含む学外者の問題とも関連してくるという、この点を私たちは心配をしていくわけでございます。

それで、この福田さんという方はみずからキッシンジャーと名のつておられるわけでございますけれども、どういう権限が与えられておるものか、私はわかりません。しかし、この方がこの間参考人として、東京教育大学関係者として当委員会においでになつたわけでございます。あのときに福田さんは、東京タイムズのこの記事については嚴重に抗議をする、取り消しを要求すると言われました。現在お聞きしますと、そういうことも行なつておりません。この委員会において証言をされた、参考人として言われたこと自体も行なつていない方なんです。

それからまた、昨日出ましたところの自由新報、これに福田さんと思われる方が「現代の虚構」という論文を載せています。これは明らかに、文教委員会に参考人として呼ばれた。そしてその中の二人は、とくに東京教育大学から転職したり退職した二人の元教授と、反対派の教授であつた。私も出たと言つておるのです。あのときは四人呼ばれたのですから、反対派として来られておつたのは、東京教育大学関係のお二人の方とお一人の方、三名の方で反対した。だから、明らかにこの文章を書いておる方は福田さんです。Fというかしら文字を使つておられます。Fというのは福田の理化学部長でございます。

その方が、これは全く当委員会において参考人を呼びました会議を侮辱しているのです。どういふ書き方をしておるかという、筆者は先日衆議院文教委員会の参考人として呼ばれ、審議のやり方を直接知る機会が与えられた。そういうことから、全く筑波構想の本質に触れなかつたというふうなことが書かれておるのです。しかも私どもの党にとりましても重要な問題として、とくに大学民青と日教組あげての反対運動は狂気のさたと

いつても過言ではない。という言い方もしております。さらにまた「学内に公然と党組織をつくらせて大学の自治をおびやかしているのは、現在のところ日共だけである。」「筑波大学は極左勢力の攻撃から大学の自治を守り、教官と学生が自由に学問に従事できることを、最高の目標としている。」「これが筑波構想に対して一番協力してきた人の発言なんです。筑波大学はこういう目的をもつてつくられておるのです。また、いま大学の中に政党的組織を持つておるのは共産党だけではありません。どの政党だつて持つのは憲法上当然のことなんです。ここに自由民主党の出されておる年報がございまして、その中にも「東京都市生部。東京都内各大学に支部を結成したところは七大学である。目下、有力大学内に研究会ないし支部結成の準備中である。」「一部分でありますけれども、こういうふうに出ております。これもまた、自由民主党として大学の中に、学生の中に、支部をつくるのは当然のことなんです。

そういう状態であるにもかかわらず、まさに反共、反日教組、こういう立場でしか、ものごとを考へられない人物が、この筑波大学の中枢部におる。しかも、副学長という最も大事な管理機構の要員の人事について、まさに暗躍をしておる。そして、事実かどうかはわかりませんが、自由民主党の名前を利用して、この副学長人事はたな上げせざるを得ないという電話をかけておる。そして、お世話役として東京教育大学も、また文部省も認めたところの東京医科歯科大学の学長に対して面談をして、そのことを言つておる。どなたに福田理化学部長が今日になって否定しようとも、証人としてそれを裏書きしておる方は落合教授であり、また東京医科歯科大学の学長清水教授であります。どちらが信憑性があるかというところは明白なところ、こういうことが行なわれているということになります。筑波大学は重大な問題をかかえておる、私はそのことを指摘をしなければならぬと思つたわけでございますが、もし文部大臣の言われるとおり、学長はきまつていないのに、副学長、

そういう選考をやるのはおかしいというのであるならば、あなたは六月の段階で知ったというのですから、知ったならば、そのことはおやめなさいと言ふべきでしょう。いままで何カ月も選考させて、そして満場一致で決定したものが出てくると、これにちょっといかかっている。今度はどういふ言ひのがれをするかという、東京教育大学との間にまだ意思が疎通していないので、だからこれが停滞したままだと言ひのがれをする。これらの一連の、木島先生がいままでずっと経過を追って言われたことから判断をしますと、何か暗いものがこの筑波大学の背後で動いておるといふことなのです。こんなことを国民に印象づけられたい、これはたいへんなことでございます。そういう点については態度を明確にしておかなければ、人事の公正を失った大学などというものは、大学の自治などというものは守れるはずはありません。文部省の姿勢を明確にしておかなければならぬ問題です。その点について、文部大臣の決意をここで伺っておきたいのであります。

○奥野国務大臣 東京教育大学が發展的に解消して筑波大学が生まれるものでございますので、東京教育大学の関係者が人事の問題につきましても、関心を持つ、これは当然のことじゃないだろうかというふうに考えるわけでございます。ただ、学長とか副学長とかいうような問題は、文部大臣が、東京教育大学の学長の意見を聞いて任命をすることになっておりますし、またその選考に取りかかるということもないわけでございますので、文部省がそういう人事についてかれこれいまして話をしていくというのではない、こう申し上げていくわけでございます。いずれにいたしましても、従来から新しく大学をつくり出す場合には、つくる大学の学長等の人事につきましても、お世話役をつくりまして、おぜん立てをしていただくというしきりにはなっていますので、そういうようなしきりには十分わきまを、特に変わった運営をしようという気持ちはない、かように申し上げていくわけでございます。いろいろな争いがあつたりして

いますこと、まことに私も残念な感じがいたします。しかし、個々にいろいろな人事などにつきましても御心配になること、そのことを私は否定すべきではない、いろいろなことがあつてもいいのじゃないかと思ひます。ただ、それが黒い、うわさ的な感じになってまいりますこと、これはたいへん遺憾なことでありまして、そういうことのあるりませんように、文部省といたしましても特段の配慮をしていくべきものだらう、かように存じております。

○山原委員 特に福田さんの発言の中に、お金を出すのは政府であり自民党であるから、その言うことを聞かざるを得まいなどという発言がある、ということ、これはもつてのほかにございまして、そんなことがもしあるとすれば、これはたいへんなことだ。利用したかどうか、事実あったのか、私もその真実を見ざることはできません。私にせよ、こういふことがあるとこれはたいへんなこととございまして、だから私も言っておきますのは、学長の問題は、これは大学が新設される場合には、これは文部大臣が任命をするという形態をとられるのはやむを得ないと思ひます。しかし、大学の自主的な決定という民主的な手続をとることが、こういうことをなくする最大の道であるというふうに私たちは考えて、昨日もそのことを強く強調したわけでございます。そのことをきよう申し上げるつもりはありませんけれども、これらの制度上の問題があるというのを私ははっきりさせておく必要があるのではないかと思ひます。

それからもう一つは、現在、東京教育大学の準備室です、室長一名、室員二名ということがあるうとうに決定をされておりますけれども、依然として室員が足りないというの、どこに原因があるか、これも私は伺っておきたいのです。東京教育大学がスムーズにいっておるとするならば、その室員などはもうとうとうから決定をされて、もつと体制の整った形で筑波大学が前進をしていくわけだ

らうと思ひますけれども、その根元のところがまだたまたましておる。それらの原因もどこにあるのか、これらも伺っておきたいことなのであります。

○木田政府委員 御指摘のように、東京教育大学の創設準備室は、三輪準備室長が昨年の秋、十一月のころにきまりまして以降、私もとしては鋭意その人選が早く進むことを期待しておるのでございまして、学内の意見がまだまとまりませんで、室員二名が欠けておる、御指摘のとおりでございます。これはやはり学内の論議が詰まらない、相談が円滑に進んでいないというふうに私も理解をしております。

○山原委員 私は、東京教育大学の筑波移転の問題は、はじめ、マスタープランの問題は、評議会の問題をはじめといたしまして、文学部の問題が出てまいります。一方は文学部に対するきわめてきびしい批判的な態度をとっておられる。しかし、ほんとうに大学の発展というのを考えるならば、その困難な中でなおかつ話し合いを進められていくというそういう態度、またそれに対する文部省としての、くちばしを入るのではなくして、その話し合いを激励する、支援していく、そういうことをやっていく、このことが私は大事だと思ひます。文学部が非常に不当な決定だというところで出席をされない、それを放置されたまま、やむを得ないのだから多数決でいくのだというやうな姿勢とか、そういうものが積み重なってきておる。これが東京教育大学の残念な姿です。だから、それが室員の問題にしましてもまだ決定をしないというところにもあらわれてきておると思ひます。

それからまた、学長である宮島さんに対して、評議会議長としての不信任案が出る。これなどもあの学則を評議会議長である学長が、かつてに変わなければ、不信任の案が出る直接的な動機はなかつたと思ひます。だから、そのときに、ほんとうに学則の問題について法案との関係でどうするか、現在の学生の修学年限をいつまでに持つ

ていくのか、かつてに自分の頭でこただというふうにして決定をして、せっかく学生を募集するときの募集要項として、受験生に対して、親に対してもししておるものを、いきなり学長の権限でこれを縮めるというやうなことが行なわれる、いわば独断専行、そういうものがあるわけですね。それを民主的に話し合つて、法案がまさに通らうとして、あるいは法案がいまかかっているこの際に、ここで修学年限をどうしようしなければならぬのだ、どうだろうという話し合いがなされるならば、ああいう事態は起こらなかつたと思ひます。いま東京教育大学は、依然として二月以来評議会が開けないのでしよう。評議会を開いて議長である学長の出席を要請しても、学長は出てこない。最近何か、臨時委員会が何か持たれたさうでありますけれども、それも決して正常な評議会ではありせんから、要するに二月以来正常な形が続いていないのです。東京教育大学の意思に基づいて基づいて、しばしば言われるけれども、その東京教育大学たるや、まさにそういう残念な状態にある。また、学生諸君も職員の方も全く知らない、何ら相談も受けない状態で中核機構が先行していくという、こういうところに問題があるわけですね。そういうことが馬車を引っぱって、新しくできる筑波大学がよくなると思つたら大間違いです。東京教育大学の民主的な運営というものを確立していく、そのために教職員の皆さんあるいは学生の意向も十分反映させていく、そういう体制、体質というものをつくり上げてこそ初めて新構想筑波大学というものが新たな前進をしていくわけですね。そこからはもう麻の乱れたやうな状態にしておいて、何でもかんでも決定したのだからやめていくという形が出てきたのが今度の法案審議の中で文部省答弁ではなからうかと私は思ひます。そこらのことを相当腹をきめて民主的に整理をしていく必要があると私は考えております。

だからこそ筑波大学には職員の問題は全然出てきておらない。「第一次まとめ」でも、職員がどうなるんですか。現在東京教育大学におられる職員

の方たちは、希望する者は全員筑波へ移るんですか。家庭の事情やその他で筑波へ移れない方は、どうするんですか。あるいは筑波大学における事務職員の配置はどうなっているんですか。八百何十何名というのが本部へ集中していることになっていすけれども、そうなると、学系や学群には事務職員がいけないという状況が出てくる。現在の東京大学の事務機能よりもさらに大きな集団が、筑波大学の本部に集中するというような計画になっておるようですが、それもまだ私どもにはわかりません。私の聞いたところではそういうことになっていすが、この職員の問題なんかについては、筑波大学ではどういふうにお考えになっておるか、簡単にちゃんと整理された案を持っておるかどうか、持っておるならばこへ出していただきたい。

いま資料要求として、一つは、昨年の十二月二十二日の五医学部部長会議が三輪知雄室長に出した副学長人選についての文書、それからただいま申しました職員の方たちをどのようにするかというその計画があるならば見せていただきたい。現在のところ職員の方たちや学生の諸君の問題について私たちは審議する資料がないわけですが、何もないわけでは。そういうような中で審議をしておりますので……。

ただ、学生のことについては、この間参考人を呼びましたときに、東京教育大学の島さんでしたか、あの方がいろいろ読み上げられました。あれ、何だろうと思つて、初めてびっくりしたわけですが、学生を三十人単位で何とかかんとかするといふふうなことをずらずら読み上げられて、あんなものが文部省の中にあるのか、一体どこにあるのか、われわれはこの法案審議にあたって、大学を構成する、しかも大学の教職員の半分以上を構成する職員、あるいは学生がどうなるのか、そういうことも知らないままこの法案を審議しているのですが、これについての説明と同時に、その資料を直ちに提出していただくように要求をいたします。

○木田政府委員 法案提出の前後から、東京教育大学の中で不安定な事情がありますことは、私どもも遺憾に思つておりました。できるだけすみやかに体制を整いますことを期待をいたしておる次第でございます。

お尋ねのございました資料でございますが、第一の東京医科歯科大学長が三輪室長に対して提出をいたしました文書は、私どもが直接の当事者になっておりませんので、また関係の学部長もおられることでございすが、御依頼の趣意を伝えまして、関係者の同意が得られますならば御提示をするというお世話をしたいと思ひます。

第二点の事務局の関係でございますが、事務局員は本部で一括して体制を整えて、新たな体制に即応できるように配置を有機的に考えたいという次第でございます。いままでのように、部局に何名ずつ割りつけるという考え方でなくて、全体的な事務職員の有機的な配置というのを考えたいという趣意で、非常に包括した事務局という姿をいまして、その創設準備の段階でも構想をいたしておる次第でございます。また職員等、これは事務職員も当然でございますが、東京教育大学の関係者から筑波大学に発展的に移行する大学でございますから、そのことを希望される方が筑波大学のほうに移るといふのは当然のことかと思ひます。それを希望されない事務職員、または、そのことが事実個人的に不可能だという職員については、個別に御相談をいくつもございします。

○山原委員 結局事務職員の配置にしましても、中樞管理部門に集中して包括的に握つて、そしてそれから各学系、学群あるいは学類、そのほうへ配置するといふことだろうと思ひますけれども、その配置計画などおそろくまでできていないかと思ひます。だから、学生に対する取り扱い、これは非常に重大な問題で、それから職員の方々に對する移転その他を含むところの計画、これを出していただかないと、私ども、ほんとうに筑波大学移転にあつたてのそういう人たちの身分の問題なども、これは国会で当然論議しなければ

ならない国家公務員の問題でありますから、そういうことがまだ煮詰まつていないとするならば、現在考えられておる案については、せめて文教委員全員に配付をしていただきたい。

同時に、今度の大学におきましては、いままでのような学部割制というものがなくなるといふお話ですけれども、しかし、やはり学類もあるわけですね。その人員の配置をどうするかという案等だつて出てくるわけで、必ずしも筑波大学が研究と教育の組織に分かれたから、すべてがうまくいくなどという甘い観測ではだめですよ。ほんとに学類においてもそれぞれ人員の配置、予算の配分というものを含めたいいろいろの問題があるわけですからね。いままでの大学だつて、民主的に学部教授会の運営が改善されていくならば、相当改善できる問題。組織を変えたからすべて問題が解消するなどという、甘い観測でPR資料を出しておられますけれども、それは必ず蹉跌を生ずるというのを考えます。私はそういう意味でこの資料の提出を要請をしまして、本会議も始まりまして、午前の質問を終わります。

○塩崎委員長代理 午後三時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後三時十一分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案について、順次発言を許します。受田新吉君。

○受田委員 私、今回提案され、目下審査が進められておりますこの国立学校設置法等の一部改正、なかなかいゆる筑波大学法案と称せられるポイントについてお尋ねをいたします。

文部省は、いま日本の大学教育がどういふ形で行なわれておるか、近代国家の優秀な人材育成の場における高等教育の拠点としての大学教育の理想像というものは、どこへねらいを置いておら

れるか、基本的な問題として御質問をしたいと思います。

ばく然とした質問であります。中身に触れさせていただくならば、いま日本の青年層で、現に大学に学んでおる学生数と、一般国民当該年齢の人々との比率、それから過去における戦前の大学教育のそうした形における姿を比較してお答えを願ひたい。

○木田政府委員 申し上げるまでもございせんが、戦前の大学というのは国家必要の人材を養成するエリートのための教育機関といふふうになつておりました。これも明治、大正、昭和と下るに従ひまして大学の規模が拡大し、その学生数もふえてきたことは事実でございますが、大ざっぱな数字で恐縮でございますが、昭和の十年代までは、十年のころまでは、大学に学ぶ学生数は、いわゆる正規の大学と申しますと一、二%、同年齢人口の一、二%程度であつたかと思ひます。その当時の高等専門学校まで加えまして三、四%というのが昭和十年ころまでの姿であつたかと思ひます。戦時中にいろいろと拡大もいたしました。戦後御案内のような新しい学校制度をとりまして、高等教育への進学率は逐次高まりを見せてまいりました。しかし、それがふえ始めましたのは、実は昭和三十年代の後半から急激にふえ始めたというように私も考えております。これは一つには、戦後の六・三・三の改革によりまして、初等中等教育が六・三・三というふうに一貫した教育制度になりましたために、高等学校への進学率が昭和二十四、五年の四〇%台から昭和四十年代に七十%に高まる、今日におきましては八七、八%にまで高まるという高等学校教育の普及と対応しておるものでございすが、これらの高等学校への教育の普及に伴ひまして、昭和三十年代の後半からわが国の大学教育への進学者の層が逐次厚くなつてまいりました。昭和三十五年と四十年の段階で大学生の数をとてみますと、大体三十五年から四十五年の十年間に学生数は約四倍にふえておるといふ状況に相なつてお

ります。

今日、昭和四十七年度にわが国の大学、短期大学へ進学いたしております青年層は、全国平均で同年齢人口の二八%を数えるに至りました。これは戦前中等教育よりもはるかに大きい数字に相なっております。また、地域別にはこの進学率は非常に隔たりがございます。東京のようには同年齢人口の五割の青年たちが大学へ進学しておられるところもございます。青森のようには、一番低いのが青森県でございますが、同年齢人口の一四%という非常に比率に大きな隔たりがございます。最近五年間にこの進学率が一二%も高まったという状況でございます。世界ともいわれております大学の大衆化現象というものが、昭和四十年代に入りましてからわが国にも急速に広がってきた、こういうふうに出ておるところでございます。

○愛田委員 その点は一応あたりまえのことではありますが、私が問わんとしているのは、いまのような情勢の中で、大学の教育というものは、かつての大学が学問のうのきをきめるといふ時点に行なわれておったわけである。しかし、学校教育法はそれを「学術の中心として」云々という新しい構想に切りかえた。しかし、これだけではなくして、もっと社会に奉仕し、もっと一般国民に役に立つ人材をつくるという意味の新しい大学像というものを一応考えておるのではないかと、文部省の大学教育における新しい夢を私は伺いたいと思っております。

○木田政府委員 ただいま申し上げましたように、大学が非常に広い青年層を対象にした教育の場になりつつある。それに対応いたしまして、これからの大学を考えてまいります場合には、幅広い一般的な教育、そしてまた大学だけで勉強しただけで完成するというものではございませんから、社会に出た人々もまた大学に立ち返ってきて勉強できるような大学、大学が地域社会の知的創造活動のセンターとなり得るような大学、これを将来の大学の姿として考えてまいりたい。すべ

ての国民に年齢、場所あるいは時を選ばずに学び得るような大学という方向を考えていかなるべきではないかと思っております。

○愛田委員 学校教育法には、学術を中心として、知的、道徳的、应用能力を大学では養成するといふ趣旨が書いてあるのです。学問のうのきだけでは、知識人としても、道徳人としても、また社会人としての应用能力を持つ意味からも、そういう各方面に豊かな人材を、全人的な陶冶の上に教育するというのが大学教育であると私は思っております。

しかし同時に、いま局長が指摘されたような、かつてのエリート人材を養成する時代と違い、少数の人材を育成する時代と違つて、あなたがいま指摘しただけでも、現在二八%同一年齢の者が大学に学んでおる。さらにこれは、だんだんと、年とともにその比率は高まると思つて。そうすると、大学というものはもうこれは大衆のための大学だ、一部エリートの大学ではないのだ、庶民の大学だ、という意識を持つべきであると思つて。そのうち、そういう構想が、いま局長には一向うかがわれない。地域社会に奉仕するといふ意味でなくして、大学の性格が、すでに国民の同一年齢層の半分にも達する人が大学に学ぶといふ時代になつた現在、古いタイプの大学教育を考えておられるような文部省では時代おくれになる。文部官僚の皆さまはそういうエリート時代に養成された人々であつて、古い頭で、石頭でこれからの大学教育を考えておられる。これを私に笑顔をもちて接するといふ、福徳圓滿の相を持つておられるようでありませう。これをいいかげんに流していくような問題ではない。これからの大学教育のしんはどこへ置いていいかといふくらいは文部大臣としての構想が要ると思つて。日本の大学といふものは、ドイツの大学の自主性、管理体制といふものは、ドイツのほ

うから学びとつて、そして日独の第二次世界大戦への原動力になつた人材は、そうした大学教育でつちかされた人々であるといわれるほどの、ヨーロッパのドイツ教育をまねた日本の教育が批判されておる今日でありますので、これからの大学教育は、いま申し上げたような大衆性を持つた大学、開かれた大学——開かれた大学といふことは、真の開かれた意味の大学といふことであるならば、私は大いに共鳴する。かけ声だけでなく、ある特殊の目的を持つたものでなく、真の意味の開かれた大学といふようなものへ大学の教育を置くべきではないかと、私はいまお尋ねしたつもりでございます。その趣旨に沿つた御答弁を願いたい。

○奥野国務大臣 ただいま大学学術局長がお答えをいたしましたのも、受田先生がおっしゃつていられるのも、私同じような基本的な考え方であつたのではないかと、こう思つております。先ほども政府委員が答弁いたしましたように、戦前の大学は国家要員の人材を育成するのだといふふうに表示されておつたわけでございます。仰せのように少数のエリートを育成するのだ、指導者を育成するのだといふような考え方に立つておつたと考えるわけでございます。今日はむしろ国家社会の形成の中核者、そういうものになつてもらう。少なくとも一般的には大学を卒業したと同一ような素養をみんなが身につけるのだといふことになつていくのじゃないかと、こう考えておるわけでございます。そして、そういう考え方のもとに大学の整備を進めていかなければならぬ。だからまた、六〇年代には四〇%の人たちを大学に迎え入れられるように大学の施設を整備していこうといふような計画を持つておるわけでございます。

同時にまた、社会がどんどん変化いたしてまいりますし、同時に社会に開かれた大学としてそのあり方をくふうしていかなければならぬわけでございます。ただ、大学当局が常にそうした面におきまして積極的に対応策を打ち出して、講座の開設でありますとか、あるいは学部の編成でありますとか、あるいは大学院のあり方、すべて

そういうような見地においてくふうをしていただかなければならぬ。学術の研究を続けると同時に、そういうような社会に開かれた大学としてのあり方を積極的に掘り下げて研究してもらい、また対応策を立てていってもらふといふことはたいへん必要なことだ、かように考えております。

○愛田委員 大臣も大学学術局長も、お人柄として、気持ちが悪いほど笑顔をもちつてわれわれに当たつておられるわけですね。ちよつと気持ちが悪いほどです。しかし、しんは持たなければいかぬ。これは微笑外交といふことでなくして、真剣に祖国を愛し、そして日本国民を愛する、その意味の教育の府として文部省は奮励努力してもらわなければいけない。

そこで、そうした大衆のための大学というものの夢を描かなければならぬ段階で、いわゆる筑波大学法案が出てまいりました。しかし、野党の皆さんの質問を通じてみてもわかるのですが、この根底は中央教育審議会の答申に基づく夢が、さっそく文部省で取り上げられたといつておられるわけですね。中央教育審議会の答申をすなはち受けとめて、それをほとんど金科玉条と考えた提案であるかどうか、御答弁を願いたい。

○木田政府委員 すでに御答弁申し上げましたように、この筑波大学は、東京教育大学が十年前から用意をしながら、移転、発展を考えてきたその構想の中から生まれたものでございます。その際に、東京教育大学自体が、今日の自分の大学の問題を解決するための方途として考えました新しい方向は、昭和四十六年に文部省がちょうどいい方になりました中央教育審議会の大学改革の考え方の中にも同じように入つておる、同じような問題意識があるといふことは、御指摘があつたとおりでございます。しかし、だからといって、これは中央教育審議会の答申を受けて筑波大学を私どものほうからつくつていった、こういう性質のものではないことだけは、経過とともに御理解を願ひたいと思ひます。

○愛田委員

化させるための筑波大学構想と、中教審の答申とが一致したようになった。これはまた考え方によれば、双方に文部省が指導的な役割りを果たしたことが、結果として一体となつてあらわれたという見方が一方で成り立つてはいないかと思うのです。文部省は、この筑波大学構想には、東京教育大学だけにまかせて一切ノータッチであつたか、また中央教育審議会の原案作成等について、常に何らかの資料提供等で中央教育審議会をリードしてきた傾向はないかという点で御答弁を願いたい。

○木田政府委員 教育大学が筑波の新ビジョンをまとめられまして、それを受けて、文部省でその構想をどういうふうを実現するかというところを検討いたしますための準備調査会を設け、また創設準備会を文部省として設けてまいりました。それに関係された方は、お一人だけ中央教育審議会に属しておられる方がございます。中央教育審議会での大学論の討議は、それ自体別個に進められたわけではございますが、同じような問題意識が指摘されてはおりますが、同時にまた、いろいろ違つた中央教育審議会としての改革意見ももちろんあるわけではございますから、すべてが一緒というわけではございません。また同じ委員が一人入つていらつしやることは事実でございますが、文部省が意図を持ってそういう方の御意見を左右したというつもりは毛頭ございませんので、それぞれの場でまともな上げられまして御意見を、われわれとしては尊重したいと考えておる次第でございます。

○受田委員 中央教育審議会の委員の顔ぶれが、産学協同体制のそりがあるとか、いろいろとまた声も出ているわけでございますが、委員の選任にあつて、開かれた大学、大衆のための大学という新しい構想を持つ時代が来たこの時点で、その高等教育のあり方についても審査してくださる中央教育審議会の委員に、もっと開放的に庶民性を持った人々から代表者を選んで、そうして委員会の構成が、開かれた中央教育審議会という、名実

ともによい成果があげられるような配慮を文部省としては持つべきではないか。われわれが拝見した中でも、人材がそろつておられることはよく承知しております。しかしそれは、何々の長という少なくともそのグループの一番権威ある最高責任者などを並べ過ぎている。最近やつと教員の中から代表者を選び、労働界からも代表者を選ぶかっこうになつてきておりますが、これをもちと広げて、エリート教育の大学時代から開かれた大学、ほんとうの真の開かれた大学への発想転換の段階においては、中央教育審議会の委員構成を、もう少し人数がふえてもいい、新しく加えられる委員は、地域社会から、庶民の中から、東京に集中しないで地方にもどんだん人材がある。大臣自身は自治省におられたのですから、旅費を出して委員会に出ていただくのに便利が悪いからなどという、そんな配慮でなくして、大所高所から人材を広い面において発掘しながら、中央教育審議会を構成されるという努力をなせられないのか。委員の顔ぶれを見ると大半が東京及び東京周辺であるという、これははっきり私は言えると思うのです。これに対する御見解をお伺いいたします。

○奥野国務大臣 現在の委員の方々、それぞれおつしやるのとおりりつぱな方々と考えておるわけでございます。同時に、審議会の運営の便宜もあつて、あまり遠隔の方々に積極的に委員会に多数参加してもらつたというところは困難になつていいるのじゃないかと思ひます。しかし、いま受田さんがおつしやいましたような考え方で委員会を構成することは当然でございますので、今後ともそういう考え方を十分取り入れながらお願いをしてまいりたいと思ひます。

○受田委員 中央教育審議会の各種の答申を拝見しまして、われわれとしては大いに共鳴する点もあるわけですが、したがつて、これを別に敬服するわけではない。しかし、結論としては、やはり日本の教育をささえていらつしやる文部省としては、法案を出しになるときには、文部省という狭い世界でなくともっと広いところで、また自

民党という一党の独裁的なおいを払拭して、広く他の党の立場も考へて、日本国家的な、日本国民的な規模で文部省の御提案なさる法律は作成さるべきだと私は思つておるのです。あなたは文部省の最高責任者であると同時に、自民党員である。したがつて、とかく自民党の党議に縛られて、日本の教育の中立性、党派を越えた次代の人材養成という使命感がおろそかにされるのがちよいといふあると思ひます。

先般、衆議院の本案議場であなたは例の法案を説明されたときに、自民党の党議で先にきまつておつた、それを私が自民党の文部大臣として強引にこれをやるのだと、意気軒高としてお呼びになりましたね。御記憶だと思ひます。自民党の党議できまつてそれを推進するのが私の使命だ。私はあなたに、自民党の文部大臣ではあるが、同時に日本国民全体の文部大臣になつてもらいたいのです。その御配慮があれば、本案議場で、自民党の党議によつてきまつたこの法案を、強引に押し進めようという言質が出ることはない。私は、日本国民全部の文部大臣であるという意気込みと責任を持っておやりになるならば、われわれはあなたに双手をあげて御提案されることに共鳴できると思ひます。その心組みをお伺い申し上げます。

○奥野国務大臣 いまお話を伺つていますと、なるほど誤解を与えることばであるという感じがいたします。私そのときにどういふ経緯からあつたかという説明のしかたをしたのか、ちよつといま記憶してないのですけれども、誤解を招くことばであると私も思ひます。教育問題につきましても不幸にして必ずしも各党の合意を得られない場合が多いのでございまして、ぜひ、どうすれば各党の合意が得られるような教育政策に持つていけるかお教えもいただき、私もまた深く掘り下げて考えてまいりたい、かように思ひます。

○受田委員 すなおに誤解を招いたことばを訂正されたのでありますから、私はあえて追及しません、あなたのお気持ちの中に、自民党の意識

が常に動いている。文教を支配しようとするならば、不当な支配は背景が自民党であるということにもなる危険があるわけですが、これは教育基本法第十條の違反にもなる。私はその点で、あなたのよきな円満な人柄が、自民党で文部大臣をなさる間に、ほんとうはあなたに自民党の党籍を離脱していただいて、自民党内閣であるが教育は中立性を確保していかねければならぬ、ほかの政策と違つて人づくりの根源は一派の強引な政策遂行者という意味ではなくして、国民のための政策を遂行するといふ、そういうお気持ちが必要と思ひます。前尾議長が党籍を離脱して衆議院議長になられておられるがごとくに、よし自民党の党に属する内閣であつても、文部大臣は、一応文部大臣に在任中は党籍を離脱して、教育の中立確保のために取り組みたい、そういう意気込みのある文部大臣であるならば、国民が大いに共鳴するのでございませうが、(「自民党じゃなくちゃだめだよ」と呼ぶ者あり)その私のすなおな気持ちには、あなたの気持ちの中に共鳴する点があるかないか、お答え願ひたいのです。

○奥野国務大臣 実質的に受田さんがおつしやつたような気持ちで文部大臣として努力していきたい。そしてできる限り各党の合意を文教政策の上に反映させるようにしていきたいものだと、かように存じます。

○受田委員 かつて天野貞祐文部大臣は、自民党内閣の閣僚であつて、同時に自民党の党籍を持たない閣僚であつた。こういう先知を学び取つて、こうした大事な時点においては国家国民のための教育の殿堂のあるじとして、あなたはお気持ちの上では私に共鳴しておるというそういうおことばがあつたわけですから、気持ちの上では共鳴するが、実際は置かれておる苦しい立場があつて党籍には残らしてらうという意味であらうと思ひますが、それでいいですかね。

○奥野国務大臣 いつかときにもお尋ねを受けてお答えをしたわけでございますけれども、文部

省は教育の諸条件を整備していかなければならぬ。せんので、教育諸条件を整備するにつきまして責任政党、いまは自民党が政権を担当しているわけでございますけれども、その力にまたなければならぬ。その意味では私はやはり自民党の党員であり文部大臣であること、これは別に不都合でもないし、そのほうがやりやすいと思うのです。こう答えてまいりました。しかしながら、いまも申し上げましたように文教政策の上に各党の合意が持たれるということ、きわめて大切なことでございます。そういう意味におきましては、受田さんのおっしゃったような気持ちで私は文部大臣として積極的に努力をしていきたい。こう申し上げておるわけでありませう。

○受田委員 この問題については自民党の議員席からも、自民党の党員である文部大臣のほうがよくという御発言もあるようでございますが、自民党の方々も国家百年の大計のもとにおける文教のあり方を真剣に考えるときに、文部大臣は党の拘束を受けないで、広い意味で国家百年の人材育成のための教育の責任者にしてあげるという配慮が、あなたの方にあつていと思うのです。私は、そういう意味でこの機会に文部大臣に強く要請したわけですが、いよいよ本論に入らしてもらいます。

この御提案されている国立学校設置法の改正、それには幾つかの他の法律と一緒に並べられてあるわけですが、これは自民党の先輩の方々も御存じのとおり、終戦直後の幾つかのこうした試練を受けた過程において、この一つの法律に同じような重みを持った法律改正が幾つも並べられた法律案は当初なかったのです。それれみちな単独法できた。それが十数年前ごろから一括して片づけられるようになって、一つの法案で、特に総理府関係などにはもう他省にわたるやつがずらりと並んで、まあ法案の審査の便宜上、法律の提案にあまりたくさんさんの名前が並んでいると数が多過ぎてというような不安があるのかもしれないが、性格を異にする法案が同じような法律の中へ出てくる

という懸念が最近において大いに発生しておる。これは一つ一つ独立した法案としてここで一緒に審議してもいいわけですが、そのほうが審査するのに扱いがしやすいという形にもなります。また国家行政組織法の根拠に基づいて総定員法が出た。これは私はある程度意味があつたと思うのです。昔は文部省設置法で一名の定員をふやすだけでも法律改正が出た。そういうようなことで、もう人間をふやすことだけで各省が全部法案を出さなければいけぬというわづらわしさがあつたわけですから、これらは統一した形で筋が通る。そういう意味で取捨選択は十分政府がお考えになられて、一括国立学校設置法の改正にその他の法律を一緒にひっつけて出されるというのには、時と場合によつてはこれが非常に複雑多岐になる懸念がある。むしろ分離して、これを明白にして両方を審査していく。その過程で一方を通していつて、どうしても一方を通さなければいけぬときには、結果は一括して両方を採決すればいいのですからね。そういうことで、提案のしかたにもっと筋を通したやり方をされるべきではなかつたかと思ひます。これはすなわちおな気持ちで私お尋ねしておるわけですが、まあすでに議論されたことであるようにですが、私は二十数年間の経験を持っておりますだけに、過去の法律提案そのものは、文部省設置法あるいはそれぞれの文部省が出される関係諸法案というものは、独立した法案がほとんどだったのです。従来は、最近になって一括して出てくるというふうな傾向に各省ともなってきたのです。この傾向は、複雑多岐になってきた法案提出を整理する意味においては、まことに妙味を発揮するところであるかもしれないが、一つ一つ法律の意味を考えていくと、やはり分離してやるほうが筋が通る。学校教育法は学校教育法でお出しになる。教育公務員特例法は教育公務員特例法でお出しになる。そしてここで一緒に審査するといふたてまえが筋論では正しいのではないかと思ひます。これは文部大臣でもいいし、大学学術局長でもけっこうです。

○木田政府委員 論理的に分けられる点もございしますが、実態的には相互にみな関連しておるものでございまして、昨日も法制局長官が御答弁されましたように、御審議の便というのを考えまして、また立法技術上の整理ということも考えまして、このような立案形式にさせていただいた次第でございます。

○受田委員 この論議はこれ以上進めますまい。私、この法案の中身に入りたいと思ひますのですけれども、筑波大学は東京教育大学を發展解消する目的でございませうか。どうですか。

○木田政府委員 御指摘のように考えております。○受田委員 そうしますと、東京教育大学が持つておつた従来のよさというものを、十分生かしていくという配慮があるかどうかです。

○木田政府委員 東京教育大学のいままでの教育研究の体制を母体にしたしまして、それが生かしていくような配慮をいたしたつもりでございます。

○受田委員 東京教育大学は、広島の高師範学校、文理科大学ともどもに、かつて東京高等師範、東京文理科大学と称せられて、日本の教育の中心になる人物を育成した大学の歴史がある。その歴史はどういうふうになされるわけでございますか。

○木田政府委員 東京教育大学になりました際に、東京教育大学は教育学を中心にした充実した総合大学になるということで昭和二十四年に発足をみたものでございます。

今回の筑波大学におきましては、東京教育大学が持つておりましたこの教育の領域は、新たな第二学群で文化・生物学群といたしまして、人間、生物、自然、文化等を合わせた総合的な教育領域というものを一つ考えておるのでございます。

そのほかに、東京教育大学が従来中等教員を養成してきた経緯等、教育につきましても格別の歴史を持つておるわけでございますから、従来とは違ひました新しい修士課程の考え方の中で、教育の

修士課程明確に位置づけ、また体育、芸術等につきましても、従来東京教育大学が持つておりました要素を發展充実させまして、大学院のレベルで、より充実した教育研究の体制がとれる、またすべての領域にわたりますて充実した博士課程の専攻を整備する、こういう考え方でございませう。そのために学問系列におきましても、心身障害学といったような、東京教育大学でなければ入り得ないような系列も含めまして、その特色をそれぞれ生かしていきたいと思つております。

○受田委員 東京教育大学は、戦後文理科大学という名称を残すか、教育大学という名称に変わるか、論争があつた歴史があるわけですが、私もその当時陳情を聞いて、双方の先生ががみがみとわれわれに要望されたことをよく記憶しております。

しかし結果は、一応教育大学と名称がついた。教育大学といふことは、教育を中心と考えて、そこから育成された人材が教育の任に当たっていくのが主目的であるという考え方と私は了解しておるわけですが、したがって、今度の筑波大学は、ここを卒業した人々が、たとえ修士課程を経た人になつたとしても、広く中等教員、高等教員、中、小と、全国にまたがって教育の任に携わろうという意欲を持った人が大半集中されるような形のものになるという形であるならば、私は東京教育大学の生命は新しい段階で止揚された意味で大きく実を結ぶと感しておるのですが、その特色は筑波大学に存在しますか。

○木田政府委員 筑波大学は、今日の東京教育大学もそうでございますが、狭い意味での教員養成大学というふうには考えられておりません。むしろ広い意味で、教育学を中心にした充実した大学といふことが、当初受田委員も御指摘がございましたように、設立の際の関係者の御論議であつたかと思ひます。筑波に、より充実した総合大学として医学系も加え、芸術系も加える。芸術系は実質的に独立して強化するという考え方でございませうけれども、それらを加えまして総合大学になるということでございますから、大学全体として、

狭い意味での教員養成ということではございません。けれども、私どものこの構想を進めてまいります過程の中では、いま御指摘のように、体育の領域におきましても、芸術の領域におきましても、あるいは第一、第二学群の領域におきましても、従来の伝統ある教育研究の体制をより充実させるという考え方で、この卒業生が狭い意味での教育界だけでなく、より幅広く各層の指導者になるということも考えながら整備をはかったつもりでございます。

○受田委員 各地方国立大学には、それぞれ教育学部が存在している。また東京、福岡等には、学芸大学が国立でできておる。そういうところの卒業生は、教育という重い使命を帯びてその世界に生きたいという人が主目的として入学していると私は存じております。東京教育大学も、そういう意味で従来は人材が養成されたと思っております。ところが、筑波大学は教員養成を目的とする意味の色どりが非常に薄れて、広く各界各層の指導者という新構想になっている。東京教育大学の面目は、私が常に指摘している身障者のための――かつて東京教育大学が功績を残した、こういう問題をいまあなたが指摘された、あるいは体育、芸術というところにもっと色どりがあつた程度で、性格としては教育という文字が消えて、広い意味の一般大学というにおいが濃厚になつておると判断するが、ひが目であるかどうかです。

○木田政府委員 筑波大学は、先ほどおあげになりました、各府県に置かれております国立大学の教育学部と同じような意味での教員養成大学というわけではございません。今日の東京教育大学も、また各県の教育学部と同じような教員養成の大学ではなくて、より広い観点から教育というものを考えていく大学であつたというふうに承知をいたしております。その意味で、それらの東京教育大学の今日までの実績、伝統を踏まえながら、この特色を生かし、それを総合的な大学の中に持ち込んだという考え方をとるのでございます。必ずやこの大学のいままでの歴史と伝統の中につかかわ

れてまいりました気風というのは、実質的には教育大学が筑波大学に移転発展するわけでございまして、引き継がれて、今日におきましても、教育の卒業生は一般の大学の卒業生よりはより多く広い意味での教育界に關係する職についております。そういう点から考えまして、こうした教育の伝統というものは、いまだ育ててきた教育の組織あるいは研究の組織というものを、より充実発展させる筑波大学でありますだけに、必ず引き継がれるもの、こう考えておる次第でございます。

○受田委員 教育学部あるいは学芸大学、また従来の東京教育大学には、それぞれ付属高等学校、付属特殊学校、付属盲学校あるいは中学校、小学校という付属学校がついておる。付属学校の意義はどこにあるか、御答弁願ひたい。

○木田政府委員 教員養成を考えました場合の教育と研究のための施設でございます。一面では教育実習の場にもなり、一面では教育学の研究の施設としての機能を果たしておるわけでございまして。

東京教育大学は中等教員養成の伝統を持っております。そして、付属の高等学校、小中学校等を持っております。これは教育学の研究を東京教育大学の使命として歴史的に持ち、今日もそういう研究分野がございまして、その意味で、重要な研究の場として東京教育大学に付属学校ができておるわけでございまして。

なお、心身障害学等の学系を持っておりますが、そういう特殊教育の付属学校を持っておるといふ点でも、東京教育大学は特色のある教育学の殿堂だと考えております。

○受田委員 筑波大学の付属学校構想を承りました。

○木田政府委員 筑波の地に、現在の付属の学校は移転することを考えておりません。これは地元の学校との關係等も考慮いたしまして、今日までの付属学校は東京の地におきまして、付属学校部として充実強化をはかるといふことが適切であろう。そして東京と筑波との關係、そう遠いことで

もございませんから、その間の連携をより強化するという体制を考えまして、付属学校は現地に置きまして充実強化するという考え方でございまして。

○受田委員 筑波大学に置かれる付属学校の数、そしてその位置、位置は現地ということでございますが、それをお示し願ひたい。

○木田政府委員 今日東京教育大学は、十校の付属学校を持つておるわけでございます。その所在地は幾つかに分かれておりますが、現在位置のままで、組織上これを付属学校部としてまとめて運営できる運営体制の強化をはかつてまいりたいと思つております。その学校の名前は、申し上げたほうがよろしゅうございまして。――付属高等学校は駒場にございまして。それから付属駒場高等学校は埼玉県の坂戸にございまして。それから付属中学校は大塚にございまして。付属駒場中学校、これは駒場に付属高校と同じ場所にございまして。付属小学校は大塚にございまして。それから言うらう合わせまして市川の国府台に置かれてございまして、一部分校を持つております。大塚に養護学校が一つあり、桐が丘に養護学校がございまして。この十校でございます。

○受田委員 筑波大学は、この付属学校を引き続き継承するのはいかがでしょうか。

○木田政府委員 そのとおりでございます。そして、付属学校部という組織にまとめまして、大学との連携を緊密にしたいと考えております。

○受田委員 筑波研究学園都市に付属学校を置く意思はないのでございましてか。

○木田政府委員 現在筑波学園都市に付属学校を持ち込む、移転させるといふ考え方は持つておりません。

○受田委員 教育研究の実習の場としては、学園の近くに付属学校があることが筋が通るわけですね。東京にそのまま付属学校を残して、教育実習に東京へ出かけてくるという、その大きなむだを排除する心がけがもう忘れられておる。結局、東

京教育大学と、発展解消という意味ではなくて、ほとんど性格的には分離した形の新構想の筑波大学というふうな結果に、いまだお話を伺つておるとなると私は思うのです。そうした教育者を養成する場面の要素が残つておるとするならば、なぜ研究学園都市の近くへ教育実習の場をつくらないのございましてか。全く性格が変わつた大学ができたという印象を世間に与えておる。御答弁。

○木田政府委員 今日でも、付属学校の所在地は大学の学生がおります学部所在地とは必ずしも一緒のものになっておりません。それぞれ歴史的な経緯もあることでございますが、所在地はたまたま付属の盲ろう学校のように、市川の国府台にあるというふうな、かなり離れた場所にもございまして。研究の場、学生の実習ということももちろん考えるわけでございますが、教育研究の体制としては研究の連携組織というものを、付属学校と大学のそれぞれの研究分野との連携をとっていくということにおきまして、多少距離的に今日よりも延びることはございまして、その実態はほぼ大差ないものというふうな考えております。また、今日いろいろな付属学校と学部の学生との教育の間に、これは一般の教育学部についてもそうでございますが、新たな視覚的な技術を通じて、その他の状況が持ち込めるような配慮もあつたにもかかわらず加えておりますから、学生の教育研究の上にはさしたる不便はないようにしたいと考えております。

○受田委員 付属学校は、あなたのおっしゃるやうに、大学のある地域から離れておるのが原則ではありませぬ。東京教育大学も東京都の中に付属が大半あるわけだ。そして地方の教育学部の付属も、その地元には必ず一つはある。研究学園都市に移転して、付属学校がそばに一つもない、みな東京及び周辺に帰ってくるというふうな形態で、東京教育大学によさというものがどうして温存できますか。問題です。当然研究学園都市に、一つや二つの付属学校を設置していいと私は思うので

す。

○木田政府委員 付属学校のあり方につきましても、今後いろいろ考えなければならぬ点もござい
ますが、筑波学園都市には、筑波学園都市に居住
します研究者あるいはその他の市民のための
一般学校を整備してまいらなければなりません。

東京教育大学は、筑波へ移りまして、当然教育
学の中心的な研究の府といたしまして、そうした
地域の学校とも緊密な連携をとっていかねばなら
ないことは当然なのでございます。筑波学園
都市を構想いたします際に、一部の方々からは、

東京教育大学が、筑波に筑波大学として付属の
中高等学校を持つてほしいという希望等も出てお
ります。現地の市町村当局との意見の交換もいた
しまして、現地には一般の学校を筑波学
園都市の学校として整備していくというこ

うがよろしいというふうに関係者との間で大学
局も判断をいたし、そうして今日まで歴史的な長
いつながりがあるわけでございますが、付属学校
は現在の所在地に置きますけれども、筑波大学と
の連携を密にするための組織強化をはかる、こ

うことを御了解の上で御答弁願いたい。
○受田委員 人事院総裁が来ておられるので、総
裁に対する質問と文部省当局に対する質問を先に
片づける点があります。総裁はきょうは大事なお
仕事があるのでございまして、私が総裁に御質
問申し上げたらすぐ御退散相なつてよろしいとい

うことを御了解の上で御答弁願いたい。
筑波大学は、学長は国家公務員の俸給表の中の、
また特に行政職の俸給表の中の指定職の甲にする
のか、乙にするのか、御答弁をお願いしたい。これは
文部省が中心でどういふ要請かしてあるのか、大
学のランクづけの関係があるから、筑波大学をど

の程度の大学に見ようとするのか。
一つ例示します。文部省ははなはだげんな法
案を十年前に出されておる。昭和三十八年、ちよ
う十年前だ。国立大学総長の任免給与等の特例
に関する法律、国立大学の総長を東大と京大だけ
を認証官にする。そして当時で十八万、その他の

旧帝大が十六万、その他の大学は、その他大ぜい
で全く問題にされないという、大学の格差を明確
にする法案を出しになった。御記憶のことと思
うのです。

その当時、人事院総裁は、はなはだ不愉快な現
象である国会でも意思表示をされておったわけ
です。つまり、はつきり申し上げるが、人事院総
裁は、あとからまとめて御答弁をお願いしたいの
です。文部省、国家公務員法という法律には、人
事院の機能をこう書いてある。三条に、「内閣の所
轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定

める基準に従つて、内閣に報告しなければなら
ない。」「人事院は、法律の定めるところに従い、給
与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に
関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、
分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事
行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関

する事務をつかさどる。」と書いてある。「内閣の所
轄の下に人事院を置く。」として、他の行政機関と
は独特の意義がこの国家公務員法に規定してあ
る。つまり、内閣総理大臣の指揮、命令、監督によ
つて、自由にあごで使うような立場の人事院ではな
い形になつておる。そしていま申し上げたような
給与その他の勤務条件の改善等については、人事

院の所管事項になつておる。それを文部省が横の
ほうから、突然、国家公務員で、しかも一般職の
公務員に、こういう法律を出しになる。そして
まだ審査には入っていないが、これは関連するか
ら基本的な問題として申し上げる、いわゆる人材
確保法案には人事院にこういうことを勧告せよと

いう命令を法律にうたつておられる。人事院の存
在意義ははたしてどこにあるかということだ。
いま人事院の法律の根拠を明示したわけござ
います。そうした基本的な問題を処理する人
事院を抜きに、それぞれの役所がやってなことを
して、文部省が勧告をどんどんやってくれたら、
勧告権というものは人事院が持つておるのだ。そ

うのを逆に人事院に勧告するといふような、行政
府の横暴なる措置というものが近代国家にあるか
と思うと、これははなはだ私は不愉快なんだ、こ
れはとんでもないことなんだ。それをあえて文部
省はなさっている。これはおそろしい役所です。

私、文部省といふものは文教の府ですから、こ
ういふ策を弄してはならぬ。しかも、国家公務員法
の第一章の総則のところに、「この法律の目的及び
効力」と書いてある。そこに「何人も、故意に、
この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又
は違反を企て若しくは共謀してはならない。」つ
まり法律事項を、ここに書いてあるその法律の規
定を、横のほうから別に法律でこれをやろうとす
るんではないか。やっぱ法律のたてまえは、文部省守
つてくれなければいかぬ。文部省、国家公務員法
という、しかも、政府機関ではあるが、独立性を
豊かに持つておる人事院を、あまりいじめるよう
にしてもらいたくないのです。文部省は文教の府
ですから、道義を重んじて、国民の先頭に立つて、
高い道義国家の役所として、道を踏みはずさない
ようにやつてもらいたい。どの役所よりもその使
命は重いのです。この点、文部大臣、非常に重大
な過誤を文部省はおかし続けられておる。これは
人事院総裁がお人柄よく耐え忍んで、耐えが
たきを耐え、忍びがたきを忍んで今日に来ておら
れる。かわいそうですよ。人事院の機能は十分生
かして、せめても、これに書いてあるとおり、「給
与その他の勤務条件の改善」、こういうことにつ
いては、人事院の立場を尊重して、人事院に事前
に要請して、人事院から勧告によつて処遇改善、東
大の総長、京大の総長をどうするといふようなこ
とを筋を通してもらいたいのです。筋論からい
って、道義の根源である文部省という重い役所の使
命からいって、このあやまちを今回また繰り返し
なさうとしておられるの魂胆が何にひそんで
いるか、御答弁を聞きたい。

○奥野國務大臣 教育といふことは、次代をにな
う人たを育ててくれる非常に重要な問題でござ
いますだけに、この教育の振興をはかつていく。
それには何といひましても人材を教育界に招いて
こなければならぬ。そのための政策として、教
育公務員の給与については、特に一般の公務員に
比較して優遇されなければならない、これは基本
的な大きな政策であるわけでございます。国権の
最高機関であります国会におきまして、教育なり
あるいは教育公務員なりについての考え方を明確
に示していただく、その大きな政策の範囲内にお
きまして、人事院が、人事院の持つております自
主的な勧告権限、それを使って勧告をしていただ
く、これは私は何らおかしくない。やはり国とし
ていろんな政策を打ち出すわけでございますけれ
ども、これはまさに日本の基本的な政策に属する
問題だと思ひます。その基本的な政策を、国権の
最高機関である国会において明らかにしてもら
う。それを受けて人事院が、その持つておられる
自主的な勧告権限を使っていただく、私は別に何
らふしぎなことではない、かように考えておるも
のでございます。

○受田委員 いや、このお考えが、つまり人事院
に勧告を強要するわけですよ。そういう形です
よ。つまり政府関係機関の中の特種の使命を持
つた、いわば政府関係機関では独立機関だ。それ
にこつてよと政策をきめて押しつける。大体そう
いう原則は人事院がやるんだから、人事院に、法
律をもつてきめなくても、人事院に文部省から強い
要望、これは教員の場合もあれば、お医者さんの
場合もある、看護婦の場合もある、そういうもの
は人事院がそれを十分こなして、大所高所から判
断して、人事院の機能による勧告といふものが、
これが筋が通るのです。それを横のほうから突然
ばつかりと原爆みたいなものを人事院に打ち込ん
でいったのでは、人事院といふものの存在はありま
せん。各省がやってなことをいへば、人事院はも
う言うとおりに動かなければならぬとすれば、こ
れは人事院の機能など發揮できないじゃないです
か。人事院の機能を發揮させるためには、法律を
もつて要求するのでなくして、人事院の勧告を
りっぱにさせるように、個々の折衝によつてそ
してこれを勧告案として出させ、国会で法律をつ
くる。その正規のルールを私は踏みはずして

すぐ並ばないまでも、北大その他それに準じます大学、そういう位置づけのものとして充実をはかっていきたいものだというふうに私は私どもは希望いたしておるところでございます。

○受田委員 そうしますと、いまの局長のお話しの東京大学に次ぐというのは、東京大学と、あなたの卒業された京都大学の、その次という意味ですか。京都大学ということをおっしゃらないから、ちょっと明確に……。この筑波大学の位置づけが学長の位置によってきまるわけでございますから、私はあえてこれをお尋ねしておるわけでございます。

○木田政府委員 現在、学長の給与の上での指定といたしましては、東京教育大学は、指定職の、イ、ロ、ハと区分がありますうち、ハに入っておるわけでございます。しかし、今日よりは少なくとも高いものを私どもとしては期待をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○受田委員 今度は人事院でございす。二大学、五大学、その次、五大学の学長の号俸の格づけ、それと他の国立大学の学長は一体指定職のどのういところにあるか、それをちょっとお示し願いたい。一番ビリの大学まで。

○尾崎政府委員 東大及び京大につきましては甲の七号俸、最高号俸でございます。それから旧五帝大がその次の六号俸、それから東京教育大等旧十一官大、これがその次の甲五号俸、それから群馬大学等医学部を持ちます新九大学でございますが、甲四号俸、その他の大学はすべて甲二号俸というところになっております。

○受田委員 そうしますと、大学に五段階、国立大学の学長の待遇は五段階あるわけですね。つまり一等大学、二等大学から五等大学まである。同じ国立大学で学長に待遇差をこう明確につけていというところは、地方の国立大学に非常にさびしい思いをさせてくる。そこで結局大学間の格差というものが出てくる。そして東京や京都へ集約的に志願者が集まってくるというような弊害がここに生まれてくる。国家がもう少し規模というより

も、人材を中心に待遇を考えていくというような長い間の教育界の功勞等を中心していくべきで、こういう五等級の分け方というのはいくどうしたところに——これは文部省が申請したのか、あるいは人事院が独特でやったのか、双方からそれぞれ御答弁いただきます。

○尾崎政府委員 この五段階の格づけにつきましては、ずいぶん前からの沿革的な形を持っておりまして、戦前からの格づけも参照、踏襲して格づけしてきているというふうに考えております。なお、文部省からは、この段階をもう少し、三段階くらいに簡素にしたいという御要望がございすけれども、なお検討をしておるところでございます。

○受田委員 人事院は、非常に貴様を示しておるようでございますが、文部省、三段階にしたいという希望を、人事院に申し出ているだけでもけなげな一つであると私は思っておりますが、私はこうした大学間の格差を、そうした階級的に分類するといふ行き方は、適当でないと思ふ。

そこで人事院、今度筑波大学の学長は甲の七へ入れるのか六へ入れるのか、いずれと計算しておるのですか。こつちがおわかりにならぬさうですから、もうじき大学ができるとするなら、人事院でその準備ができておらなければならぬ。

○尾崎政府委員 実際に成立いたしましたして、動き出しましてから格づけをするわけでございますけれども、実態を見て格づけをいたしたい。文部省ともよく御相談して格づけをしたいと思ひますけれども、現在のところ、学長につきましては、事務的な考え方でございすけれども、東京教育大学の学長と同程度かというふうに考えております。

○受田委員 そうすると、五号俸へ当てよう、東京大学に次ぐ地位になっていないということですね。で、東京教育大並み。

そして今度は、副学長を五人予定されておる。その五人は、全部乙で同列か、あるいは違ふのか。○尾崎政府委員 副学長につきましては、新しい

ケースでございすので、実態を見ましてから格づけをいたしたいと考えておりますけれども、もちろん指定職にいたしたいというようにいま考えております。

○受田委員 いま木田局長は指定職の乙ということとは人事院に言うてあるさうです。甲にはならぬですね、給与局長。指定職に指定されておるが、はつきり甲か乙か。

○尾崎政府委員 実際に実態をよく拝見していただいてきめたいというふうに思っております。

○受田委員 そこで文部省、あなたのほうは乙と言われたが、人事院は乙とは明言されぬ。実態を見る。こういうことになるすると、国立大学の中で、一番ビリではあつても指定職の二号俸をもらっているのです。そうすると、たとえば国立大学の学長が副学長に任命されたときに、現に甲の二をもらっている人があるとするならば、人事院はその二にしますか。——人事院、その打ち合わせはできておらぬいまの間に御答弁願ひたい。

すなおにお答え願ひたい。人事院の側からの御答弁、国立大学の学長が副学長になった場合……。○尾崎政府委員 国立大学の学長から副学長にいらした場合には、やはりポストが変わるわけでございすから、新しいポストにおいて格づけをするというふうにいたしたいと考へます。

○受田委員 給与局長、私はつきりしていただきたいのですが、副学長は甲になるかもしれない、乙になるかもしれないというあいまいもこととしたお答えでは、私は釈然とせぬのです。文部省は副学長を乙とする。甲とするという要求はしてない。これが甲に該当するポストとなれば、たまたま国立大学の学長が副学長になる場合があつたとしたときに、甲になる資格は十分あるわけですね。そのときは実態を見るといふんだから。いまからどのような人を副学長に選ぶか見ようということのようでございますが、すでに世上には、国立大学あるいは私立大学の学長という人が副学長になるのではないかとこのうわさやら、また実際にそういうことが新聞報道、御本人の口などから出て

おるといふようなことになってくると、これはややこしい問題なんで、副学長は格づけを指定職の甲にする場合もあると了解してよいのかどうかを、もう一ぺん給与局長から御答弁をいただきたい。

○尾崎政府委員 先ほど申し上げましたように、指定職にいたしたいというふうに考えておるわけでございす。が、実際にその仕事の実態及びどういふ方がなされるかということもよく伺つて、そうしてきめたいというふうに思っております。

○受田委員 文部省としては、副学長に、文部省がお世話なざる結果に結局なると判断しておるようでありまして、そのときに、指定職の甲に該当する場合はないとおなはい言われて、乙にしたいと言われた。甲にする場合があるかもしれないという人事院の御答弁です。指定職には二つあるんだから、その一方であると言われないのですから、そういう場合が起こるといふ可能性を示した御答弁です。あなたのほうと御答弁が違つておるのです。お答えを願ひたい。

○木田政府委員 先ほどお答え申し上げましたのは、私ども予算上の措置といたしまして、学長につきましては指定職甲の学長の計算をし、副学長につきましては指定職乙の平均単価で積算をさしていただいたというところでございまして、先ほど給与局長から御答弁がございまして、副学長につきましては個々具体のケースによって御判断がある。その場合に、あるいは御答弁に出ましたように、指定職の甲に人によって格づけがあるといふことも起こり得るかと思ふ次第でございす。これは属人制な給与の問題でございすから、予算の要求としては学長を甲とし副学長を乙とするというところで要求をさしていただいております。こういう次第でございす。

○受田委員 いま国立大学に事実上副学長とおぼしき者がおりますか、どうですか。

○木田政府委員 実態的には、学長の職務を助ける人がある必要があるということから、東大におきましては学長補佐という学内の、まあ通

称でございまいしうか、そういうことで置かれておる例は私も聞いておるところでございまいし。しかし、制度上はまだ一つもございまいせん。

○受田委員 制度上は、今回の法律改正で生まれるわけですが、そこで、いま事実上の副学長、学長補佐というのが置かれておると漏れ承っているところですが、その東大の副学長、つまりいまは学長補佐は、待遇はどこへ置いてありますか。

○木田政府委員 これは事実上の措置でございまして、制度上の官職としての措置ができてございせんから、処遇上は何にも措置ができてない次第でございまいし。ですから、私ももうそういう学長の補佐職というものを制度上も明確にいたしまして、現実にもそのようにお骨折りいたしたい、こう考えておるところでございまいし。

○受田委員 そうしますと、このたび副学長を置く筑波大学、その学長は甲、副学長は乙ということでありまして、東大その他のほうへは副学長を置かれるわけですか。

○木田政府委員 これは、今回の法律がございまいしたあと、各大学から御要請が出てまいりましたならば、それによって私も予算上の用意をいたしたいと考える次第でございまいし。

○受田委員 そうしますと、文部省は筑波大学の副学長制を根拠に他の公立大学にもそれぞれ副学長を置く、順次要請に基づいて置くということに方針をおきめようでございまいし。国立大学のうちの東大、京大にまず副学長が置かれる、その次に残りの旧帝大五校に置かれるというふうなことが予想されると了解してよろしうございまいし。

○木田政府委員 個々の大学からどのような御要求が上がつてくるか、ただいまのところ見当がつかない次第でございまいし。大きい大学から順番にというふうな考え方は持っておりません。

○受田委員 副学長制は、事実上筑波大学だけでなく、他の国立大学にも当然波及するという御言明がいまあったと了解して、つまり要請がある

れば引き続きなやめていく。まあ大きいのかでなくて小さいのにもいくということになってくる。そして、それに伴う予算要求をしたい。この法律案によって筑波大学にモデルをつくっていく。そのモデルが、さっき副学長では他の大学にそれぞれ波及するという答えが一つ出たと思うのです。これは非常に大事な問題でございまいし。国立大学の副学長を置く大学はここで生まれる。その次の要請があるというときは、別に法律を改正せずして、学校教育法の改正の分で、要請があれば、他へみなもう文部省は自由にやれると了解してよろしうございまいし。

○木田政府委員 御指摘のとおりでございまして、今回学校教育法で副学長を置くことができるというふうな一般的な許容規定を御提案申し上げておるわけでございまいし。それを受けまして、個々の大学からの御要請がありましたならば、予算上の措置を整えた上で、学校教育法、国立学校設置法の施行規則で個々の設置を明確にいたしたいというふうな考えです。

○受田委員 私、これは……（いままでの言い方と違うじゃないの。筑波法を改正したって、筑波だけだと言ってきたんじゃないか）と呼ぶ者ありまあ、待つてくだされ。

それで、ひとつ私の質問を続けてやっていきますが、私、今回の筑波大学はモデルであって、このモデルの様子を見て、そしてこれが非常にいい調子にいくば、また他の大学にもいくということであると了解しておいたわけですが、つまりモデル大学、実験学校、私はその意味では開かれた大学という、わが党の大学基本法案の中にも織り込まれたような、大衆化された大学の中で、ひとつそういう実験学校のようなものが、真のいい意味の実験学校であれば、これはいいことじゃないかというわれわれの一つの判断があるわけですが、ところが、この筑波大学で規定されたものが、実験の効果があるかないかわからぬうちに、他から要請があればみな副学長を置くというふうな、副学長に例をとりましたも、もうすでにその方針を文

部省はおきめになっておることになると、モデル大学の成果のいかんにかかわらず、他の大学から要請があれば相次いで副学長を置くということになると、実験の結果を見ないで、すぐ手当たり次第に、この実績を積んでいくということになる危険があると思うので、しばらく学長、副学長制度のよさを十分見きわめた時点において、私は他の大学にも副学長を考えていくという、その間に間隔があつていいとは思っています。それがいまのように、要請があれば相次いでやりますという、すぐにでもこれをやられるような、実績のいかんを問わずその方針であることをいま明示されたのでございまいし。筑波大学法案の成立を見ると同時に、他の大学にこの制度の特色を生かしていくということになると、たとえばいまの研究と教育の面の分離を、他の国立大学から要求されるようになると、またやってみるというふうなことで、相次いでこれへ波及する、こういうことになるのでございまいし。どうですか。

○木田政府委員 制度論をいたしまして、先ほどお答え申し上げましたように、副学長は学校教育法の改正をして、国公私立を通じての設置が可能になるといふような制度を開いていただいておりますわけでございまいし。それを受けて、個々の大学からの要請があれば、それを受けて文部省として検討する、措置し得る立場に立つわけでございまいし。その際御注意のありましたようなことなどは、何も副学長だけということではございませで、これは大学全体の問題でございまいし。私どもも大きい大学から順番に置くということを考えているわけでもございまいし。申し上げました。個々の大学の運営とその考えを聞きながら、十分に検討しなければならぬという点は、御意見のとおりで私も考える次第でございまいし。

○受田委員 そうしますと、副学長だけでなく、研究と教育の分離も、他の大学から要請があれば相次いでこれを実行せしめる、こういうことですか。

○木田政府委員 学部制をとらない、現在の学部

の教育研究体制とは異なった体制をとろうという場合には、国立学校の場合にはあらためて法律で御審議をいただかなければなりません。これらの点は、今日までも幾つかの大学で、それぞれ御研究も進んできております。まだ具体的に突っ込んだのを聞いておりませんが、具体的に突っ込んだ案が出てまいりましたならば、やはり御相談があるのであらうと思ひます。

これらはそれぞれ筑波の方式を踏襲されるのか、あるいは独自の他の方式を踏襲されるのか、案が出てまいりました際に私もそれに伴って相談に応じ、検討させていただきたいと思ひております。

○受田委員 学部以外の機関を設けることは、法律に規定しなければならぬようにこの法律はなつておる、それは了解します。しかし、それぞれの大学から、筑波大学方式の、研究と教育の分離をしていく筑波構想を採用したいと申し出があれば、また来年あるいは再来年と、相次いで法律改正をお出しになる用意があると了解してよろしうございまいし。

○木田政府委員 やはり個々の大学のお考えをよく検討いたしまして……。一つの大学の改革というものはそれなりに相当の準備と用意が要ることであるから、来たらずぐというふうな簡単な対応のことには必ずしもならぬのではないかと、うふうに思ひます。それぞれの大学で慎重に御検討があると思ひますし、私どももその御意見を聞きながら、その大学の全体的な流れというものをよく考えながら判断をしなければならぬというふうに思ひます。

○受田委員 私たちの大学基本法案の中にも、研究と教育の分離課程の実験を、一応試みていいじゃないかという構想が一つあるわけですが、あるわけですが、これは教員を養成するという大きな目標のもとに、そういう構想を一つ考えていったらどうか、教師、特に大学における大学院大学の制度として、そういう面を検討すべきではないかという提案が一つしてあるわけですが、したがって、

これは一つの実験段階、ある特殊の目的のための研究と教育の分離、たとえば教員養成の目的のために、そういう制度を考えていくとかいう意味でなくて、今度はもう総合的な大学における総合的な研究と教育の分離という形態がとられておるわけでございますから、その実験の成果が、たとえば研究部門と教育部門の分離によって、教育部門の、つまり人間関係、教師对学生の間の密接なつながりの長所が失われるようなことのない措置をとりながら、この研究と教育の分離を考えていくというわれわれの強い要求が一つあるわけですね。それは申し上げておきます。そういうものの成果があらわれないうちに、要請があればすぐやっていくというふうなお考えであると、筑波大学方式は、他の大学にもそう遠くない間に、一面的に広がついていくという心がまえを、文部省は持つておられるような危惧を私は抱くわけですね。少なくとも筑波大学はできた、それによって何年間か研究をしてみた、なかなかいい結果がある、悪いところが出た、悪いところが出ればひとつこれを直していけばいいのです、そういう意味の筑波大学方式と私は了解したのであるが、これはモデル実験学校は、できれば文部省は、要請があればその方向で他の大学へ波及していきたいという一応の熱意のほどをいま伺ったわけでございますので、そういうことについて、私のいま了解したような形として受けとめてよいかどうかをもう一ぺん確認をさせていただきます。

○木田政府委員 大学の改革は、それぞれの大学の課題であり、大きな検討問題でございますから、それぞれの大学から御意見のあがりましたものにつきまして、私どもも十分それに対応して検討し、もし進めてしかるべき改革でございますならば、それらを実現できるように用意をさせていただきます、こういう心がまえでおる次第でございます。

○受田委員 人事院のおいでになる間に、早くお答えいただきたいことがあります。

文部省は、ここへ出されておられるこの筑波新

大学創設準備会の資料、これを中心に私が判断してよいかどうか、まず御了解願っておきたいので

○木田政府委員 いまお持ちの資料は、私どもも今日までの検討段階として用意を詰めてきたものでございますから、それで御尋ねをいただければいいと思います。

○受田委員 教職員数につきまして御尋ねをいたします。

合計三千五百五十人、この中には定員外と称せられるいわゆる非常勤職員というものが入っております。そこで、今度筑波大学へ行くときは、東京教育大学に現におる職員の中で、定員へ入れる予定者があるのかどうかをお答え願いたいので

○木田政府委員 これは現実の個々の職員の人事の問題でございますから、人によりまして、またポストが適応した場合に、そういう方が出てくることは当然だと思っております。

○受田委員 文部省にはばかに定員外職員が多い。定員外職員の性格にはいろいろある。常勤的性格を持つものもある。単なる臨時雇用の性格のものもある。しかし、常勤の性格を持つ長期にわたって勤務した職員、ほとんど正規職員と異ならない勤務形態にある人、そういう人々が、いまだのく

○木田政府委員 常勤的な形態をとっております非常勤職員は、文部省の国立学校を通じて現在にはば一万人をちょっと上回る数でございます。確かに数としては非常に多い数でございますが、東京大学、東京教育大学の内訳につきましては、後刻関係者からデータを求めてお答えを申し上げます。

○受田委員 その答弁は、それじゃ後はどう示してもらふこととして、質問を続けます。

文部省だけで常勤の性格を持つていけば定員内

職員と同じ勤務形態にある、いまのような日々雇用とか、あるいは臨時的性格を持つ非常勤職員でない常勤職員、そういう職員の数が一万人と

○木田政府委員 国立大学の中には、これはたいへん数字です。国立大学の中に特にこれが多いわけでございます。私指摘したいのは、大学の大衆化とともに、いま局長御自身も同一年齢の大学入学者の数が四十%を占める日もそう遠くないめどを示しておられるのでござ

○受田委員 総定員法のワケ内で文部省が教職員の数を押えることが、非常にむずかしい時期に

○木田政府委員 文部省は、定員職員として要求したものが一体大蔵省で何人削られたか、そのことをちょっと教えていただきたい。

○木田政府委員 いまのお尋ねに御答弁申し上げます前に、先ほどの東京大学の数と東京教育大学の数をお答え申し上げます。東京大学は八百七十四名、東京教育大学は百三十九名でござ

○受田委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○木田政府委員 文部省は、予算案の半分以上に定員を押えられた。大学教育がますます拡大強化されようという段階で、教職員を少数で食い止めなければならぬ悲劇を受けておられるようです。

○受田委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○木田政府委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○受田委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○木田政府委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○受田委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○木田政府委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○受田委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○木田政府委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○受田委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○木田政府委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

○受田委員 文部省は、予算案として確定いたしました増加数が二千七百五十七名でございました。

を持つておる。国家公務員退職手当法の適用を受けるのにも大きな差別を受けておる。こういう形になっておる。一体、この一万と一という常勤職員というのとはどこから経費が出ておるのでござい

○木田政府委員 この一万人の職員は、臨時的、季節的な業務、あるいは業務量に繁閑のある業務に従事する、そのゆえをもって正規の定員職員とは違った定員外の職員という扱いになっておるわけでございます。これらの者のうち一部は、病院の看護婦等にもございしますが、賃金支弁という形で用意した職員がございします。しかし、教育研究の補助等をいたしております人たちは、いわゆる学校の校費として配分いたしております学校の一般的な経費の中からその処遇が行なわれておるものでございします。

○受田委員 一般的経費というたら物件費のようなものの対象になるのがありますから、どうですか。

○木田政府委員 大学に配分をいたしております予算の中で、校費と称しますものにつきましては、行政官庁の庁費よりはもっと幅広い領域に使えるという予算の御了解をちょうだいしております。で、俸給とか旅費には回せませんが、それ以外のものにつきましては、物件費も、賃金その他も含めて、いろいろに支出が可能というふうな性格の経費でございます。

○受田委員 大学に勤務する教職員が、物件費と同列に扱われておるといふ悲劇は、教育の府であるだけに私、慨嘆にたえないわけですね。物と人間を同じワケの中で処理されておるといふ、これは私、国立学校の経費の特別会計の中で、人件費として処理すべきものは当然きつとした費目を設けて支出すべきで、臨時職員給与費あるいは研究費というふうなワケである、物件費、人件費がごっちゃまぜて物が余った人間に回さうというふうな、これは文部大臣、ちょっと大学としては悲劇ですよ。物と人間を一緒に扱っておる。大学の府であるだけに私、さびしいと思っております。

お考えいかがですか。

○奥野国務大臣 定員が十分得られませんでしたので、経常的に働いてもらう方々に対しては賃金職員としての扱いがなされている。もとより適当なことではない、こう考えるわけでございまして、あと限り定員の増加につとめていくべきだと、かように思っております。

○受田委員 大学がこれの際一万人の常勤職員をかかえておられることは、必要であるからかかえておられる。しかし、思いつきでその人間を使っておられるというふうな状態なら私たちが反対です。もうやむを得ない人員が要るのだ、勤務上必要な人員が要るのだとすれば、当然必要な人員が要るのだとすれば、不要の人間をかかえておられるのは私にはあて言えません。一万人の、勤務形態がほとんど同じ職員をかかえて、そうしてその待遇たるや、大きな開きを持っておられるというふうな状態を、文教の府がかかえておられるというふうなことは、私は許されたいことだと思ふ。臨時的雇用の立場の皆さんのほうは一応おいて、勤務形態が同じようなふうにある一万人の皆さんの定員化というものは、現実にはそれが必要で起こった以上は、当然これに入れるべきではないですか。特に、国民の半分近い同一年齢の者が大学に入ろうかというときに、それであるがゆえに、私はこの大事な問題の解決を急いでもらいたい。急ぎますか。——これは文部省は弱い役所だね。五千五百人を要求して二千七百人しか査定をしてもらわぬというのでは、弱い役所であつたものだ。いま大学教育へこれだけあなた方が夢を持っている。われわれも教育という世界には情しみな金を使うべきだという夢を持っている。与党も野党も、そういう夢を持っている。党派を越えた結論が出ておる。そういうときに、これができないということはどうしたことか。これは残念ですね。

○木田政府委員 国立学校に置かれます定員につきましては、これは正規の常時勤務を要する定員の職といたしまして、私どもは学生数の拡大であるとか、あるいは研究体制の拡大であるとか要求をしてまいるのでございますが、そのほかに、国立学校にはやはり臨時的、季節的な、あるいは業務量に変動のあります職種というものが必然的にある程度起こってくるわけでございます。これは教育研究あるいは看護等、その具体の個々の仕事の性質に応じて、弾力的に補助を得なければならぬという性質のものでございますから、その意味で、研究を進めるために、また教育の体制をとりますために、弾力的に定員外職員を入れるということがあつてでございます。

ただ、遺憾ながら、この一万人のうち一割前後の職員数につきましては、勤務数のかなり長くなつておるものがございます。その長い勤務をしなければならぬ職員につきましては、定常的な職に移しかえらるべきというふうな、人事管理上の配慮を個別に講ずべきものであるというふうな私ども思ふのでございますが、職の性質といたしましては、どうしても教育研究の性質上、断続的、臨時的なものというものが必要になつてくる。その意味で、毎年毎年臨時なものが必要になつておりながら、そこに入る人は、勤務としては正規の定員の勤務とは違つた勤務形態の人があるということも避けられない現実でございます。

それと一方、いま御注意をいただきましたように、国立大学の拡充整備に伴つて、必要な常勤の定員のポストをふやしていく、これは私どもも御鞭撻をいただいて、もっとも努力をしなければならぬことは申し上げるまでもございませぬ。今後、高等教育の普及拡大に伴ひまして、一そう大学の増設も考えなければならぬところでございまして、御支援を賜りたいと思つた次第でございます。

うまでもございませぬ。しかしながら、教育研究の性格上、臨時的、季節的な補助職員が、筑波大学におきましてもある部分には必要になつてくるというところは起こり得ることであらうと思ひます。

○受田委員 そういふ職員を何人用意しておるのですか。私は、大学のスタートのときには、せめて定員でスタートして、そして漸次必要に応じて、そういう人が起こってくる、それをやがて定員化するというのが筋と思うのだが、スタートのときからもう定員内職員では間に合わないから、そういう定員外の職員をかかえていくのだという心得は、これは心得違ひだと思つたのです。

○木田政府委員 恒常的な職員として本来定員でまかなふべきものにつきましては、もう当然定員でまかなふなければならぬのでございます。しかしながら、大学における職員がすべて常時勤務を要する職員だけということには必ずしもなりません。部分によりまして研究の領域、研究の態様によりましては、臨時的に応援を必要とするという性質のことがございまして、それらは、教官に配分されております研究費等の校費の中から支出される面がある、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○受田委員 スタートから非常に残念な現象が起こつておるようです。筑波大学へ移行する東京教育大学の職員は、向こうへ連れていかれる人と連れていかれない人があつた。そういうふうなもので、非常に不安があると思つたのです。向こうへ引越しても住宅が十分ない、教育機関も整備されていない、そういう人々、それから正規職員でないか、こうで連れていかれるんだというふうな人々、そういう不安を解消するための努力はされておるのですか。つまり安心して任におもむくという形がとられておるのか。そしてそういう全職員との話ができておるのかどうか。思想的に、信條的に間違つておる者は連れていかぬで、言うことを聞かぬだけ連れていきますというふうになつておるのじゃないかというふうな不安、そういうふうな不安は一切なくて、公正に、現在の東

京教育大の教職員を、広く一人一人の希望を聞きながら配慮して向こうへ引越していき、残るのはだれという、そういう円滑な運営ができる見通しが立っているのかどうか、お答え願ひます。

○木田政府委員 筑波大学は、職員の定員につきましても、現在の東京教育大学よりは大きな定員規模を予定いたしておるわけでございます。したがうして、東京教育大学の関係者が筑波大学への勤務を希望いたしますならば、全員それを受け入れる余地が十分にあるわけでございまして、筑波への勤務を希望する職員に対して、これを断わるというふうな考え方は毛頭持っておりません。

○受田委員 こうしたいわば画期的な事業をなさるときに常にそうしたことが絶え間ないわけですから、いわんや筑波大学設置について強力な推進派と、強力な反対派があつて、これが混乱のうちに法律が成立して実現したという場合のことを——まだこれはあつた本会議があつて、いくつのですから、まだ成立する見通しがあるかどうかからいへば、参議院もまだわからぬわけですから、そういうときにちゃんとした体制ができておつて、そして全職員にせめて、移転のできる立場の人と、どうしても引越越しのできない人というふうなもの、個々の事情なども、最大公約数で片づけていくというふうな配慮を常にやつておかなければいかぬ。これは十分御注意を申し上げておきます。

人事院総裁、これを御答弁いただければ御退席を得たいのですが、定員内職員については、これはあなたの方で、等級別定数というのをつくれる、人事院指令で。したがって、これだけでこの大学がこなせるかどうかというふうなことでなくて、総括がきまらなかつたから、その中で等級をどういうふうにしたらいかなというふうな機械的な配分があなたの方でされるだけですか。

○佐藤(連)政府委員 私どもとしては、申すまでもなく教育の内容、そのあり方というふうなことに對して、専門家でもありませんし、責任を持ち得ないことでありますので、したがうして、そ

の定員をどのように盛り込まれるかどうかという
ような、大体的、教授が何人で助教授が何人とい
うようなことですが、それはやはり文部省なり何
なり、専門家のほうのお知恵にまかしておいて、
そうしてさらにそれを今度等級別に分けるとき
に、われわれはそれをながめながら適正なる判断
を加えて等級別の定数をきめていく。順序はそう
いうことになると思います。

○受田委員 文部省、文部省ではこの教職員の定
数を、教員の場合は教授、助教授、講師、助手と
いう分け方で教員を配分することにしてあります
か。助手が一体何人で、その人数はわかっています
か。三千五百五十人の内訳を申し添えていただ
きたい。

○木田政府委員 三千五百人というのは、いまの
概数でございすが、これの具体的な内訳は四十
九年度予算で確定することになるわけござい
ます。カリキュラムその他、精密に詰めた上
で要求を出すことになっておりますので、今日
の段階では、全体についての職種別の数までは
まだ考えておりません。

助手につきましては、関係者の間で、いままで
の実態から、従来のような助手の位置づけと数に
ついては考え直したほうがよいという意見もござ
いますので、私もそれらは新しい教育研究の体
制が、少し細部に至りますまで確定した段階で、
大蔵省その他と相談をしたいというふうに考えて
おります。

○受田委員 いま助手は、新構想で何か考えたい
というお気持ちがあるのですか。私いまちょっと
変わった御意見が出たもので、大学ですから助手、
講師、助教授、教授という、そういう経路をたど
っていくものと思つたら、助手というものはちょ
と考えたいということでございますが、助手のい
ない大学が今度はあるわけですか。

○木田政府委員 助手をなくするというわけでは
ございませんで、助手の役割、機能等にかんが
みまして、その数のあり方その他を、いままでど
おり講座ごとに教授一、助教授一、助手一とい

ふうな簡単な計算にならない、むしろ全体として、
学系ごとに、どういうふうな教育をどういうふう
に整備したいかということと相談をしておる
ものでございすが、いままでのような単純な
教授一、助教授一、助手一と、こういうふうな系
列で各職種の数を計算するところまで至ってい
ないわけでございます。全体として考え直す必要が
あるのかという意味で申し上げた次第でございま
す。

○受田委員 局長さんは、この助手というものは、
ちょっと考えたいというおことが出たものだけ
らね。講師、助教授、教授はいま触れなくて、助
手の問題だけをいま発言されたと思うのですが、
これはどうだったのですかね。私の耳が間違つて
いたか。

○木田政府委員 ことばが足りなかつたかもしれ
ませんが、助手の位置づけについて考え直す必要
があるという御意見でございます。そのことは、
助手をなくしてしまうという意味ではございま
せん、助手の配置のあり方その他について、もう
一度検討してみたい、こういうことでござい
ます。

○受田委員 助手という制度を廃止するのじゃな
いのですか。位置づけというのは、どういう位置
づけですか。それは文部省で、大体あなたの方の構
想どおりにものになるのですから、ちょっとお答
え願いたいです。

○木田政府委員 いままでは講座ごとに教授一、
助教授一、助手一、あるいは自然科学系でござい
ますと助手二というような組み合わせになつてお
りました。この比率の数でいいというふうには皆
さんが考えていらつしやらないものでございま
すから、その意味で特に助手だけ申し上げたよう
な結果になりましたけれども、全体の職員の職種別
のあり方というのは、教育研究の体制をも少し
具体に詰めた段階で考えてみたい、こういうこと
を申し上げた次第でございします。

〔松永委員長代理退席、委員長着席〕
○受田委員 研究実験学校として助手制度を廃止
して、講師あるいは助教授、教授という新型の道

を歩むという考え方はありませんか。たとえば助
手という名称については、何だか国家公務員が助
手というのとはちょっとあまりさびしい名前だ、少
なくとも大学の先生の中に、手を助けるというよ
うな程度のものでないか。これは講師として、
助手、講師期間を過算したか、こうで、講師の初
中、上、こういうか、こうでいくというふうな新
しい構想をお持ちであるなら納得しますよ。そう
いう構想であつて助手も置く、講師も置く、ただ
その人数をどうするかというふうなことを考える
というのではなくして、助手は筑波大学では、こ
の実験学校で助手という名称は適切でない。もう
講師から始まつたほうがいいのじゃないかとい
うような構想があるなら、すなわち私承つておき
たいと思つたのです。もう一ぺん……。

○木田政府委員 いま受田委員の御指摘になりま
したような意見があるわけでございます。しかし、
これも分野によつていろいろと一律にいいかない点
もございしますので、それらの意見を組み入れな
がら、今後の具体的な職種別の数を考えたい、こ
ういう次第でございします。

○受田委員 それでは人事院総裁、このお尋ねで
よろしうございしますが、御苦労かけたのですが、
私、国家公務員である以上は、非常勤であらうと
その処遇を考えていただくのが人事院ですね。し
たがつて、非常勤でいまのような常勤勤務をして
おる諸君が、一万もおるような文部省などでは、
この非常勤職員の待遇改善はほど強く考えてあ
げなくてはいいけないと思つたのです。したがつて、
退職手当法などは総理府のお仕事ではあつても、
しかし、その実態調査はおたくでやつておられる
わけだから、退職時には国家公務員退職手当法の
四、五、五、五という特別の規定の適用を受けるよ
うな配慮をしていくとかいふような、これは総理府
の仕事だとおっしゃればそれまでですけれども、
実態調査に基づいて、この膨大な二万人以上をか
かえている文教の府に勤務される人々の非常勤職
員の待遇、定員の中に入らなくとも、その現実の
待遇を一步でも前進せしめるといふような配慮、

これはやはり人事院総裁の御所管だと思つたので
が、どうでしょう。

○佐藤（達）政府委員 まさに、おっしゃるとおり
でございます。私も、その面についてはまた
それぞれ従来常に検討をし、改善の道を考へてき
ておりますけれども、大体現在のところでは、こ
こに私も一覽表をちゃんとつくつて、常勤職員
と非常勤との待遇の違いを表につくつてながめな
がら常に検討しておるわけですが、大体も
う一息やつたら完全に常勤と同じになつてしま
う。それじゃ、常勤と非常勤の区別がなくなつて
しまふわけですから、もうとことんのところまで
非常勤職員の方々に對する待遇面は、ここで考へ
て差し上げているという気持ちを持つておりま
す。したがいまして、あと残る問題は、いわゆる
定員化の問題とか、本物の常勤に採用されればい
いじゃないですかというふうな話のほうにむし
ろそれがつながつていくことだといふふうに考へ
ます。

○受田委員 どうぞお帰りでございませ。
では、文部省に對して、最後に、大事な基本問
題をこれから一時間近くの間、できるだけ早く
片づけますから……。
これから私が提案しますことは、非常に簡単に
御答弁願ひたい。私、時間を縮めますから……。
○田中委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕
○田中委員長 速記を始めて。
○受田委員 では、私の党の修正点などに対する
見解等もまだ何かなければならぬものが残つて
いるわけですから、もう少しがまんをしていただき
たいのですが、非常に建設的な意見を述べさせて
いただくので、決してあなたの方を敵として見て
おるわけではない。友だちとして見ておる立場で御
質問をするわけでは。

どうですか、文部大臣。今度の法案の中に、医
科大学、これが、筑波大学にも医学の研究部門、
専門部があるわけでございますから、当然医師の
養成というものは、文部省はどれを適正な数字と

をされておりますものとしては、学問上の組織として、学系に心身障害学系というものを設けることといたしておりますと同時に、学群のほうでは、第二学群に、人間学類の中に心身障害学関係の専攻を位置づけたいという計画になっております。さらに大学院の新しい独立の修士課程におきまして、指導的な教育者の養成のための修士課程が設けられることが計画されておりますが、その中に心身障害関係の課程を重視をしたいという計画になっておる次第でございます。

なお、以上申し上げましたことは、心身障害関係の教育研究の仕組みでございますが、それと並びまして、教育大学におきましては、従来から心身障害者の方の教育という点で、各種の付属学校を設置しておられますし、また理療科教員養成施設等も設けておられるわけでございます。大学の教育学部等では、心身障害者の方の受け入れも積極的にはかっておられますので、それらのあり方を充実した形で受け継いでいきたいという計画になっておりまして、私どももいたしまして、ぜひそのようにいたしてまいりたいということを取り組んでおるわけでございます。

○受田委員 必要経費として、一応予算化されている身障者施設に対するワケというものはありますか。

○大崎説明員 現段階では、各分野ごとの定員経費というものをまだ計算をいたしていない段階でございますので、ちょっといま申し上げかねます。

○受田委員 すみやかにこの具体的な——こういうところへこそ力を入れて、庶民に開かれた大学の本質を發揮するという心がまえを持ってもらいたいと思っております。

〔委員長退席、内海（英）委員長代理着席〕
そういうものをもっといまの段階で、その準備が進められておらなければならぬと思っておるわけですが、その端緒をいま示してもらったので、その奥行きをこれからぐんぐん掘り下げるといふ計画を私は、要求するものです。

なお、われわれすでに大学の構成組織として、

教職員と学生、特に学生の場合は、すでにほとんど七割以上が成年に達しておるといふ側から、学生の自治というものの配慮をすべきだということに要求したのでございますが、修正案についてはこれは否決された。この大学の自治、学生の自治、学問の自由、この関係の中で、学問の自由が前提であって、その中に大学の自治があり、学生の自治がある。その学生の自治の裏づけとして、学生協議会というものが、また一つの機関として生まれてきておる。それが大学への貢献をする、こういう筋であろうと私は思うのです。そういう意味から、学生自身の自治、その中から生まれる機構的な協議会、それはほんとうに学生の全員が参加する自治であり、全員が参加する協議会、こういう形のものであらねばならない。この間、ここで大島参考人のお話を聞いてみると、筑波大学構想の中に学生協議会なるものがあるということでございます。その内容を拝見しました。しかし、これは大学の自主的なものにまかすという意味でなくして、文部省自身が学生協議会構想というものを、やっぱり持つておらなければいけないと思うのです。つまり、大学の自治にまかす、大学で協議会をつくりたいわけではなくて、大学によりは、大学の構成員としての学生はかくあつてほしいという、学生の参加という問題を、文部省自身が構想をお持ちでなければいけないと思う。きょうはそれを、特に具体的に時間をかけないで説明——つまり、文部省の持つ学生協議会、文部省自身の持つ学生参加、それは各大学に好ましい姿で、かかるものがほしいのだというものを、要点を申していただきたいのです。局長からでけっこうです。大臣からは基本的なものを伺いたい。

○木田政府委員 御指摘のように、学生自治というものが大学の教育研究の内容として適切に行なわれるということが、望ましいことでございます。その場合に、全員参加ということも、できずならばやはり望ましいことだと考える次第でございます。

文部省は、従来、学生自治会のあり方につきま

して、いろいろと大学当局とも相談もし、また意見も申し、学生自治会の指導ということにつとめてまいったのでございますが、遺憾ながら今日までの段階では、その学生自治会の実態がなかなかつかみがたい状態になってしまつておる。正直に申しまして、今後どういふふうなこれをもつていったら、正常な状態に戻るかという点につきまして、苦慮しておる段階でございます。学生の問題はやはり教育研究の、特に教育の内容になる部分でございますから、私ども、大学の関係者の教育上のお骨折りということを目にしながら、この問題は今後とも努力してまいりたいというふうに思っております。

〔内海（英）委員長代理退席、委員長着席〕

○受田委員 局長さん、私は、学生の中からお互いが大学へ貢献するのだ、学生が構成員であるという自覚のもとに、一握りの学生の運動という意識でなくして、建設的な前向きな学生の大学への参加という方式を、法律事項としてうたつてほしいという修正案を出したわけです。しかし、この間これが否決された。けれども、これはあくまでも立法措置として、われわれは要求したい。ことしいけなければ、来年はぜひ結んでいきたいというような熱情を持つています。そこまではもう新しい時代の大学ですから、古い時代の学生とはもう立場が違ふ。文部省自身も、この数年間学生の暴動等をどうと押え切ることができなかった。それは自治を与えない、そういう協議会組織という機構を与えないというところから——逆にこういうものを与えることで、その学生のそういう暴力というものは、学生の中でお互い押えられていくというふうになると思うのです。そういう意味で、大学というものの機関の中に、学生の組織体として協議会方式というものを、ぜひ法律事項としてほしいという熱願を持つておるわけです。

こういう問題はできるだけみんな相談して、それぞれの党が修正案を出し、そしてそこで歩み寄りをして、実を結ぶという方式がとられるなら

ば、これは一番好ましいことだと私思うのですけれども、文部省としては、出した原案は一步も譲れないというふうな偏狭なお気持ちでなくして、広く他の党の見解も、できれば共通部分があればこれを取り上げて、そしてメンツにとられることなく、開かれた大学らしい新構想をもつと国民的規模で実を結ぶというふうな配慮がほしいかと思うのです。

そして、同時に大学の教育の目的には、学校教育法に書いていふところに抜けていることがある。お互いが社会に奉仕する使命を持つておるのだという使命感を、もう一項ぐらゐ学校教育法の中へ書き足す必要はないですかね。いかがでしょう。

○木田政府委員 学生のあり方につきまして、受田委員のお気持ちは、私の胸にもいろいろと響くところがございます。また、学校教育法の中に、大学がもっと社会に奉仕するものであるという位置づけを与えるべきだという御意見につきましても、私ども賛意を表したいと思つてございまして、ただ、現実の問題といたしまして、学生協議会という組織を、今日の事態でどのように大学当局がこなし得るかという点につきまして、正直のところ、私ども危惧がございまして。今日、学生自治会、ルールがきまつておるわけでございますけれども、学内におきまますそのきまつたルールについて、その運営を進めていきました中に、御案内のようにな、学生間のいろいろな紛糾その他も起こつてまいります。法律でワケ取りをしたなら、これが適正にいくという点につきましては、受田委員のお気持ちは私どももありがたういわれるのでございまして、そこにはなかなかむずかしい問題があるのではなからうかというふうな思つておる次第でございます。

御趣意の点につきましては、今後の大学のあり方につきまして、貴重な御熱情と御示唆があるわけでございまして、大変な御熱意と御示唆があるわけですから、われわれもこれは今後の学生指導の問題として、大学関係者ともどもに検討を進めて、よき実践を重ねることにいたし

たいと考える次第でございます。

○受田委員 時間も迫ったので、私、委員長のあるる気持ちもわかるわけですが、これで終わりますから、いつの間にか時間がこんなになったのかな。答弁が長たらしいからです。

大臣、私初めから最後までちょっと気にかかることがあるのは、こうした新構想の大学に、法律にはうたてていないけれども、副学長を五人も置くという。あえてとらわれます。この中には研究担当と教育担当があるのです。研究や教育の担当に副学長は要りませんよ、これは。自由な研究を、自由な教育をさせる部門で、監督的な地位の者は要らない。だから、せめてまあ三人に、できれば二人あるは一人ぐらいでスタートされるべきじゃないか。ちゃんとおせん立てができて、研究、教育部門まで含めて、五人おる。研究とか教育とかいうのは、これこそ頭にそういうでかい監督者がおつてやるよりは、自由な研究、自由な教育というところに味があると思うのです。その意味で、研究と教育のほうの副学長はやる。そして、あとの三つの系列的な立場のものに置く。できれば一人か二人かにするとかいうような配慮をスタートのときにはすべきではなかったか。こういうことになる、また他の大学も——いまさっき副学長を置くという、もうすぐ置くようなお話でしたから、やはり一人ではなくして、二人、三人と、どの大学も置くというような危険が起くる。私はスタートのときには、その人数を極力制限していく。管理監督的地位の存在をできるだけ少なくして、大学の自治、学問の自由に管理権の乱用を避ける配慮をやはりしておく必要がある。

学長のある程度の権限の強化は、従来大学自身が自治をよう完成しなかったという点において、学長の権限がほとんどなかったという点の欠陥がある意味で、ある意味で学長の権限が新しく付与されることは、これはやむを得ないと思います。しかし、屋上屋を重ねるような、副学長が五人もずらり並んでいる。しかも、どこかの国立大学から来て指定職の甲にもなる可能性のあるようなのが

あらわれてきたりしたら、それは頭が二つあるような大学になって、それに気がねをして、教育や研究はそっちのけになって、戦々恐々たる人も中には出るという危険もあるから、私は副学長の人数は、せめてスタートのときには少数にしておかれてしかるべきであった、かように思うわけです。そして、その人選は、結果的には、文部省はノータッチとおっしゃるけれども、宮島——ちょっと、宮島東京教育大学長は、交代することはない、最後まで宮島先生になるのですか。途中でかわりますか、どうですか。ちょっとそれを先に聞いておきたい。

○木田政府委員 現在の東京教育大学長の任期は、来年の二月までだというふうに承知をしております。

○受田委員 それで、宮島先生自身で、そういうことの、副学長をだれにしたらいいかわからぬです。これは、やはり文部省は、そういうところに副学長構想なるものは、お二人とも胸に入れておられると思うのです。その中には文部省の息のかかった人が結果的にあらわれたと見られることがないような、自然の形でこれが選ばれるならいいが、どこか名ざしで、どうかという交渉をされるのは、文部省に私はなると思う。そういうことは一切文部省にならぬかどうか。一切ノータッチかどうかです。つまり学長から言うてこられたのを、文部省は最後によからうか、いけないということをするのであって、副学長の選考には、一切文部省はタッチしないといえるのかどうか。

それから、いまの人数の問題、もう一べん再検討して、いまだでも修正は間に合う。

○奥野国務大臣 副学長の員数の問題は東京教育大学の新しい構想に基づくものでございまして、そういう構想が変れば変わったに従って対応してしかるべきだ、こう思います。

それから副学長の選任は、法律に書いておりますように、評議会の定むる基準により学長の申し出に基づいて文部大臣が定めるわけでございます。申し出のとおり任命をするということでございます。

います。適、不適という意味における拒否権はないということをおたびたびお答えを申し上げているわけでございます。

○受田委員 私のお尋ねしたこの中で忘れておるのがある。文部省がノータッチかどうかです。

○奥野国務大臣 文部省のほうから押しつけるという考え方は毛頭持てはおりません。

○受田委員 きわめて明白にお答えになっておられたけれども、これは大学の自主性を尊重するという意味から、それからその自主性を尊重し過ぎたばかりに五人という構想も出たようでございますが、その中に宮島先生の御意図の中に、文部省のどこかのお使いが行って、キッシンジャーのようなのが行って、ちゃんちゃんとおせん立てをするようなことはない、キッシンジャーは文部省におらぬといえるかどうかを御答弁願いたいのです。

○奥野国務大臣 先ほどもだいたひその問題は議論になったわけでございます。従来のしきたりに従いまして円滑に運営をしていきたい。よこしまな運営は絶対にしないようにするつもりでございます。

○受田委員 わかりました。いまこちらで自民党から行くという話が出たよう、キッシンジャーは自民党から行くというお話のようでございますが、自民党の皆さんも良識の人々がそろっておるのだから、せめて筑波大学がいよいよスタートするという段階になったときには、ひとつ公正な人事と公正な誕生ができるようなことにしたいといふか、自民党の諸君も心してやっていただきたいものです。

以上、ごく簡単に質問したのでございますが、こうした大事な教育関係法案の誕生にあたっては、もっとより高いところから、国家的規模で、全国民的規模でお互いができるだけ話し合い、できるだけ歩み寄り、そしてよい結果が生まれるように、心から私、熱願をしてやまないものでございます。失礼しました。

○田中委員長 木島喜兵衛君。

○木島委員 先ほどの受田委員の御質問の答弁の中で、法律的にはそうなんでありまますけれども、副学長は、法律によらずして他の大学においてもこの法律によって希望するならばできるということをお断言になりました。ただ、いままでの中で、文部大臣はたびたび、そういう他の大学に及ぼさないのだ、このことは筑波大学だけのことなんだということを言っているのではありません。短時間でありますからいま全部を調べるわけにまいりませんけれども、たとえば六月十三日の嶋崎さんの質問に答えて「基本的な部分は筑波大学のみに関係するところのものとございまして。これは嶋崎さんが「学校教育法や、それからそういう法案の改正をなさるけれども、これはよその大学と一般的にながりはしないんですね」ということに対してお答えになっていらつしやる。このことは先ほどの答弁と食い違つてきておるし、あるいは副学長が基本的な部分でないとするならば、これまた認識上たいへん問題であります。その点は、基本的な部分は筑波大学のみに関係することである、副学長は基本的な問題ではないのだという認識ではないだろうと思う。したがって、あなたがいままで総合的にあるいは包括的におつしたことは、この法案全体は筑波大学だけに限られて、他の大学に及ぼさないのだということを中心にしていらつしやられたけれども、法律の本身はそうでございます。先ほどの局長の答弁とおりのあるはずであります。けれども、大臣の答弁はそういう意味の答弁をなさつてきていらつしやる。

いまここで読み上げたとおり、基本的な部分は筑波大学のみに関係するものだ。副学長は基本的な問題だとわれわれ認識する。またそうでなかったらたいへんだと思う。その辺のところは、今後の審議の問題もありますので、ここでもう一回大臣から、この辺についての御答弁をいただきたいのであります。

○奥野国務大臣 いま御引用になりました点、多少その点だけお話しになりますと不十分で、誤解

を招くように私も思います。何度が私は参考会、人事委員会、これは筑波大学だけのものではない、副学長は全体に關係する問題でございます。ということをお願いしてまいっております。いまお読みになりましたところは、それだけをお話しになりますと不十分だ、私もそう思うわけでございます。筑波大学固有の組織、参考会、人事委員会、学群、学系につきましては、一律に他に及ぼすことは考えておりません。副学長については、国公立を通ずるものとして各大学の自主的判斷により設置できるような、法律上の職として今回設計しようとするものでございます。今後十分この点を留意して、審議に誤解のないようにいたしてまいります。

○木島委員 これ以上追及しません。ただ、たとえば放送でも、そういう印象をあなたにすると、ろで言つてこられたのです。そういうように誤った印象を国民に与えないような十分な留意を望んでやみません。

以上です。

○田中委員長 嶋崎議員。
○嶋崎議員 代議士会で、私がえらく長い時間やつたという話があったそうだけれども、まだほんとうは大学の管理運営について逐条審議をやつたかたのすけれども、時間がだんだん制約されまして、私に与えられた時間はたいへん短い、あとにまた公明堂のレギュラーのメンバーが、長い質問の時間が必要でしょうから……。

最初に私が委員会発言をしたときに、東京教育大学の問題をめぐって、文部省側と私の間に事実の評価並びに考え方意見の相違がございました。その後、教育大学の参考人の方々に来ていただきまして、いろいろ証言をいただきました。それに基づいて、きょうは第一番目には、東京教育大学が筑波大学を構想したというふうに大臣がきのうも何度も言っておられますが、その経過について再度事実評価の相違、おそらく意見が違つたばなしでしょうから、その相違だけを明らかにしておきたい、これが第一点です。

第二番目は、研究と教育という問題に關連して、いままでの質疑を聞いておりましたが、研究と教育の分離ということの意味が非常に多様な解釈が出ております。大臣と局長がそれぞれ一面ずつを、たとえば組織を言つてみたり、カリキュラムを言つてみたり、いろいろありますから、研究と教育の分離ということの意味を整理して、今後の大学のあり方にこれがいいかどうか、これを第二番目の問題にして少し詰めて質問させていただきます。

三番目に、大学の管理運営という問題について逐条審議したいところでありますが、時間もありませんから、今度の筑波大学にあらわれている管理運営についての組織ないし制度の思想と考え方ですね。その考え方を、大学の場合にとつていいかどうかという原理的な問題について二、三質問させていただきます。

そこで、第一の問題点ですが、第一回目の委員会でいろいろ議論をした際に、確かに、昭和四十四年の七月二十四日の東京教育大学の評議会の決定に基づいて、教育大学の決定を受けて、文部省は筑波大学を創設していくという考え方を具体化した、こういふふうな評価し、考へてこられたと思うのです。この間の参考人の証言の中でも明らかだと思ひますが、昭和四十四年の七月段階では、文学部教授会は、全体として問題ですが、教育学部の教授会並びに体育学部の教授会まで含めて、最終決定をしていない状況の中で、評議会決定が行なわれたということが、いろいろ参考人の方々に証言がありました。そういうことで、昭和四十四年の七月段階で、形式的には評議会の決定の上に教育大学が筑波大学の構想を具体化しようとしたと言へるけれども、今日の大学の教授会、評議会という現状の中で、現行法制の中で、大学意思の決定と言へるかどうかという点について、参考人の意見をお聞きになった大臣並びに局長はどう評価されたか。一つも考え方が変わらぬのか、その点について御意見をまずお伺いしたいと思います。

○木田政府委員 昭和四十四年の七月二十四日の評議会決定につきまして、いま御指摘がありました教育学部、体育学部等からは、この考え方につきましてのいわば今後の条件と申しますか、こういうことが実現できるようにという趣意の条件が述べられたということは、参考人もおっしゃるとおりだと思います。また、私もそういう希望を各学部でお持ちであった、評議会で議論されたということは承知をいたしております。しかし、それらのことをお述べになったあとで、評議会としては、これをその学部関係者も御承認になつておるといふ点は、やはり間違ひなからうと思つてございいます。

○嶋崎委員 再度こまかな議論はする意思はありませんが、この文部省のもろもろのパンフレットの中に、昭和四十四年七月という、たいへん明確な形で、東京教育大学の意思の決定がコンクリートになつて、それを受けて文部省が筑波大学の構想を具体化したということが、非常に明確な形でうたわれているだけに、はたしてその大学における意思の決定が、形式的な意思の決定と、実体としての大学自治の状況、ないしは大学全体の意思の決定として妥当であつたかどうかについて、たいへん疑問があるというのが私の判断であります。前回申し上げましたように、このビジョンが出る前に、教官の四割強の反対声明があり、決定のあとに職員も含めて四割強の反対声明が出ている、そういう状況の中の決定でありますから、大学の意思決定としては、手続的には十分に教授会内部の審議が行なわれなかつた決定された経過をたどっているのではないかと、こういうふうな私のほうは判断するわけであります。その点は意見が違ふということをはっきりと確認をしておくことにいたしました。

二番目に、あくる年の昭和四十五年に、文部省の調査会が中間報告を出しになりました。その中間報告が出ているときに、当時教育大学のマスタープラン委員会が、その文部省の中間報告に向けて東京教育大学の筑波構想なるものの

自主性を訴えている文書があるわけであります。この間私は、参考人のときに例をあげましたが、昭和四十五年の十一月十六日付の「筑波新大学ニュース」によりますと、ここに「筑波新大学のあり方について」という中間発表に關する見解が載つた上で、「中間発表についての要望」という文書が載つております。その文書によりますと、ここではこまかにその要望の項目を申し上げますけれども、いつている内容は、文部省が出した中間報告は、東京教育大学の意向を十分反映し、学内の委員会の意向を十分に反映したというふうには受け取れない。だから、今後東京教育大学内部の意向を十分反映するように御努力を願いたいという趣旨の要望書が、この間参考人に見えた福田信之、大島清、浅川正一、三名の教授の方から出ているわけでありました。

それに関連して、この間の参考人の中に、マスタープラン委員会の副委員長であられた、たしか木村教授であつたと思いますが、その教授が、終始マスタープラン委員会を提案をし、考へてきたものを、文部省に持つていつて意見を述べたときに、常に文部省のほうからワグがはめられる、ないしは要望が封じ込められているという経過をたどつていふという趣旨の発言がありました。この要望という四十五年の十一月に出ているMPの資料と、この間いふつた参考人の方々の御意見を総合してみても、筑波新大学構想というのは、一方で教育大学の自主的な改革構想と見せかけながらも、実際はそれを文部省が指導していく、ないしは文部省の設置した専門委員会が、それを定程度指導していくという形で構想が具体化したのではないかと、こういうふうな私の判断をせざるを得ないわけでありまして、この点についての評価を再度お聞きしたいと思います。

○木田政府委員 筑波新大学の創設準備調査会におきまして、教育大学の御関係の方々から、中間発表のあとかと思うのでございますが、この会議の席で御要請があつたということは、私も私も記録によつて承知をいたしております。中間発表の

内容について、今後これにこだわらず、十分に検討してほしいという意味の御要請がございました。その中身につきましては、教育大学の意向とのズレが少しでも少なくなるように、また、この準備調査会の意向が学内でも受け取られやすいように、今後の審議会にお骨折りをいただきたいという御要請がございました。これは、東京教育大学からこの準備調査会の委員としてお入りになつておられる方々から御要請があったということ、記録によつて私も承知をいたしてあります。

それで、この準備調査会によるいろいろな検討、さらにはそれが終わりました、その後の創設準備会におきます検討等で、教育大学の御関係の方々から御要請がありまして、それを他の立場からお加わりいただいております。学識経験者の方々の御意見によつて、手直しをするということ、起こり得ることだと思つてございます。基本的には学群、学系の考え方を曲げておるつもりはございません。しかし、その御要請の内容が、現実性というものを考えた場合に、あるいはこの辺までが妥当ではなからうかという他の委員からの御意見によつて調整をされるということは、調査会を設けております私も趣意からして当然あり得ることでございます。学系の数その他につきましては、意見の調整もございました。すべてについて、東京教育大学の意見のとおりになつていないという点は、御指摘のとおりだと思いますけれども、しかし、この筑波大学の基本的な構想、考え方、理念、そしてその構想のワタ組み、骨格につきましては、東京教育大学の御意図は十分に実現できている、このように考えております。

○嶋崎委員 形式的、抽象的な説明としてはそれだと思つております。ですけれども、実際に四十四年七月の段階のビジョンの決定をめぐつて、大学の内部で相当な反対の意見があったということ、それからまたその後のMPが自主性を一方で強調している、こういう状況の中で、その後の文部省との相互関係の中で、東京教育大学の構想に変化

が起きてくるということが、大学内部の、筑波大学に対して期待する、ないしは筑波大学を願望する人たちに逆に作用して、大学内部の世論を積極的に統合する際に、マイナスの作用をしているということが十分考えられると思うのです。

そこで、それに関連してですが、当時の東京教育大学の学長並びに評議会の中核メンバーが中心になつて指導したと思われる昭和四十五年四月十七日の、「教官選考基準に関する申し合わせ」、評議会決定、これがそういう背景から出てきたと私は考えるのですが、その点は、この前の参考人の意見をお聞きになつて、局長はいかが思われますか。

○木田政府委員 いま御指摘になりましたのは、教官選考の評議会決定だと思いますが、これは東京教育大学の紛争の過程の中から出てきた産物ではないかというふうに考えております。

○嶋崎委員 それは私と完全に事実評価が違います。つまり、紛争中に確かに四十三年から四十四年にかけて、筑波大学のビジョンに関して、MPが十分に活動したかどうかは別としても、マスタープランの中で一定のビジョンの検討は行なわれてきたと思つてます。それは紛争への一つの思想的な反射とでもいまいしょうか、そういう側面を持つていたと思つてます。

ところが、四十四年から四十五年の段階になりますと、一応大学が正常化してきて、そして文部省に創設準備会ができて、相互に交流しながら、この筑波大学の構想が具体化していつている過程であります。ですから、この過程で、この評議会における決定というものの持つ意味が、実は、これは少し乱暴な言い方ですけども、当時の教育大学の学長を中心とした専決体制の中で定められた一つの方針のように私は思つてます。東京教育大学のたくさんの人事問題に、それが基準になつて影響してきている、こういうふうに判断をするのです。つまり東京教育大学の中では、四十四年に評議会決定はあつたけれども、学内に非常に反対の世論がある。片一方では教育大学の構想が文部省を通して動き出している。そこで、東京

教育大学で、評議会で決定した人々と文部省とが結びつきながら、新しい構想を具体化してこれを実現しようとする、学内の反対の世論を何らかの形で統合していくという課題が出てきたと思うのです。その統合する課題として、教官の選考に関する基準の申し合わせというのが意味を持ち、そしてその後の東京教育大学の人事問題に機能していつているという点が非常に重要だと私は思つてます。その点の判断は、この前だいたい議論をしましたから詰めませんけれども、再度、参考人の方々の意見をお聞きになつた上で、いかが考えられますか。

○木田政府委員 いま嶋崎委員の御指摘のような評価もあるいはあろうかと思つてございします。これは、私、参考人の御意見を聞きながら、これは前々からの紛争の過程等を通じた流れを私なりに考えておるからかもしれません。大学紛争の過程の中で、大学の意思決定がなかなかうまくこなせない。特に文学部の教官たちが賛成、反対に分かれて、また紛争後の教育の回復につきましてもいろいろなトラブルがあった。その後、宮島学長が学長代理から正規の学長として選ばれて体制が整つてきたということはあろうかと思つてます。

が、学内世論の帰一をはかりたいという意味で、あのような評議会の人事取り扱ひの基準というのが生まれたのではないかとあつたに考えております。参考人の御意見等を伺いながら、これと格別違うような点、私も考え及びませんでしたので、相違わらず同じような御答弁になつてゐるかと思つております。そのように考えております。

○嶋崎委員 それならば、一つだけ具体的な問題をお聞きして、それについて文部省は、今後東京教育大学の内部に指導、助言といふですか、そういう意味で筑波大学になつていく東京教育大学の教官集団が、そういういつまでもごたごたが続いているという事態を一刻も早く解消しなければ、われわれはこの法案のないうちがたがとんでもないことをやっているとすることを常に危惧するわけです。

そこで、この教官選考基準が出る前に、文学部教授会で、一人は、私の知つてゐる限りではローマ史の日本の学界の大家ですが、そういう助教の方々が教授になるということが議決されているのに、それが上申されないまま文部省に伝わっていない。そういう事実があることについては、この間参考人が説明されましたが、御存じですか。

○木田政府委員 教官の選考が滞つておるといふ点につきましては、私も前中嶋学部長並びに評議員の方と両三度お目にかかつて、先方からも苦衷を訴えられ、私もいろいろと御意見を申し上げた経緯もございします。いずれにいたしましても、双方それぞれの言い分はございしますが、固執したままで、実際に必要な教官の人選が進まないというところは困つたこととございします。私どもも、大学の教官の選考のこととございしますから、ものの言ひ方の限度は用心をしなければならぬと思うのでございしますけれども、関係者に、この状態はできるだけ早く正常化するよう、これまでも何度か話をいたしてまいりました。今後ともこのことは、学生のおことでもございしますもので、できるだけ両者の間の意思の疎通をやわらげるよう心がけていきたいというふうに考えます。

○嶋崎委員 その問題、いまの私の言つたのは非常に具体的に、東京教育大学が教官選考の申し合わせを定める前の人事なんですね。申し合わせ以降については、それでもその東京教育大学の文学部の人事については、その評議会の決定に従ふことの一例を入れれば、人事をプロモートしていくというふうな形式は整うのだというところを、おそれる大学側はいつているのじやないかと思つてます。大体大学の上申するときにけちが起きますと、形式的な文書を届けますと、文部省は大体発令します。井上教授の場合だって、書きさすれば発令したのでしょし、それから北海道の場合でも、そういう書類をつけさえすれば発令するのですから、全く一種の官僚の無責任なやり方だと私は思つておりますけれども、そういうのが現に教育大学の中にも私はあり得ると思つてます。ですから、少

なくともいまの現行法制のもとで、教授会で決定した人事について、筑波大学に賛成かどうかというようなことを踏み絵にして、そのいわば決定を評議会でチェックしていくというようなことは、いまの教育公務員特例法の考え方からすると、私は違反だと考えております。この点は局長は、評議会が人事に関する一般的な規則をきめることができるということをつたててとれば、別に違法ではない。そういう解釈も成り立つと思うのです。ですから、事、教育大学が筑波大学のビジョンという問題をめぐって、思想並びに教育研究にかかわる重大な問題についての意見の相違があるということですが、現実には教育大学は動いていて、そして現に学生を、入学試験をやって教育をしていくという現状のもとでは、そういう賛成、反対でもって踏み絵にしていこうというふうなものは評議会決定のあり方というものは、大学自治の今日の論理からすれば、違反しているとは私は考えるわけでありませう。それだけに、そういう無数の、私からいえば無数の大学自治の侵害が、その後の教育大学の人事の中にある。指定職を見ましても、昭和四十六年の指定職を私は調べさせていた。たところでも、名誉教授の問題でも、やはり筑波大学に賛成しているかどうかということとか、紛争とどのようにかわり合いを持ったかというふうなことが踏み絵になって、差別人事的なものが行なわれている。これはもういじめない事実だと思えます。ですから、そういう状況を今日のままに放置して、来年の三月に、かりに法案が通って大学を充足するとして、そういう教官内部の意思の統合ができないまま、東京大学、京都大学に匹敵するようになりつばな大学を文部省は願望しているようでありませうが、そういうにない手たちの思想や行動では、いい大学はできやしないというふうな断定せざるを得ないわけでありませう。それだけに、早急にそういう問題について意見の相違は相違として明らかにさせた中で、大学内部の世論の統合のために御努力をお願いしたいということをまづ申し上げておきたいと思ひます。

時間もあまりありませんから、第二番目の柱についてちょっとお聞きします。研究と教育の分離ということの中身をどう規定されているのですか。

○木田政府委員 いままでの大学が、学部、学科、講座という単位で、研究と教育を一体的に処理する単位として考えられてきた。それに対して、学生の教育に携わる学群という組織、それから教官の専門分野別の組織として学系という組織を設けていく。その機能をそれぞれ円滑に実施していくとする組織をとっておるといふ点から、研究と教育の機能を分離しておる、こう申し上げておるわけでございます。

○嶋崎委員 それも研究と教育の機能の一つの側面ですね。別の側面はありますね。カリキュラムの面から見た側面がありますね。それは、もう時間がありませうから私のほうで整理しますと、これから研究と教育の分離という今度の考え方の中には、学系、学群という教師の組織並びに学生集団の組織のいわば分離という意味での分離と、同時に、専門的な教科の問題に関する学系の、いわば研究内容やカリキュラムの問題と、それから学群における大衆化されたこの大学の中で、アンダーグラデュエートの段階の四年制のいわばカレッジを考へて、それに合わせたカリキュラムの編成ということを含めて教育と研究の分離と、つまり教育の内容と組織という両面を含んでいるわけですね。同時に、大学院の場合にも博士課程というのとマスターコースを分離したというこの中には、博士課程が研究のコースであって、マスターコースは教育の課程だというふうに分離している。これもまた同時に教育の内容、カリキュラムの編成等々に関連しての分離、それも含んでいる。そういう意味で、筑波大学における研究と教育の分離は、組織並びに教育内容を含めての機能的分離、そういうふうな判断してよろしいんですね。

○木田政府委員 そのように考えております。○嶋崎委員 そこでお願いしますが、では、学群に派遣される教師は、大任任期は何年ぐらいですか。

○木田政府委員 これは今後の学内の御相談だと思ひますが、現在の段階で何年という任期を固定して考えるということではございません。しかし、一応三三年の間というのを考えていくほうが適切であろうという御意見が、一般的には出ておるわけでございますが、すべての人に一律にいえるものであるかどうか問題でございます。それから、今後の具体的問題として御検討いただいたほうがよろしいかと思ひます。

○嶋崎委員 ですからそこで、この間の議論でも問題になりましたように、学系、学群を分離して、そして教官が主として学系におつて、学系もたいへん細分化された学系ですね。それで教官会議といふものは、おそらく学系代表者会議によつてほとんどが運営されて、全体の教員の学系の教員会議といふものは非常に回数が少なからうということとが予測されます。同時にまた、学群の場合も全体会議といふのは、いままでの教授会のように週に一べんといふことはありつこないだらうと思ひます。ですからかなり教官内部も、いままでのような学部に見られるような団結といふものは、内部的な意思の統一を欠きやすい状態にあるのではないかと、いふふうな予測されるわけですね。

(委員長退席、内海(英)委員長代理着席)

そこへもつてきて、学系から学群に教官が派遣されて、文部省の何か具体化構想によりますと、大体二年といつていますね。大体二年ぐらいで交流していく、しかも、その二年で教科のいわばクラス担任みたいな先生、それから、並びにカリキュラムを担当する先生、そういうものが二年交代ぐらいで大体交代していく、一つのサイクルで動いていくというふうなことが述べられているように思ふのだけれども、だとすると、今日の大学でやっているような、学部ないしは教養部でやっているような教官と学生との間のコミュニケーションが、今度の学系、学群の機能的分離の中には、私は、より悪くなるというふうに判断するが、いかがですか。

○木田政府委員 結論的には、私は御意見と違つたのでございます。クラス担任の教官という意味で二カ年間の、学生と接触をする教官を、二カ年を限つて単位として考えてみようという御意見が出ておりますが、これと教育を担当する教官がすべて二年という意味ではございませんので、教育は自分の専門の教育を担当し、またクラスとして教科を越えて学生のめんどろを見る教官が、二カ年間は学生と一緒に接触をする、こういう構想をとっております。学系もこまかく分かれておりますが、学系の教官会議その他は、今日の学部教授会よりもっとひんぱんに開かれることになるのではなからうかと思つたりいたしております。これは今後のことでございませうから、すべてがうまくいくといふことは言いかねます。いろいろと試行錯誤で問題が残ると思ひますけれども、やはり関係者の努力によつてよき成果も生み得るものだというふうに考えておる次第でございます。

○嶋崎委員 時間もあまりありませんから、この間も、だいたい議事録に残してありますから、これ以上議論はいたしません。私はたといは学生集団の場合を考えてみましたが、いままでの大学ですと、先輩が後輩を指導するという関係があるわけですよ。たとえばマスターコースの学生諸君が、学部の学生と交流している。ドクターの学生諸君とマスターも交流する。そしてまた、一年生と二年生の間に先輩、後輩の交流があるわけですね。ですから学生は、一年に入つたときに、たとえば講義がたいへんつまらなくとも、そういう先輩から読書の手ほどきを学び、それから学生生活の経験というものを学びながら成長していくという、そういう側面がいまの教養部、学部、それから大学院というコースの中には、いい点としてあるわけですね。今度の学系、学群になりますと、おそらくマスター、ドクターと、群の学生との間のコミュニケーションがなくなるでしょう。おそらくコミュニケーションがなくなるでしょう。おそろくぼくはなくなると思ひます。同時に、学群の学生は、四年間通しますから、いわゆる先輩、後輩という

ような関係じゃなくて、単位を取得して動いて歩く集団になりますから、おそらくそこにいる学生集団の先輩、後輩のコミュニケーションというものは非常に違った形をとるだろうと思います。ですから、いままでの大学でやられている学制的教育の側面を単に教官と学生という側面だけでなくて、学生の置かれてある位置という観点から見て、はたして学系、学群の機能的分離が、いままでの大学教育の中にあるいい側面が継承されるのかどうか。私はこれはたいへん疑問だと思ひます。そこへ持ってきて、学系に所属した教官が、非常勤講師のようなタイプで学群に配置されるということになると、そこにはいまの教養部の先生と学生との間にあるようなコミュニケーションよりも、さらに悪くなりはいないかという不安を持つわけであります。ですから、学系、学群の機能的な分離という、この研究と教育の分離の考え方というの、一見何か新しい教育課程を再現していく、再編していくように見えるけれども、いまのたとえば教養部と学部にあるような矛盾を克服しさえすれば解決できるような問題なのであって、今日のような群という形で設置しなくても克服できるのではないか、そういうふうに私は判断するわけであります。

この点は、もうこの前議論していますから、私の主張だけ述べさせていただきます。それで最後の大学の管理運営という問題について、原理的な問題について質疑をさせていただきますと思ひます。

きのう、共産党の山原委員の質問に対して、局長や文部省側は、たいへん歯切れの悪い回答をしていたとばかりは思ひます。それは、経験主義的なものを立てるから問題がはつきりしないのだとばかりは思ひます。というのは、文部省に局長と次官がある、それぞれ機関としては別だが、審議している内容はダブったって、機能分離しているということじゃないですかという説明を局長していたと思ひます。つまり、筑波大学の今度の大学の管理運営という考え方は、いままでの管理運営、運

営と研究と教育というものを一体に考えてきた学部に対して、まず研究と教育を分離し、研究と教育に、さらに管理を分離していくという形の、そういう特徴を持っているのではないかと思ひます。現にこの筑波大学の創設準備会ができてからの過程をずっと見ますと、文章を読んでいきますと、最初は管理と研究教育の分離なんです。ところが、後のほうにきますと、いよいよ基本計画になりますと教育と研究の分離が出てくるのです。そしていまのような管理、研究、教育という、そういう三位一体の大学のいまのあり方を機能的に分離していくという、ここに一つの特徴があると思ひますが、その点いかがですか。

○木田政府委員 私には管理の分離が先にあってという発想には立っておらないのでございます。研究機能、教育機能を、いままでと違った形で何とか改善できないかという、この発想を実現させるための管理運営のシステムが、筑波の管理運営のシステムになっておる。研究と教育の機能を途中で、中間で分けて、大学として再統合しようというこのシステムを生かす管理制度、これが筑波の管理制度だ、こう理解をしておる次第でございます。

○嶋崎委員 しかし、研究と教育を分離したときに問題になったのは、いままでの学校教育法でいっている教授会という大学の母体が研究、教育、管理一体として来たものを、ある意味で機能分散するところと特徴があるわけでしょう。その機能を分離しますと、人事権はどこかで、委員会等で処理しなければならぬから、人事委員会が出てくるわけですよ。それから教育のカリキュラムを問題にしようとする、教育審議会が問題になるわけですよ。研究の問題を処理しようとする、研究審議会が問題になると、分けていくから、今度は財政委員会が出てくるわけですよ。ですから、研究と教育を分離するということの中には、当然管理がコミティシステムというものを適用することによって、いままで教授会で何もかも議論した、評議会でも何もかも議論したものを、委員会でもより専門的に議論しながら、それを評議会にあとでかけていく、議論にかけていくというふうな処理することによっていまの大学の行政というものを、より能率的にしようということがねらいだと思ひますが、いかがですか。

○木田政府委員 管理という作用は、申し上げるまでもないことでございますけれども、研究、教育、それぞれを成り立たせるための必要な機能でございます。ですから、学群にも学系にも、その仕事をするための管理作用というのが出てくる。ですから、それを分離し、再統合するためのシステムを考えますと、そこに管理機能が出てくる、こういう次第でございます。昨日もお答え申し上げたかと思ひますが、学群、学系それぞれの仕事、それぞれの場でできなければならぬ部分がございます。学生の教育、カリキュラムその他は、学群でできなければならぬ。研究の問題は、専門を同じくする学系を中心にして議論がきまっていくなければならぬ。それだけに管理のシステムというものは伴っていくわけでございます。それを全学的に調整しようというところが、全学的な教育審議会になったり研究審議会になるというところを申し上げておる次第でございます。

○嶋崎委員 ですから、結局筑波大学における大学行政の考え方が教授会というものの機能を研究と教育に分離して、そしてそれを統合していくために、人事は人事委員会に統合されていくし、同時にいろいろなコミティシステムで統合されていくわけですね。しかし、学校教育法では、評議会というものと教授会というものを前提にしていますから、その教授会以外に別の組織を置くことができないという、学系、学群を置いただけじゃないわけでしょう。しかるに、それにもかかわらず評議会の持っているものもろの権限を、全部何もかも評議会に調整するのではなくて、教育審議会でも調整したり、それから研究審議会でも調整したり、財政委員会でも調整したり、また人事について

は人事委員会が全学的調整をやるという形で、全学的なこの委員会制度によって、いわばもろの大学の行政というものを能率的に運用していくというの、私はねらいだと思ひます。その上に、学長と副学長というものを持つてくることによって、トップマネージメントでもって全体の体制というものを合理的に統合していくというの、今度のいわば筑波の大学における、大学行政の基本的な理念じゃないでしょうか。

○木田政府委員 組織が大きくなりました場合には、組織の運営をいたしますのに、機能別に分化していくということが、これは能率を考えましても、組織全体の管理運営を適切にするためにも必要要素ではなからうかというふうに考えます。その点では、教育研究の機能を、より能率的に行なうための管理組織になっている、こう申し上げられると思ひます。

○嶋崎委員 ですから、私流に、きのう局長はたいへん歯切れの悪い回答をしているから、山原さんに対する回答が通じなかったのだと思ひますけれども、つまり筑波大学における大学の管理制度の特徴は、いままでの学部を中心とした分権主義的な大学の構造じゃなくて、セントラリズムで全体を中央集権的に統合していく。その統合に際して、もろもろのコミティシステムを媒介にすることによって、時間のかかる学部というものをより能率的に運用していく、評議会がなかなか意見がまとまらないものを、専門委員会において処理していく、つまりそういう考え方に立って、したがって、集権化しながらエフィシエンスを考えて、効率化ということを考えて、そして大学全体の行政の合理化をはかっている。ここにねらいがあるのだというふうに理解すれば、たとえば任命権が文部大臣にあったって、そういう学内の体制の中で、大学で学長を選んだり副学長を選んだりすれば、文部大臣はそれにいまままでどおりにめくら判を押していくということになれば、大学自治の侵害にならない、こういうことだと思ひます。

そこで、お聞きしますが、そういうことがもし了解できるとすれば、国立学校設置法という法律の中に、今度は筑波大学の大学の運営組織というものがある第二章の二として入った。これは異質だと思いませんか。

○木田政府委員 国立学校の設置でございすから、国立学校の設置につきましての組織を必要に応じてまた細分化して規定していく。文部省設置法にいろいろな部局の細分がきめられる。同じような意味で、筑波大学につきましては、従来の学部と連った設置区分をとるというものを規定いたしておりますが、これは従来の設置法を変えるものではないと考えます。

○嶋崎委員 そこなんです、局長。そこがつまり筑波大学の特徴なんじゃないですか。国立学校設置法という法律は、名称と位置と学部しか書かなかったのです、いままでは。そうすね。国立学校設置法の中に、大学の管理運営についての組織と、それから権能を規定したようなことはないでしょう。

○木田政府委員 国立学校設置法におきましては、第四章に国立学校のいろいろな職という規定も置かれておまして、それらのことが文部省令に委任されておるわけでございす。また、その他国立学校の組織運営につきましても、その細目は文部省令で定めるといふふうに委任をされておるわけでございす。この委任に基づきまして、評議会の規定その他の文部省令をつくったわけでございす。これを今度筑波大学の場合に重要な組織として法律の上に持ち込んだわけでございす。いままで省令に委任しておったものを、一部分法律に上げたというところでございまして、本来の趣旨を変えたものでない、こう申し上げるわけでございす。

○嶋崎委員 つまり私は、国立学校設置法という法律の趣旨は、通常の国家行政組織法や、その他の行政組織の法とは違うところがある、設置法の特徴だと思ふのです。つまり他の国家行政組織

法やそういうものは、同時に機関と権能というものを書くのが常識です。ところが、国立学校設置法という法律は、主として大学の位置と名称と学部というものを書いて、それ以外に大学の組織や運営や権能というものを書かなかった。大学内部における管理運営の問題は、学校教育法という法律に基づいて教授会中心にして考えていく。片一方は教授会の読みかえ規定で評議会との関係、片一方では学校教育法や教育公務員特例法でいながら、国立学校設置法というものは、そういう意味で大学の内部の組織や権能、運営という問題については大学の自主性にまかせるといふ考え方、これが実は普通の国家行政組織法なんかにいわれるところのいわば設置法と違う特徴だと私は思うのです、いかがですか。

○木田政府委員 国立学校設置法にも、大学の学部以外に学科とか課程とかあるいは講座等の規定を設け、また研究所の場合には、研究所が大学院の教育に協力するといったような運営上の規定も設けておるわけでございす。ですから、先ほど申し上げましたように、組織運営の細目については命令に委任するといふことは、やはり国立学校設置法が組織運営について一番基本となる法律であって、その細部は省令にゆだねられる、組織運営まで含めた全体の基本法だと考えるわけでございす。

人事につきましても、国家公務員法があり、教育公務員法がある。これは筑波の場合も同じでございまして、変わりはないと思ふ。

○嶋崎委員 つまり国立学校設置法という法律は、昔は勅令に基づいて大学というものがいろいろできてきた。ところが、戦後は教育立法の民主性という観点から、ないしは法律主義という考え方から、国民主権の立場から、法の支配のもとに大学というものを設置することを考えた。そういう考え方に基いて、国立学校設置法に基いて大学は出てくるわけですね。

法では主として名称と場所と学部、学科程度の規定であって、大学の組織、権能、運営という問題は触れてなかったのが、いままでの特徴だということと申し上げておるのです。

ところが、今度の国立学校設置法の一部改正案、つまり第三条以下に相当するものは国立学校設置法にいままでなかった筑波大学というものを設けて、その中に参与会の問題から、それから人事委員会から、その一連のそういう大学の管理運営にかかわる機関を明示し、そしてその権能を書いたという意味では、いままでの国立学校設置法の法の趣旨からすると、そういう異質な部分が入り込んだ法の体系になっていはいませんかということをおし上げたいのです。

そのことは、なぜかという、先ほどの質問と関連するわけです。つまり、大学の管理運営というものが、普通のいわば行政組織における管理運営と違って、単なる能率主義や、単にセントラルズムで考えるのではなくて、あくまで大学の慣行と、それから大学自治の運営という慣習的なものを尊重する、そういう考え方に立つから、国立学校設置法の中にはそういう権能や、それからその権限みたいなもの、機関や権能などを規定しなかったのではないかと。

ところが、今度の筑波大学の改正案の中には、いままで国立学校設置法の中になかった異質なものを加えてきて、そして、これは筑波大学特有な規定をやって権限と運用について規定をしていす。ここには従来の国立学校設置法、つまり憲法、教育基本法、学校教育法、それから国立学校設置法という既存の法の体系の中から考えると、本来入らないものが、異質な部分が、国立学校設置法の中に入っているというように読めないだろうか。そのことは、実は大学の管理運営というものをいままでのいわば学部中心にした分権的なものではなくて、普通の行政組織にいわれるような能率というものを頭に置いたそういう管理運営が頭にあるから、そういうものが入っても別に矛盾

だと思ふのではないですか、こういう質問なのです。

○木田政府委員 御意見を全く否定しようとは思いません。ただ、今度の筑波大学の場合に学部という制度をとらなかつたことから、学群、学系という制度を法律にとらしていただいたことから人事委員会という組織が必要になった。そのことが、教育公務員特例法におきまして、学部教授会というものの位置づけをいたしております関係上、法律上の問題として人事委員会というものを触れておく必要があるというふうに考えた次第でございす。

評議会、参与会等の筑波大学に独得のもの、あるいは評議会のように一般的なもの、評議会のごときは他の大学でも省令で定めておるわけですから、筑波大学の場合も省令で定めていい、参与会のようなもの、山原委員の御質問にもあつたかと思ひますけれども、これも大学にゆだねておいてもいいではないかというお考えも、それはそれなりにあり得ることだと私は思ひます。大学の運営は大学にゆだねておけいというお考え、私のほうもできるだけいままでそういう基本線に立ちまして、法律に書いてありますもののはかは評議会を除きまして他のこまかい組織は省令で規定してございせん。しかし、今回筑波大学が新たな構想の新たな理念のものというところで構想をなして、それを御説明する、そのために必要なる人事委員会等を法律上の位置づけを与えておく必要がある。これは教育公務員特例法との関係で必要になってまいります。よって、評議会につきましてもいままで省令で書いておりましたものを、筑波に限って法律で書かしていただく、参与会もまたそれに並ぶ筑波大学の、ある意味で新しい考え方を示した学内組織として、法律で書かしていただく、このほうが筑波大学の趣旨を御理解いただくのによからうという意味で制定したものでございす。

○嶋崎委員 ですから、事務的に処理をしていくという発想が、その国立学校設置法という法の立

法趣旨を頭に置いた上で、入れるのは異質だけれどもやむを得ないというような考え方がなく、国立学校設置法という法の立法趣旨というものを十分に検討した上で、これが異質だけれども、今日はこういう形で処理せざるを得ないというならばまだ理屈は通るのですよ。ところが、実は憲法や学校教育法や国立学校設置法という今日の教育法の体系というものを、われわれがほんとうに前提にして、その国立学校設置法の一部にそういう機関の問題や権能の問題を入れたことが、実は関連を検討されて入れているのだからかということをしていへん疑問に感ずるのです。それはつまり、大学の管理運営という考え方が、いままでのような学部自治や慣行というものでなくて、今度は集権化され、この前も京都の産業大学の先生が、たいへん得意になっておっしゃられたファンクショナルリズムなんですよ。ファンクショナルリズムというのは、非常に能率がいいかもしれないけれども、そこには非常に非人間的な一つの集団のいわば組織運営が行なわれる思想だと私は思うのです。ですから、一面だけを見て、よさと言うけれども、実際には今度のような筑波大学の、大学の管理運営の考え方をもち込んだ場合に、大学社会というものになじむのだろうかという点をたいへん危惧するわけです。

場合によれば、他の部局長等の意見を聞きながら、図書館長の選考をする、あるいは学生部長の選任等につきましても、重要なスタッフと相談しながら学生部長の選考をする、こういうことは行なわれておる次第でございます。

○木田政府委員 御意見のとおり、人事委員会には副学長が参加するわけですね。

○木田政府委員 副学長の任期は、評議会できめることになっております。

○木田政府委員 いままでの大学の人事に、管理者が入ってきたことがありますか。たとえば学部長並びにその学部の長が選考委員になったり選考の手続に関連して、管理者がそういうプロモーターの役割をするようなことがあったでしょうか。

○木田政府委員 学部長は、任期は大体二年ないし延びても四年ですね。ところが、副学長の場合は二年交代というものはありつこないです。大学の行政の専門的なベテランなんですから、これからは、したがって、副学長というものは相当年限のベテラン、期限を持った、二年が更新されて、さらに更新されて、そういう、つまり大学内部の行政専門家として、かなり定着をした人間になり得るということが予測されるわけでありまして。しかも、副学長になる人は、おそらく現役の若手の教授じゃなくて、ロートル教授でしょう。ロートル教授か、もしくはかなり年配の人でしょう。そういう人たちが、次第に大学内部の行政専門家として定着して、トップマネージメントの機能を果たすようになる、ここには一つの権力的な機能というものを果たしていく可能性というものを、どこかの官僚組織にもあるように考えられませんか。

○木田政府委員 日本学長の任期が、四年ないし三年である。で、筑波の場合に、副学長の任期をどうするかというところは、筑波大学自体がきめなければならぬこととございしますが、教育大学のいままでの御意見の中では四年、学長と任期をそろえるというようにお考えがあるようでございします。管理的なポストにすわる人が長く重任するのいいかどうか、いろいろ御意見はあろうかと思ひます。私も一般的に長いほうがいいとか、短いほうがいいとか申し上げるわけにはまいりません。しかし、諸外国の学長その他の任期が非常に長い大学があることを考えたりいたしますと、日本の中にも、そういう大学もあってもいいんじゃないかというふうに思う点もあるわけとございします。これらは、やはり個々の大学の関係者のお考えに、ゆだねておくはなからうかと思ひます。

○木田政府委員 ところで、お聞きしますが、今度は人事委員会の前に専門委員会がございすね。それで、専門委員会の選考に基づいて人事委員会があとで總會で決定する、その専門委員会の候補者は、教授の候補者は一名ですか、数名になると思ひますか。

○木田政府委員 ある特定の専門委員会の構成は、やはり相当数の複数、数名といひますか、十名をこえることになるのかどうかわかりませんが、今日各大学で行なわれております選考委員会

と似たような姿ではなからうかと思ひます。

○嶋崎委員 そこが問題なんです。たとえばいま伝統的な大学の場合には、教授会に最後はいつていくときには、一人に落とすといふようなことがうでしほらざるを得ないのです。専門家が選考委員会です。私の言っているのは、専門委員会が候補者を選ぶのです。数じゃなくて、その候補者を選ぶときに、人事委員会に出るときに、複数で出るか、単数で出るかは、たいへん人事委員会の権能がこれにかかり合ひを持ててくわけですよ。これは今後大学内部の管理運営の中で、自主的に判断していくことであらうでしょう。しかし、人事委員会というものが最後の決定権を持つておれば、必ず複数の候補者でもって、数名の人たちが候補者として人事委員会にかかることはほぼ確実だと思ひます。そうした場合に、副学長が参加する、管理者が参加している人事委員会では、たとえば一つの例です。原子物理学者としては非常にすぐれている。しかし、日本の原子力発電所は安全性があぶないといふことを発言している科学者が、物理学者が三人並んだときに、その人事委員会の中で、物理学的にすぐれた業績があるからといってきまらぬかどうか疑問な場合があると思うのです。それがつまり人事委員会というものが、本来ならば人事というものの八、九〇％まではそんなことはありません。また、二年に一ぺんぐらいいかないかもしれない。しかし、二年に一ぺんであれ、かりにそれが一〇％や一〇％であれ、そういう人事の選考過程で人事委員会というものが、学問的な業績以外の思想、信条にかかわる問題を、いわば検討の基準にするということがある得るということをお私に考へるのです。

ですから、そういう意味で特に大学における人事委員会というものは管理者を含まない。つまり専門の教官並びに教授会といわれるような機関、つまり学系の教官会といひます。そういうところで最終的にきめるという手続をとることが、いまの憲法二十三条にいうところの学問の自由に基づく大学

と似たような姿ではなからうかと思ひます。

○嶋崎委員 いままでの大学の人事に、管理者が入ってきたことがありますか。たとえば学部長並びにその学部の長が選考委員になったり選考の手続に関連して、管理者がそういうプロモーターの役割をするようなことがあったでしょうか。

○木田政府委員 学部長は、任期は大体二年ないし延びても四年ですね。ところが、副学長の場合は二年交代というものはありつこないです。大学の行政の専門的なベテランなんですから、これからは、したがって、副学長というものは相当年限のベテラン、期限を持った、二年が更新されて、さらに更新されて、そういう、つまり大学内部の行政専門家として、かなり定着をした人間になり得るということが予測されるわけでありまして。しかも、副学長になる人は、おそらく現役の若手の教授じゃなくて、ロートル教授でしょう。ロートル教授か、もしくはかなり年配の人でしょう。そういう人たちが、次第に大学内部の行政専門家として定着して、トップマネージメントの機能を果たすようになる、ここには一つの権力的な機能というものを果たしていく可能性というものを、どこかの官僚組織にもあるように考えられませんか。

○木田政府委員 日本学長の任期が、四年ないし三年である。で、筑波の場合に、副学長の任期をどうするかというところは、筑波大学自体がきめなければならぬこととございしますが、教育大学のいままでの御意見の中では四年、学長と任期をそろえるというようにお考えがあるようでございします。管理的なポストにすわる人が長く重任するのいいかどうか、いろいろ御意見はあろうかと思ひます。私も一般的に長いほうがいいとか、短いほうがいいとか申し上げるわけにはまいりません。しかし、諸外国の学長その他の任期が非常に長い大学があることを考えたりいたしますと、日本の中にも、そういう大学もあってもいいんじゃないかというふうに思う点もあるわけとございします。これらは、やはり個々の大学の関係者のお考えに、ゆだねておくはなからうかと思ひます。

○木田政府委員 ところで、お聞きしますが、今度は人事委員会の前に専門委員会がございすね。それで、専門委員会の選考に基づいて人事委員会があとで總會で決定する、その専門委員会の候補者は、教授の候補者は一名ですか、数名になると思ひますか。

○木田政府委員 ある特定の専門委員会の構成は、やはり相当数の複数、数名といひますか、十名をこえることになるのかどうかわかりませんが、今日各大学で行なわれております選考委員会

と似たような姿ではなからうかと思ひます。

○嶋崎委員 そこが問題なんです。たとえばいま伝統的な大学の場合には、教授会に最後はいつていくときには、一人に落とすといふようなことがうでしほらざるを得ないのです。専門家が選考委員会です。私の言っているのは、専門委員会が候補者を選ぶのです。数じゃなくて、その候補者を選ぶときに、人事委員会に出るときに、複数で出るか、単数で出るかは、たいへん人事委員会の権能がこれにかかり合ひを持ててくわけですよ。これは今後大学内部の管理運営の中で、自主的に判断していくことであらうでしょう。しかし、人事委員会というものが最後の決定権を持つておれば、必ず複数の候補者でもって、数名の人たちが候補者として人事委員会にかかることはほぼ確実だと思ひます。そうした場合に、副学長が参加する、管理者が参加している人事委員会では、たとえば一つの例です。原子物理学者としては非常にすぐれている。しかし、日本の原子力発電所は安全性があぶないといふことを発言している科学者が、物理学者が三人並んだときに、その人事委員会の中で、物理学的にすぐれた業績があるからといってきまらぬかどうか疑問な場合があると思うのです。それがつまり人事委員会というものが、本来ならば人事というものの八、九〇％まではそんなことはありません。また、二年に一ぺんぐらいいかないかもしれない。しかし、二年に一ぺんであれ、かりにそれが一〇％や一〇％であれ、そういう人事の選考過程で人事委員会というものが、学問的な業績以外の思想、信条にかかわる問題を、いわば検討の基準にするということがある得るということをお私に考へるのです。

ですから、そういう意味で特に大学における人事委員会というものは管理者を含まない。つまり専門の教官並びに教授会といわれるような機関、つまり学系の教官会といひます。そういうところで最終的にきめるという手続をとることが、いまの憲法二十三条にいうところの学問の自由に基づく大学

と似たような姿ではなからうかと思ひます。

における人事権のいわば自主性ですね。それを私は示すことになると思うが、いかがですか。

○木田政府委員 先ほどのお尋ね、ちょっと勘違いをいたしておりました。候補者の数につきましては、これは大学の関係者がどういふふうにお運びになるか、私いまだ端的に御説明申し上げるのもどうかという感じがするのでございますが、おそらくはいままでの場合と同じように、専門の方々から寄つて、この人が一番いいという適任者を一人御推薦になるということが多いのではなからうかと思ひます。しかし、人事委員会の制度は、東京教育大学がこれまでの閉鎖的な、といひますか、局部的な人事になりがちな点を改めようという意図でやられてゐることでございますから、その趣旨が実現されるような運営というのを、教育大学の関係者が筑波に行かれて運ばれるのじやないか、こう思ひます。

○嶋崎委員 そこで、最初の教育大学の問題にかかわつてくるのです。いまの教育大学の学長を中心にした評議会の人たちが、大学内部の人事の問題について、筑波を認めるか認めないかということが踏み絵になつて、実際に教授人事がプロモートされなかつたりしている実態があるわけですね。そういう教育集団が筑波に行くのです。そしてその教育集団の上に、副学長という一つの大学のトップマネージメントのいわば会議ができるのです。副学長会議というものを。その副学長会議が人事委員会の重要な構成メンバーになつてくるといふ場合に、私がいま懸念したようなことが起きないという保証はないと言わざるを得ないと思ひます。だから、東京教育大学の問題が解決できないような現状ならば、筑波でいまのような人事委員会の制度を持ってきたら、とんでもないことが起きやしませんかということをおそれるわけでありませう。それと同じことが参与会の場合にある。

そこで、副学長についてお聞きしますが、学系、学群並びにその他の副学長は、たとへばどういふ年限の研究者であり、どの程度の年齢の人であり、

どういふ条件だらうというふうにかえられますか。少し具体的に基準を考へていただきたい。

○木田政府委員 これも、副学長の選考基準を、一応大学にゆだねておるわけでございますが、一般的には、やはり教育研究について信望の得られる人でなければならぬ。そうでなければ、そういう副学長を置いてみても、学内がうまくいくはずございませぬ。ですから、研究の実績におきましても、パーソナリティーにおきましても、やはり全学の信頼を得られるような人を選すべきものだといふふうにかえませう。

○嶋崎委員 厚生担当とか総務は、教授でなくともいいでしょう。

○木田政府委員 副学長は副学長でございますから、教育、研究担当の方も、教授で副学長ということではなくて、副学長そのものとして考へておる次第でございます。

○嶋崎委員 いままでの東京大学やその他の副学長は、大学の現職の教授ですね。筑波大学の副学長は、外から学外者を選ぶこともできる。学内からも現職の教授を選ぶこともできる。ところが、たとえば厚生補導の副学長は、学生の厚生補導の議長であります。ところが、厚生補導では、学生のもろもろの行動についていろいろ調査をいたします。片一方で企画調査室と連絡をとりながら。その場合に、その副学長が、もし教官ないしは教育者の経験を持たない人間になつたら、学生の補導の問題や今日特に大学の学生自治会を中心にしたこういうもろもろの運動に対して、対処し得るやいなやといふことは、非常に疑問になつてきます。ですから、副学長といふものは単に外から来れるといふように、大学は外に開いてゐるのです。よといふことの一つの側面として、メリットだけを言うのではなくて、現実の日本の大学にあらわれてくる学生集団や学生自治会といふものを頭に置いて、そしてその副学長がデメリットの機能を果たすといふことも、また副学長選考の重要な基準になると思ひます。

ところが、いままでの国立学校設置法や学校教

育法の、この法改正の考え方の中には、ただ開かれた大学といふことをいって、外から学外者が入り得る可能性を開いてゐるということが強調されてゐるだけであつて、一番重要なその厚生補導に関する副学長が、教授でなければならぬだと思ひます。これがつまり管理と教育といふものが切り離したいものの理由だと私は思ふのです。つまり学生に対する対処は、教育者でなければ管理ができないのです。行政官が対処したら、とんでもないことになる。これがアメリカの大学にあらわれた大紛争じゃありませんか。したがつて、副学長といふものは、あくまでそういう意味でのいわば現職の教授、ないしは教育者の経験者でなければならぬと私は思ふのです。

そうなつてきますと、ここでもとに戻りますが、つまり管理と教育といふものを切り離す考え方で、たとえば参与会といふものも、これは学外者が入ることができ、この具体化構想によりますと、同窓会の人でもいいといふんでしよう、あり得ると。地域のボスでもいいといふんでしよう、私はあえてボスと言ひますが、それからまた学識経験者もいゝといふんで、アメリカの大学の理事会といふのは労使双方対等に出るんで、決して労使双方のような参与の構成に絶対ならない。それは地域社会の保守的な勢力と結びつきやすい。結局と言つてゐるんじゃないやなくて、結びつきやすい。そういう参与が大学の重要な事項を審議できます。か、管理運営について、評議会の学則改正等々まで含めて、相当な重要な権限を持つてゐる。とすると、アメリカやイギリスにある理事会と、日本に持つてきた参与会が、アメリカではだいいじやうぶだ、イギリスではだいいじやうぶだから、日本では大学の自治を侵害しませぬといふことが言ひ得るかどうか。

特にわれわれは、法律といふものを皆さんが一緒に考へるときに大事なことは、法律といふのはささえる人間の行動様式によつてきまるといふことです。ですから、東京教育大学のような、大学

の自治がまともにかないような構造で筑波大学をささえたつて、大学自治は守れつこない。私はそう思ふわけですね。同じように、参与のメンバーがほんとうに大学自治や学問の自由といふものについて、憲法の要請や、といふものについて、一定の経験と常識を持つてゐなかつたら、いま日本の私立大学の理事会見てごらんない、理事会と学長が対立してゐる大学、一ぱいあるじやありませんか。理事会が学部を廃止した例が、一ぱいあるじやありませんか。教官の人事にくちばしをいれてゐる例が、一ぱいあるじやありませんか。無数に私は例をあげることができませう。

ですから、そういういまの参与会といふものが、法の上では確かにいい人が選ばれてゐるであらう。そうしてまた、大学自治や学問の自由を侵害しない人になるであらうといふ期待はあつても、それをなう人間が、ないしは日本の政治的なカルチュアといふものが、それをなつたときには、たして、いまの大学の自治や学問の自由を、真剣に考へられるような機関として機能するかどうか、私は非常に疑問だと思ふ。それだけに参与会といふものを今度は国家の——これは国家公務員的な性格でしよう、非常勤職員的なものでしよう、手当が出るか出ぬのかわかりませぬけれども、ですから、そういうふうな位置づけていく場合に、諸外国にあるからといふような単なる経験の模写で、日本の現実の大学にその制度が適用できるかどうか、私は非常に疑問だと思ふ。この点いかがですか。

○木田政府委員 大学の管理運営に当たります者が、学問研究といふことに深い理解を持つてゐなければならぬといふ点は、私も御意見のように考へます。

〔内海（英）委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、たとえば厚生担当の副学長でございますが、今日の学生部長の職も、すべての大学が全部教授というわけではございませぬ。そうでなくて、やはりそれぞれ適任の人を得て、いい仕事をしておられる方もございませう。ですから、大学の管理

運営について教育研究に理解の深い方を人選する
ということが大事だと思ひますが、その人は前歴
がどうかの教育でなければならぬ、その大学の中
の人でなければならぬ、こうワクづけする必要は
ないことであらうと思ひます。

参考会につきましては御意見がございました。

これも大学が地域社会の意見を幅広く取り入れよ
う、聞こうというふうな、大学側から耳を伸ばす
という性質のものでございます。でございますか
ら、そういう意図を持って大学を運営したいとい
う東京教育大学の構想を取り入れて運営して
みるということには、私はそれだけの意味がある
であらうと思ひます。諸外国でうまく
いってまいりまして、日本でうまくいかないかも
しらぬ、いかないかもしれないという点もあるか
と思ひますけれども、またやってみれば、うまく
いくという可能性もあり得るのではないかと
ふうに考えるのでございます。でございますから
やはり大学の構想を受け入れて、こうした試みを
してみようというよりは十分あり得る、こう私も
考へております。

○嶋崎委員 もうたいへん時間もとりましたか
ら、まだまだ、逐条ではんとうは審議すると、問
題点山ほどあるのですけれども、時間の余裕あり
ません。それで、私の最後の意見を述べさせてい
ただきますけれども、大学の管理運営について、
私は筑波の方式はこう思ひます。

筑波のいわば大学の行政組織をささえる思想
は、これは組織論としては集権主義、そして機能
を重視するからファンクショナル主義的にこれを
処理して行く。しかもそれは、大学の管理運
営が、非常に効率的でなければならないというエ
フィシエンシーを考へている。だから、普通の行
政組織の持つてゐる今日の効率化といういわば考
え方を、大学の行政制度に適用した一つの試みで
ある、こういうふうにはまず一般的な原理としてと
らえられると思ひます。

ところが、この原理が、いまやアメリカの大学
では、紛争を境にして反省が行なわれているわけ

です。この間参考人として見た東大の高柳信一
教授が紹介されたカリフォルニア大学のパー
クレーの一九六八年の報告は、いままで管理とい
うものは維持だと考へた。専門的な行政官に全体
の大学を能率的に運用してもらつて、教育は勉強
する、ないしは教育に専念してゐるほうが大学の
ためだといふふうな考へてきた。ところが、一た
び大学紛争が起きたときに、学生の対象にしたも
のは何か、副学長が対象であつたり、理事会が対
象になつた。教官と学生の間のコミュニケーション
がそういう問題で全然ない。だから、大学
内部では、紛争に対処できる大学意思の統一がで
きなかつた。それがみだりにこの紛争が大混乱に
おちいつた原因なのだ。だから、これから大学と
いふのは、アメリカで考へてきたこの集権主義、
ファンクショナル主義、エフィシエンシーという
大学行政の効率化の考へ方ではなくて、教授団に
大学の自治というものをどう認める方向に持つて
いくのか、ないしは学生自治会にどのように大学
参加の条件を保証していくのか。そういういわば
いままでの集権主義を分権化していくという以外
に、いまの大学の教育と研究というものを発展さ
せていく行政のあり方はないのだ、こういう反省
が出てゐるわけです。これはカリフォルニアのレ
ポートですから、よその大学には違つたレポート
があるかもしれませんが、しかし、このレポートが
象徴してゐることは、いまこの筑波大学について
いるところの能率と機能主義と、それから集権主
義という、典型的なアメリカ型の大学行政制度と
いうものを採用することによつて、いままで全国
に起きてきた大学紛争のようなものが筑波に起き
たらおそろくばくは対処できないと思ひます。だ
から、筑波大学はそういう紛争が起きたときには、
たいへんな紛争校になるか、もしくは起きないと
したら自由のない大学になるか、どちらかの道を
歩まざるを得ないというのが、今度の大学管理制
度の筑波方式の持つてゐる特徴だと私は思ふ。こ
れは私の意見なのです。ですからそういう意味で、
そういうつまりトップマネージメントに全部関連

づけて人事委員会ができる、それから教育審議会
それから研究審議会、財務委員会、副学長、参
事、そしてトップに学長といふものが立つ。この
学長の今度の制度でも、見てもらふなさい。リコー
ル制なんて書いてあるけれども、絶対に成立せぬ
リコール制じゃありませんか、評議会の三分の二
以上のあれがなければリコールが成立しない制度
をこしらへてゐるのですから。三分の一までは管
理職でしょう。ですから、あのリコール制という
のは形だけであつて、実際には民主的な手続なん
か踏めない制度ですよ。ただ、かつこうだけ、あ
たかも大学の管理運営の中に民主的なかつこうだ
けはつてゐるけれども、実際には発動できない
ような制度でもつてごまかしてゐる。そうして、
やろうとしてゐることは、研究と教育を分離して、
教授会を解体して、すべての機能をいわば集権化
していく。こういう大学のあり方は、いままでの
国立学校設置法の立法精神や、憲法や、学校教育
法の立法精神にはなじまない大学の制度だと私は
思ふのです。ですから、そういう意味で今後筑波
大学を私は見守つてまいります。同時に、筑波大
学の手算のつくり方、一切の問題について、他大
学と比較しながらこれを見守つていこうと思ふ。
私は、この間参考人の村松喬さんが言つたこと
ばをここで申し上げておきたいと思ふ。筑波大学
は、教官が造反し、学生が抵抗するといふような
形をもつてあらわれるか、さもなくば自由のない、
そういう傾向を持つた危険性のある大学になる。
いずれかの道を歩むことになるのじゃないかと私
は思ふのです。その点十分配慮の上、今度の法案
を具体化して大学をつくつていくにあつては、
この大学管理制度のあり方を他大学に援用しては
ならない。当分はテストケースだ。現に文部大臣
は私の答弁に、大学管理法のなものでございま
せんとおっしゃいました。私は確認をいたしまし
た。ところが、さっきの発言の中に、大学改革の
動きが出てきたらそれに合わせて副学長認めま
すよとか、教育と研究の分離を時間をかけながら認
めますよといふことは、やはりこの法案が大学管

理法的機能を果たすといふことを二面持つてゐる
と思ひます。それだけに大臣がわれわれに約束し
たように、この法案が他大学に新管理法的な形で
機能しないように、十分その発言で対処してい
たきたいといふことを要望いたしまして、私の質
問を終わります。

○田中委員長 有島重武君。

○有島委員 去る二十二日、突然の審議打ち切り
に続いて強行採決があつた。当法案に関しては、
審議拒否のような形になつたわけでありまして、
国会に対して国民が大きな疑惑を持ちましたで
しょうし、たいへんこれは遺憾な残念な暴挙で
あつたと思ひます。いま議長のご裁定に従ひま
して審査を進めるわけですが、非常に制限され
たわずかな時間で膨大な重要法案を質疑しなけれ
ばならない立場に置かれてゐるわけでありまし
て、はなはだ不本意なんですけれども、なるべく
私、細目を避けまして、論点をごく基本的な問題
にしばつて御質問いたしますので、率直なお答
えをいただきたいと思います。

最初に大学局長に伺ひたいのですけれども、大
学教授をはじめ、大学関係者、教育関係者の多く
の人々が、筑波大学法案に反対の意思表示をして
おいでになる。文部省は、どのくらいこの反対表
示を受理しておられるのか、それをまず聞いてお
きたい。

○大崎説明員 きょう現在で、私も承知をい
たしております状況を申し上げますと、教授会と
いう名称で批判的な見解を表明されております学
部が、国立三十七、私立十、合わせて四十七学
部でございます。それから教官有志という形で批判
的な見解を表明しておられます大学もしくは学部
が十六といふことでございます。その他団体等
の名前で批判的な見解を表明しておられるものが、
これは多少漏れもあるかと存じますが、六十前
後の団体が表明をしておられるといふふうに承知
をいたしております。

○有島委員 それらの反対のおもな内容といふの
は要約できますか。

○大崎説明員 たいだいま申し上げました中には、かなり強い反対の意向を表明しておられるものから、慎重な取り扱いを要望されておられるものまで、かなりニュアンスの相違がございますが、一応まとめてその御心配の点を列挙いたしますと、一つは、いわゆる政府が主導する上からの大学改革の押しつけということではないかという御懸念を表明されておられるもの、それから単に筑波大学にとどまらず、広く一般の大学に筑波大学的方式というものを押しつけるという内容のものではないかという観点のもの、それから研究と教育というものはやはり不可分一体のもので、これを分離することは大学として好ましくないのではないかとという観点からのもの、それから管理機関等が学部教授会中心の体制から、いわば集権的な形になるということになって、それが大学の管理になじまなくなるのではないかとという観点からの御意見、それから参与会あるいは副学長というふうなものを通じて、学外者の意見が大学の中に入り込んでくるのではないかと、大別しますと、以上のような観点からの御意見ではなからうかと思っております。

○有島委員 大臣は、それらに目を通されましたね。そうした反対声明をどのように判断、評価されておられるか。

○奥野国務大臣 率直に申し上げまして、全部見ておるわけじゃないけれども、どうも私にはなかなか理解しにくいものが多いでございます。

○有島委員 きわめて基本的なことを承りたいと思うのですけれども、憲法第二十三条の学問の自由を保障する。こうした規定は、旧帝国憲法にはない規定でございますが、どうして憲法の中に、特に学問の自由を明記しなければならぬのか、その辺について大臣の御所見を承りたいと思います。

○奥野国務大臣 学問研究の自由を保障することによりまして、より豊かな未来を開いていこうという精神であろうと思えます。

○有島委員 どうしてそのことを書かなければならなかったのですか。そのことを承りたい。

○奥野国務大臣 わが国は、自由な社会をつくり上げていきたいという基本的な考え方からでございます。

○有島委員 そういう考えを持たない国柄というのはほとんどないと思うのです。特に、わが国の憲法が、学問の自由ということを一カ条別にして明記したその経緯ということについて、大臣は、政治家としてもほんとうに先輩でいらっしゃるか、そういったことを承っておきたい。

○奥野国務大臣 そういふことは、それぞれの国において使っていると思えますけれども、左翼独裁の国も、右翼独裁の国も、私はないと思えます。わが国は中道を歩んでいきたい。戦前においていろいろな迫害が、右翼からむしろ左翼に向けられたことが多かったと思うのでございますけれども、そういう経験にかんがみて、特にこういう規定が入ったものだ、こう理解しています。

○有島委員 引用いたしますけれども、「昭和初期から終戦におよぶ日本ファシズムの支配期間には、思想・良心・学問の受難史でつづられていた。その最も典型的な事例は、学問と学者たちを襲った気運いじみた弾圧であらう。大正八年の森戸事件、昭和三年の東大経済学部のレッド・パージ、同八年の滝川事件、一〇年の天皇機関説事件、一二年の矢内原事件、一三年の労働派グループの検挙など、相つづく大学への攻撃は、じつに多数の有能な学者・研究者を学園から放逐することになった。」こういうような経緯があったという説がございますね。こうしたことがやがて「真実を求める人々の思想と良心と学問に打撃を加えた軍部・右翼・天皇制官僚の黒い手は、一切の批判を封殺した揚句、国民を戦火の泥沼に引きずり込んだのである。こうした精神の自由への弾圧が、そのままた惨たんなる戦争と敗戦につながったことは、同じようなナチスの歴史と東西呼応して、私たちに痛烈な教訓を残している。」こうした経験を踏まえて、この経験の反省から、特に第二十三条の規定

が生まれていたのだという説がございますが、大臣はどのようにお考えになりますか。

○木田政府委員 たまたま手元に憲法議会における金森国務大臣の答弁がございますので……。これは佐々木惣一議員から第二十三条の趣旨についての御質問がありまして、金森国務大臣はこのような答弁をしておられます。「斯様な規定を設けました目的が何であるかと云ふことは、政府としてはっきり決つたものを申し上げると言ふ訳には適しないと思つて居ります。しかし私のこれに對して考へて居りますのは、大体この憲法の狙ひ所の一つは、この人間の完成と云ふ所に狙ひを持って居ります。学問を止めて人間の完成と云ふものがどうして出来るであらうか。総ての我々の生活を厳密に批判を致しまして、そうして有らゆる点に活動して行きます根源となる種が、外にもありますけれども、学問と云ふものがその一つの重大なるものではなからうか、その芽を摘むやうなことは、縦令一時の國家の方便から行つて宜くても悪くても、そこに手を付けてはいかぬ、已むを得ぬ場合には例の公益の枠が出て来るかも知れませんが、それは容易にはないことでありまして、先づ茲に大原則を以て保障しよう、斯う云ふ考から出て来て居るのであります。」という御答弁が出ておる次第でございます。

○有島委員 大臣、先ほど私、伺いましたけれども、権力を持つて居る者が、学問が自分たちの利益になつて都合のいいときにはこれを利用するけれども、学問が自分たちのからくりを暴露したり政策を批判したりしてじやまになるときは、これを弾圧しやすい、そういったことが古今東西あるから、それで特にこの第二十三条の規定があるのだという、こうした筋道ですね。このことについては大臣の御所見を特に承っておきたい。

○奥野国務大臣 先ほど申し上げましたように、たいへん大切な規定だ、こう思つておるわけでございます。豊かな未来を築き上げていくためにはこういう態度が非常に大切だ、こう申し上げたとおりでございます。

○有島委員 大切、大切でないということを伺つて居るのではなく、どうして大切なのかです。それで、大臣はおもに未来のことを言つておいでになります。過去の苦い経験に照らして、そのようにならないうようにという反省のもとにこれが規定されたのではないかという説があるようでございます。そういったことについて、大臣は、そういう過去のことは関知しない、もっぱら未来を指向していくのだという立場に、いままでのお答えではそのように聞こえますけれども、やはり過去の苦い反省ということを踏まえているという説については、大臣は、それでは反対なんですか。

○奥野国務大臣 私はいろいろ考えられると思うのでございまして、有島さんのお考えを私は一つも否定する気持ちはございません。しかし、この憲法が占領下において生まれてきた経緯は、よく御承知だろふと思うのでございます。そういう経緯のもとに生まれてきたものでございまして、また自由社会では、こういう考え方が非常に大切にされている考え方だろふ、こう私も考えているわけでございます。別に、決して有島さんのお述べになつて居ることを否定する気持ちはさらさらございません。

○有島委員 そういたしますと、これは押しつけられた憲法というふうなことはあるようでございますけれども、大臣は、そちらのほうのお考えに近いように聞こえるのでございまして、それから、私の意見に必ずしも反対するものではないといひましても、これは私の意見というよりも、憲法学者の数人の方々の、これは代表的なものであらうかと思つて、いま申し上げたわけなんですけれども、そうした立場を、批判なさるなら批判していただきたいし、それはそのとおり承認なさるなら承認していただきたいし、どういふ立場に立つていらっしゃるか、それを伺つておきたいのです。

○奥野国務大臣 私は、いまこの規定を考えます場合に、いろいろな考え方が出てくると思うので

○有島委員 大切、大切でないということを伺つて居るのではなく、どうして大切なのかです。それで、大臣はおもに未来のことを言つておいでになります。過去の苦い経験に照らして、そのようにならないうようにという反省のもとにこれが規定されたのではないかという説があるようでございます。そういったことについて、大臣は、そういう過去のことは関知しない、もっぱら未来を指向していくのだという立場に、いままでのお答えではそのように聞こえますけれども、やはり過去の苦い反省ということを踏まえているという説については、大臣は、それでは反対なんですか。

○奥野国務大臣 私はいろいろ考えられると思うのでございまして、有島さんのお考えを私は一つも否定する気持ちはございません。しかし、この憲法が占領下において生まれてきた経緯は、よく御承知だろふと思うのでございます。そういう経緯のもとに生まれてきたものでございまして、また自由社会では、こういう考え方が非常に大切にされている考え方だろふ、こう私も考えているわけでございます。別に、決して有島さんのお述べになつて居ることを否定する気持ちはさらさらございません。

○有島委員 そういたしますと、これは押しつけられた憲法というふうなことはあるようでございますけれども、大臣は、そちらのほうのお考えに近いように聞こえるのでございまして、それから、私の意見に必ずしも反対するものではないといひましても、これは私の意見というよりも、憲法学者の数人の方々の、これは代表的なものであらうかと思つて、いま申し上げたわけなんですけれども、そうした立場を、批判なさるなら批判していただきたいし、それはそのとおり承認なさるなら承認していただきたいし、どういふ立場に立つていらっしゃるか、それを伺つておきたいのです。

○奥野国務大臣 私は、いまこの規定を考えます場合に、いろいろな考え方が出てくると思うので

す。有島さんのお考えになっているようなことも一つでございましょうし、いま大学学術局長が読み上げたことも一つでございましょう。私が経緯と申し上げるのは、率直に申し上げまして、原案をもらって日本文に訳して、それを基礎にして、みんなでいろいろ日本に適するように議論し合つて、制定されてきた経緯を申し上げたわけでございします。したがって、あの条項は、もとをたどれば英文で来ていることは事実でございますので、そういう意味で申し上げただけのことでございます。私は決してこれを押しつけられた憲法だといふ意味で申し上げていくわけではございません。ただ、どういう経過で入ったか知っているか、こゝろ言わねえと、そう申し上げざるを得ない。しかし、戦前のいろいろな苦い体験もしておりますし、何も日本だけじゃなしに、国際社会みないろいろな体験を繰り返しているわけでございまして、その中から、自由社会で、こういうことは非常に大切なことだといふふうに意識を持ってきたていて、それがまた日本の憲法にも明文をもって規定されるに至っているといふことではなからうか、こゝろ考えているわけでございます。

○有島委員 経緯と申ししたのは、憲法の法文そのものがどのような過程を踏んで出てきたのかというふうな、技術的な問題をいま言っているのではないわけですね。そのことは、御理解いただけるでしょう。そのようにおとりになりましたか。もっと歴史的な経緯を踏まえて、その反省の上に出てきたのではないかと申し上げたわけなんです。大臣は、もっと小さく、時間的にも、幅をおとりになってお答えだと思ふのですけれども……。

それからまた、先ほどのお答えの、まあいろいろな考えがあるでしょうけれども云々とおっしゃった、私は、そのいろいろな考えの中で大臣のお考えは何かということをお承りたいわけなんです。

○奥野国務大臣 私は、最初から答えておりますように、豊かな未来を築いていくためには学問研

究の自由を保障していく、これは非常に大切なことだ、こゝろ考えております。

○有島委員 私が承つたのは、もう一つございしたね。過去の歴史の反省の上という学説が多いようであるけれども、大臣は、いままでのお話し合いの経過では、そのことを避けよう避けようとしていらつしやるようにお見受けしますけれども、そういうことはあまり認めたくないというお考えですね。

○奥野国務大臣 どうも私は、有島さんの考えを私に押しつけられていくように思う。私はやはり、経過的に考えたならそういう考え方も大切だと思ひます。こゝろ申し上げているわけでございします。ただ、おまえ自身基本的にどう考えるかと言われるから、私はこゝろいうふうに思つております。こゝろ申し上げたわけでございします。過去の歴史を反省した、いま有島さんがおっしゃっていることも大切なこととございします。また、そういうことにこの憲法条文も役に立つだろう、重要な役割りを果たすだろう、これも否定しませんが。私もそう思つております。

○有島委員 次の質問にいきます。

学長以下の任命等につきましては、これは国家公務員でありますから、大臣が任命なさるわけでありまふけれども、特に教育公務員特例法にいろいろ規定が出ています。ここで、教育公務員、特にいま問題になっております大学の学長以下の人事について、いろいろな規定があるのは、それは何のためにそうした複雑な規定があるのか、その辺を大臣はどのようにお考えになりますか。

○木田政府委員 大学は学問研究の場として大事でございしますから、その大学の特質を生かそうといふ趣旨だと考へております。

○有島委員 大学の特質を生かそうとするといふことでございしますけれども、その特質の中で、人事の問題が、特に憲法第二十三条の学問の自由といふことの大きなさざえになっているのではないかと私は考へる。また、そのような説が多いようございしますけれども、大臣はどうお考えになつ

ていらつしやいますか。

○奥野国務大臣 学問研究の自由を保障する、そのために、大学につきましては人事等につきましても、できる限り大学自治、これを保障していかなければならぬ、こゝろいう考え方に立っているわけでございますから、したがってまた、大学の人事に關します諸法制、こゝろいうことをわきまえて規定せられていく、こゝろ考えております。

○有島委員 大学局長、大学の種々の特性を生かすとおっしゃいましたけれども、その内容をもう少し砕いて言つてくださいますか。

○木田政府委員 憲法の学問の自由は、これはすべての国民に対して保障されたものでございまして、あに大学だけの問題ではございせんが、大学は学問の場といひまして、この学問の自由が最もよく守られる場であらねばならぬ。そのためには、学問研究者が、学問研究者以外の人によつてこの教育研究の活動に支障を加へられることのないようにしたい、こゝろいう趣旨から、大学におきまふ教官の人事につきましては、教育者、研究者の手によつてこのことを進めていく、こゝろいう保障を教育公務員特例法がいたしたもので、こゝろ考へておるわけでございします。

○有島委員 そこで、教授法を今度改正といふことになつていくわけでございしますけれども、改正する場合、そうした趣旨に沿つてのみこれは改正すべきであつて、もしその趣旨に反するようなおそれがあるときには、これは許されるべきではない、これはあたりまえのことだと思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○木田政府委員 今回の御提案も、その趣旨に沿つて御提案をしておるつもりでございします。

○有島委員 学問の自由の保障を強める方向と、それから弱める方向と、こゝろいうことが考えられると思ふのです。それで、いままで数多くの論議が展開されました。不十分ではありますけれども、いろいろこまかい点についてまでもございした。あるいは多くの声明文がありました。大体、みんな心配しております点は、その点にかかわつ

ているのじゃないかと思ふのです。

そこで、その危険性が、学問の自由をそこなうような危険性、すなわち、いま局長からも答へがありましたけれども、研究者の活動に対して、研究教育以外の理由、ないしは真理探求以外の理由によつて、ほかから干渉が加へられるようなことがないようにとつて配慮ですね。そうした配慮を進めていく方向、これはすべての国民に望ましいわけでございます。ところが、その逆に、外部からの干渉、学外者からの干渉がふえる方向性。学問に対して、大学に対して、学外者の干渉がふえる危険性がある、可能性がある。そうした場合に、これをでき得る限りその歯どめをしていくのが立法者の責任でもあり、為政者の態度ではないかと私は思ひますけれども、これは大臣に承ります。あたりまえのことだと思ひますけれども……。

○奥野国務大臣 私は、学問研究の自由を保障する、そのために大学の自治、これを尊重していかねばならぬ。しかし、それとかかわりのないことにつきましては大学が独善的な態度をとつてよいものではない。こゝろいう面につきましては、学外者の意見がいろいろ大学当局に入つてくる。これが入つていくことは干渉だといふようにとつては、いけません。こゝろ思つております。

○有島委員 学外者の意見が学内に取り入れられるといふことは、これはプラス面とマイナス面とがあるかもしれない。いまは私自身といたしましても、学外者のいろいろな意見が大学の中に取り入れられていくといふことは、むしろ望ましいことではないかといふふうには思ふ場合がたゞございします。ただし、最悪の危険性として、万が一にもその学外者の、教育研究とは違ふ何か要素の力が、学内に及んでいくといふ可能性が、このたびの筑波大学法案の中に全くないか。全くその痕跡もないか。あるいは弾力的に運用していくわけでありまふから、そのように言われれば少しはあるか、この辺のことは、どのようにお考えになつていらつしやいますか、大臣。

○奥野國務大臣 私、この筑波大学構想は、東京教育大学のお立てになった構想だと考えております。それを実現させてあげることが大学の自治を守る基本的な政府の姿勢だ、こうたびたび申し上げてまいっているわけでございます。

○有島委員 さっきの問題もう一ぺんあとでやりますけれども、先にいきまして、いまのお答えにつきまして、本法案は、申すまでもなく内閣提出の法案でございます。一々の条文、文言、句々は、すべて内閣が責任を持っていらっしゃるんじゃないでしょうか。それですから、そうした内閣を代表してお立場としてのお答えが、ここであるだろうと思うのです。その経緯については、こういった経緯でもってきただというお話は、あってもけっこうでございますけれども、法改正のいろいろな根拠について、これがあまり明確でない場合、その不明確さの理由をはかに転嫁して、それで東京教育大学がこういうふうになるからこうしたんだというふうなことは、これはお答えとしては、本筋のお答えではないように思うのですけれども、これは経過の説明としてはよろしゅうございませうけれども、この法律は、どうしてこういうふうにしてあるのか、そうした場合には、これはだれがどういう経緯で持ってきたのか、内閣で決定したことなんです。その場合には、大臣の責任としてこれを受けとめていらっしゃるのが至当ではないかと私は存じますけれども、いかがでございますか。

○奥野國務大臣 おっしゃっているようなおそれがないと考えている。それをさらに先まで考えますと、東京教育大学が、みずからの自治を侵すような案をお立てになるはずはないと、ありませうか、こういう気持ちを含めて申し上げたわけでございまして、少しおわかりにくく申し上げたようでございます。恐縮でございます。

○有島委員 東京教育大学といいますが、これは大学でありますから、学者の集まりでありますから、みずから自治を守っているという心かげの方ばかりであらう。そういう方々が全部集まっ

てお考えになったことであるから、だからその方向に沿ったことは学問の自由を守る方向になるのだ、こういう筋道でございますか。

○奥野國務大臣 そのとおりであります。

○有島委員 そのとおりであります。少しこれは問題なんですね。どのくらい問題であるかというところは、この間も参考人の方々がたくさんおいでになっていろいろお話がございました。そしてきょう防衛二法案が衆議院を通過したわけでありませうけれども、もしこれが防衛二法案のような法案の審議の中で、このことについてはせつかく自衛隊がこういっておるのだから、だからこうしましたということは言わないと思うのです。そういうことは言わない。やはり内閣が、これは国民の立場からどうしてもこうでなくてはならないと判断するから、だからこのようにきめたのだという事になっていくと思うのです。

それで、いま私が質問いたしました前半のところは、大臣やっぱりまた答えていただけなかったわけなんですけれども、これは内閣提出の法案なんだから、質疑の際には、これは東京教育大学がこういうふうな考えてきたのだから、その線に沿ってこういうふうにしたのだというふうなことは、ここでやっている法律論の質疑の中で正式な回答にはならないのじゃないかと私は申し上げたいわけなんですけれども、その点についてはいかがなんでしょうか。

○奥野國務大臣 政府が提案をいたしておりますので、政府が学問の自由を阻害するようなことをしないように法案を提出する、そういう責任は当然負っておるわけでございます。具体的に申し上げていただいたほうがもっとお答えしやすいのではないかと思います。

○有島委員 たとえば、きのうもずっと議論になっておりました、きょうも議論になりましたけれども、参事会を設けるといふことになったの、これは教育大学がそういうことを言い出したからこれをやったということではなしに、教育大学を離れても、法律にしたのですから、法律にする

ということは、これは筑波大学に限らず、将来はほかの大学にも影響を及ぼしていくことになりまから、これは確固たる学問の自由を守ることに、そして教育研究を進めていく、そうした観点からの御判断である、だれが言い出そうとも、それはいまの政府の判断であるということにならなければならぬと思っております。それはいかがですか。

○奥野國務大臣 参事会を置きますこと、これは諮問機関でございますから、大学の自治を破壊するとかあるいは学問の自由を阻害するとかいう問題とは関係はない、こう思います。

○有島委員 そういうことを聞いてるんじゃないのです。たとえば参事会を置くということについては、これは教育大学が言い出したから、これをなすべくいれてこういたしましたというふうなお答えが、いままでございました。あるいは学問、学系を置いたことについては、東京教育大学がこういうふうなことをいってきたから、その意向をいれてこのようにしたんだというふうなことを、委員会でもってたびたび発言があったようにございませう。そうしたことは、正式な回答ではないに、その経緯を言ったにすぎない。経緯を言ったのと理由を言ったのとは、だいぶ違うんじゃないか。その辺のところは、いままでの質疑の中で、だいぶ混乱があったように私は聞いたものですから、私はこのことを念を押しておきたいわけなんです。

○奥野國務大臣 経緯を申し上げておるわけでございませうし、政府が提案をいたしておりますので、政府も責任を持っておるわけでございます。したがって、どういふ理由で参事会を置いているかというお尋ねでございますれば、またそれに対しまして、政府はこう考えているんだということとは、当然お答えを申し上げます。

○有島委員 それじゃ、いまの問題で伺いましゅうか。どうして参事会を置かなければならないのか。しかも、こまかいことはもういままで議論がたくさん出ましたから略しますけれども、これを法律として位置づけなければならぬのか。それは大臣の任命にしなければならぬのか。これは

どうしてなんです。それをお答えいただくんです。したら、大臣に伺いましゅう。

○奥野國務大臣 実は、たびたび繰り返して申し上げてまいりましたけれども、東京教育大学が、したがってまた筑波大学が、社会に開かれた大学でありたいという考え方が基本であったと思っております。

参事会の構成、これは東京教育大学で考えられていることでございますけれども、また私、あるいは政府として参事会の構成を考えます場合も、同じようなことにならう、こう思うわけでございませう。

一つには、地域の代表者に参事になってもらおう。そのことを通じて、筑波大学のいろいろな施設を地域の人たちに利用してもらおう。大学そのものが地域社会に奉仕できるような大学でありたいというふうなことでございませう。

あるいはまた、高等学校長の代表に参事になってもらおう。そのことを通じて、大学が行なう入学試験のあり方についてもいろいろ意見を受け入れていきたい。同時にまた、高等学校で教育してきた人たちが大学に送っているわけでございませうから、高等学校の教育と大学の教育との関連について、高等学校側からいろいろ意見があるだろうし、それを謙虚に受け入れて努力をしていきたい、こういう気持ちもあるようでございます。

あるいはまた、東京教育大学の同窓の代表に参事になってもらおう。そのことを通じて、先輩が母校をなめた場合に母校はこうあってほしい、昔はこうあったとか、こうあるべきであるとか、いろいろな意見があるだろう。そういうことにも謙虚に耳を傾けていきたい。

あるいは他大学の関係者にも参事になってもらおう。そのことを通じて、他大学のよいところも積極的に取り入れたらいい、他大学から見た場合には筑波大学についていろいろな欠陥も指摘されるだろう。そういうことについての反省もしていきたい。その他、社会で活躍されているいろいろな人の意

見も参与になってもらうことによって聞きやすくなる。そういうことを通じて、あるいは公開講座はどういうものか、一番適当であるとか、あるいは学科についてどういふものを取り入れていきたいか、いろいろなこともあつたわけだ。そういうことを通じて、社会に開かれた大学の姿勢をもっと強めていきたいということだと思ふ。

同時にまた、参与の人事につきましても、学長の申し出を受けて文部大臣が任命することになっているわけだ。すべて文部大臣が任命することになっている公務員、その一連のものでございますけれども、評議会の評議員、これも文部大臣の任命でございます。そういうことは、必ずを合せて、大学の中における参与会の地位というものを確固たるものにしていく、そのことが筑波大学の持つべき性格というもの、より強く将来にわたって続けていく力になつていくんじゃないだろうか、これも考えているわけでございます。

○有島委員 そういふ目的である、開かれた大学の姿勢を強めていきたいということをいま言われました。それで、いろいろ押し問答のようになつておりましたけれども、そういう目的を果たすということだけであるならば、何もこのような法改正までもいいじゃないか、というところが一つあつたようです。それは御記憶でございますね。

それから、これは最初の話に戻りますけれども、いまおっしゃつたその地域の代表の方、それから高校の代表の方、同窓の方、他大学の方、そしてその他いろいろが出てきたわけです。それで、そのその他の中に、戦前の権力主義的な、真理探求とは別な要素ですね。そういう力でもって大学に一つの干渉を加えていくという方々もこの中にお入りになる可能性がある。可能性ですよ。可能性があるんじゃないか、ということでもみんな心配しているわけですね。大臣、この審議を通じてみんながそういうことを心配しているんだと

いうことは、御認識はあるでしょう。御認識がないんですか。これだけみんな言っているんですよ。言われて耳には入っているけれども、そういうことはあり得ないというふうにお思ひになつて、それは私わかりません。大臣のお立場として、そういうことはあり得ないであらうという確信を持ていらつしやることは、わかるんですよ。けれども、その点を心配している人が大ぜいいるんだというところは、これは御認識はいただけるのですか。全然御認識もいただけないのですか。

○奥野国務大臣 参与は、学長の申し出を受けて任命するわけでございます。学長が申し出るものであるというこの御理解をいただきたい。もう一つは、また参与会は諮問機関でございます。助言、勧告の機関でございます。決定機関じゃございません。したがって、いま有島さんがおっしゃつたようなことを言う人のあることは知つておりますけれども、その言う人のことは私はどうしても理解できないのでございます。

○有島委員 言う人が大ぜいあるんだということ認識していただければ、これでだいたい進歩だと思ふんですよ。私は、こうやって話しておりますけれども、野党全部いまだところそのような心配をしております。それで、選挙の票によりますれば、野党は五五％なんですよ。そういうこともあるわけですよ、実際には。だから、それは御認識いただかないと、あんまりがんな文部大臣だということにならうかと思うのです。その認識はあるけれども、そのようないふことはあり得ないであらう。そのあり得ないといふことの根拠は、これは学長から申し出て、それで大臣が任命するのだということになつていくわけでありまして。

ところが、その辺のこともいままでの審議でたくさん問題になりまして、このたびの法案によりまして、新しい大学の学長さんは、非常にいままでの大学と違って、権限が集中しているというところがある。これも一々言わなくても、たくさんいまでもお話がございましたね。権限が集中されている。

それから、評議会というのがございますけれども、評議会とはほぼ同じような仕事内容を参与会がするのだというところも明らかでございますね。(参与会と評議会は全く違うよ。)と呼ぶ者あり。じゃ、一々これは読みますか。それはさんざんやつた話だから……。そういう質問が、いままであつたんじゃないですか。みんなお忘れになつてしまつたのですか。

それでは、いま首を横に振つていらつしやるようでございますから、先ほど嶋崎委員の質問の中で、今度筑波大学法案を大きくいうと、いままでの地方分権型の大学の運営の方式から、中央集権的な運営のしかたに移行した、そういうお話がございました。このことについては大臣はどのようにお考えになりますか。

○木田政府委員 先ほど嶋崎委員からも御指摘がございましたが、私も、筑波大学が機能的に、そして職務を分担しながら、教育研究の効果を高めたという考え方は持つておりますが、大学における学長の権限は、他の大学における学長の権限と同じでございます。格別学長の権限が強化されたわけでもございません。また文部省と大学との関係におきましても、他の一般の大学と全く同じでございます。その間何らの変化もないものでございます。いままでの大学が分権で、今度の大学は集権だという考え方はとっておりません。いままでの大学が学部ごとの運営になつておりまして、そのために全学的な調整がとりにくいという点の反省はいたしておりますけれども、これは大学が、全学一体としての教育研究の機能を発揮すべきものというふうな考えから、それが機能的に、円滑に実施できるように考えておるのでございまして、別の意味では教育研究それぞれの機能ごとに分権化をはかつていく、こういう趣意でございます。

○有島委員 いま私は、人事の問題に大体限つて話をずっと始めていたわけなんです。人事の点については、従来の学部内できめてきた人事、これは政府のいままでの御見解でございますと、あ

まりにも独善的、閉鎖的であつた。これを全学的な人事の審議ができるようにしようという話でございますね。これは地方分権的な状態から、中央集権的な状態になつた、日本語としては普通そう使うのじゃないでしょうか。いかがですか。

○木田政府委員 筑波大学も、これまでの大学のよう、学部の閉鎖的な人事になつてはいかぬという反省があります。これは分権的な人事ということではないと思つてございまして。人事はやや大学の教官として発令さるべきものでございまして、大学として全体的な立場で教官の人事を進めていく、これは集権とも分権とも言うのは当たらないんじゃないかと思つております。むしろ閉鎖的な、局部的な人事というものを是正していくという趣意でございます。

○有島委員 局部的なものから全体的なものに移つた、そう申し上げてもけっこう、そしてそこにやはり人事権というものがつきまとうわけでございますから、局部権から全体権に移つたということでもけっこうです。そういうことはここにだわればですよ。そして学長さんの意向が、いままでよりもずっと人事の上でも、発言権といふますか、決定権は強まった、というとなつた何か言われるかもしれない。私は強まったと言いたい。広がつたと言つてもいいでしょう。そういう状態になつたことは間違いありませんね。

○木田政府委員 学長の教官人事に対する立場は、他の一般大学と全く同様でございます。全然変更はございません。

○有島委員 そういふふうなことを言われると、またずつとさかのぼらなければならぬので、私は時間を節約したいと思つていふのですけれども、先ほどの参与会が一体何をやるかという話、もとへ戻りましょう。予算概算の方針。教育研究組織の新設、それから改廃。それから学生定員。学生の厚生補導。人事の基準。学則その他重要な規則の制定、改廃。その他大学の運営に関する重要事項。以上七項目にわたつて、学長の諮問に応じ

て審議する、そうして学長に対して助言、勧告する、そういうことになっていくんじゃないですか。そういたしますと、これは評議会がもし機能しなくなつた場合でも、評議会とは同様ないしは評議会以上の力を持つ、権限を持つという状態になるおそれは全然ないのかということです。

○木田政府委員 評議会は、学内の全体的な意見を取りまとめる重要な審議機関でございます。これが大学におきましては一番重要な学長の審議機関であるというところは変わりがございます。参事会は、その大学の意見を決定するにつぎまして、広く学外の関係者の意見を求め、協力を得、激励を得たい、こういう趣意のものでございますから、機能としてはそれと別々でございます。

○有島委員 機能として別々だといまおっしゃるけれども、やっている仕事の内容、それからいいますと、学長が評議会の中でもって平たくいへば相談してきた、そういうことと、それから参事会での勧告、助言、こういうことと、強さのバランスが、これが全然別な仕事をしているのならばあれでしょうけれども、評議会とおんどのダブっている問題がたくさんございまして、特に第七番目のその他大学の運営に関する重要事項といううなことになるかと、これは全部をカバーすることができるといふこと、特に重要な事項は、いままで話したように、人事というところは一番重要なこととございまして、そういうような性格が参事会の中にあるということ、いままでもこれはしばしば指摘されてきたわけだ。論議されてきたのだらうと思うのです。

それで、そうした参事会が大きな権限を持って、しかもさつきその構成メンバーの中にその他といううなことがあった。そしてそれがいまの大臣の御確信にも反して、そしてそれが学外からの大学自治への干渉になる、そうしたおそれが全然ないという根拠があるならば、ここでお示しをいただきたいのですよ。全然ないかどうかということですね。それはほくは大臣から伺いたいのだ。全

然ないというのだったらその根拠を聞きたいのだ、ほんとうに。

○木田政府委員 大学が、みずから自主的に学外の方の意見を聞くということは、全く大学の自治を侵すことにはならないと考えるのでございまして。大学の自主的な立場に立つて学外者の意見を取り入れるということは、自治の侵害とは別のことでございまして。

○有島委員 大学が、とおっしゃいますけれども、その大学自体の中に、今度は副学長というや外外部からの方もお入りになる可能性があるということも、これもたびたび論議が出ておりました。こういうことを積み重ねていって、そしてこの可能性が全くないということ、いままでの大学と比較して、その可能性が、いままでだつてそういう可能性は、外部からのいろいろな干渉が加わってくるというところはあり得たわけです。それがこのたびこの筑波大学に関しては、ますますこれが、露骨にそうした外部からの介入の可能性が強まっている方向だ、そういうふうには認識する。

またいままでの議論の積み重ねの中で、そういうことがいふぶん明らかになってきた。そういう外部からの干渉が絶対に行なわれないのだという根拠は、大学なんだから、外部の意見を聞いても、そうした干渉を受けることはないはずだということだけなんです。

○木田政府委員 他の例を申し上げるようで恐縮でございますが、アメリカのコロンビア大学がたいへんな紛争に巻き込まれたときに、学外の、当時ハーバード大学の教授でありましたコックス教授を連れてきて委員長とした紛争の調査委員会を設けたわけでございます。このコックスさんはいまウォーターゲート事件の調査委員会の委員長をしておられますが、こういう方をコロンビア大学が、学外の教官でございすけれども、連れてきて自分の大学の紛争の問題をつぶさに調べて、いろいろと意見と注意を受ける。これは全く大学の自治を干渉することにはならぬ。そういう方の御意見によってコロンビア大学が反省をされると

いうことは、大学の自治とは関係ないことだ、自主的な活動だと思ひます。

○有島委員 コックスさんが連れてこられて、そして大ぜいの方々と対話をなさつて、大きな調査をつくられたという話はございました。だからといって、それがいま言っているこの法案の中で参事会を法律によって位置づけた、そしてこれが将来学外者からの干渉ということが全く、全然ないか、そのおそれは全くないか、可能性は全くないかというところに関して、全くないんだ。全くない、というその理由がいま二つあがつたわけですよ。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕
一つは大学が聞くんだからそれはいい。アメリカのコロンビアの場合には、コックスさんと呼んできてやつたけれども、だいたいようぶだった。それだけでいい。それだけで、そんなことで納得できないと思うのです。

○木田政府委員 いま御指摘のような御心配は、参事会を置く置かないというところは別のことだと思ひます。参事会を置いたらそうなる、置かなければならないからそうなるというございせん。でございますから、大学が積極的に学外の意見を聞くために、自分で参事会の構成をして、みずからその意見を聞くということは、大学の自治を何ら侵害することでない、大学の活動をより広く関係者の意見によって充実していくことだ、こう考える次第でございます。

○有島委員 こちらの質問とまた離れていっちゃうわけなんですけれども、いまの話によれば、置いたからそうなる、置かないからそうなるということは関係ないとおっしゃるのだけれども、では参事会を置かないで、それでいつも、コロンビアがコックスさんと呼んだみたいに、そのつどそのつど、必要な方を参事として求めて、そして運んでいくことと、それから制度化してしまうこととは、どちらが危険な可能性を持つであらうかということをお私に考えるわけです。そしてほくが参事会を持ち出したのは、大臣が具体的にやれとおっしゃったから一例として言っているのですよ。一

番最初からの話なんです。たとえばこの参事会を法律の上でもって制度化してしまう、このことが将来権力介入の、あるいは産業界からの学問への介入、この一つの大きな窓口にならうという、そのおそれが全くないわけではない。いまのお答えでは、少なくともそうならないと思います。ただ、大学だからそういうことはないだろう、そんなことは答えにならないわけですよ。外国ではこうだった、それはまた少し話が違ふ話になるわけですから、私が聞いてのことについてはまだお答えいたしたいのです。

○奥野國務大臣 同じことをお答えしたいへん恐縮でございますが、参事会は諮問機関でございます。大学の意思を拘束するものではないとございせん。大学の関係者は、大学の自治の干渉にわたるものではない場合には、決然とはねつけられたらいいことではないか、またそういう決意なくして私は大学の自治を守れるものではない、こう考えるわけでございます。制度的には諮問機関でございます。拘束する機能にはなっておりません、こう申し上げたわけでございます。

同時にまた、いろいろ御心配いただくことはありがたいこととございすけれども、いまの大学がとかく象牙の塔にもつていて、これはやはり独善的でそういう態度は改めたいという、このことについても御理解いただけたらと思うのでございまして、そういうような反省に立つて、東京教育大学がこういう参事会構想を打ち出しておられるわけでございます。学長の申し出に基づいて任命するわけでございますので、大学の自治の干渉を試みるような者は、かりに任命されても、そういうものは任期のあることとございすので、次からは排除するといふようなこともとれるわけでございます。またそれ以上に、大学の人が、大学の自治を守るための強い決意をもつて臨まれば、そういう力には屈服するはずのものでない、こうも考えておるわけでございます。○有島委員 しかし、いま大学人さへしっかりしていれば、そういうような可能性が多少あつても、

それが大学の中身にまで干渉されることはないはずである、そういうお答えだつたと思うのですけれども、ということはいまこではその人の運営によるということから離れて、法律がいま出されているわけですから、この法律だけでもいいきますと、これは外部からの介入に対しての歯止めというものが一つ取りはずされているというところが、この法律のできあひから見るとどうしても避けられないのです。いまの体系から申しますと、確かに学部が独立しておつて、そうして閉鎖的な、独善的ないまおつしやいましたけれども、そういうようなところもこれは大学自身が反省していられつしやるところであると思うのです。にもかかわらず、そういう話と——それは私も認めますよ。そういう話と、それから今度の法改正が、いままでよりも多く学問の自由を侵害するおそれ、可能性が秘められているということは、これはどうにもすうと調べてきて、まるで連立方程式みたいな文になつていて、非常に巧みにできていると私も感心するのですけれども、そうした可能性は十分ある。だから、私はここで行く行くは、その運用をしつかり見守つていかなさい。そういうふうな言い方ができないわけなんです。法律をいまやろうかやるまいかというところをございいますから。できるならば、法律のこの改正の上で危険な芽があるならば、その危険な芽はいま取り去るべきである気がついているに、それをそのまま放置するということは、これは私たちとしても無責任のそしりを受けるのではないかと、そういうふうに思ひ詰めていくわけなんです。私は新しい大学を広いところにつくっていくというところについては、これはいいと思うのです。ただし、そういう危険な芽を秘めている、そのように私も思いますし、大ぜいの学者の方々がいつておられる、野党の諸君はみなそういつたような見方をしておられる。その中でもつて、あえてなぜ危がなければならぬのか、そのことも非常に不審なんです。それから、もう一つ言つておきますけれども、学群、学系の話になりますけれども、これはどう

して学群、学系というものがここに出来たのか。これもいままでのお答えでは、東京教育大学がこのようなことを考えられたのでということ、必ずしもいつた経過になつて出てくるのです。そういう経過のことはいいいのですけれども、いま文部省として学群、学系というふうなものがどうしても必要だという御判断を自主的に持つていらっしゃるのかどうか、このことを伺つておきたいわけなんです。

それで、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。」というふうになつております。学部以外の基本組織ということになつては、学部以外が学部でなければいけないのか。そのことが非常に明らかでないと思うのです。

具体的に申しますと、今度の学群、第一学群、第二学群、第三学群とありますけれども、これにかりに第一学部、第二学部、第三学部と、そのように書いたならば、これは法律上絶対にまかり通れないようなことがあるのかどうかこの点承りたい。

〔塩崎委員長代理退席、委員長着席〕

○木田政府委員 学部といふのは、明治の初めに大学が日本にできましてからの伝統によつてつくりあげられたものでございまして、御案内のように、ドイツの学部の考え方をとりまして、よつて、学問の専門分野別に、文学、法学、経済学等の学問の領域別にある適当な規模の組織というものを持ったものでございまして、専攻により教育研究上から組織されるもの」というふうに大学設置基準でもうたつておるわけでございます。

その内容は、御案内のように、学科、講座という組織の積み重ねという形になつたものでございまして。伝統的には、この学科、講座というのが、教育と研究の単位機能として作用しておる。それをある規模にまとめたものが、学部というものでございます。

この学部という形で学生の教育を適正に行なうということに、今日ある限界が見えている。それは学部が、教育研究上の専門領域別に縦割りにつくりだされておる関係上、この境界領域を越えて幅広い教育のシステムを、学生の教育のために考へ直さなければならぬという要請が起つてきておる。また研究につきましても、新たな研究領域をこまかく突き詰めていくとか、あるいは総合的な研究体制を、いままでの学部、学科の組織を越えて組まなければならぬ、こういう要請が起りますので、従来の伝統的につくり上げられてまいりました学部というもののほかに、教育機能、研究機能、それらを別々に考へてみたい。こういうことで、この分離の御提案を申し上げておる次第でございます。

○田中委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。

○有馬委員 学部という名前、その学部という名前のもとに、いま大学局長も言われた内容をそこに込めて、法律上は少ししかえなないわけなんです。何か法律上差しつかえが起りますか。これは法律上は、私が調べた範囲では、いま局長が言われた、いままでの質疑の中でもつてさまざま述べられてきた、学群にしたいという御要請ですね。それが同じ学部という名前のもとに、運用面でそれだけの内容を込められたとしても、全然法律上は抵触しないのではないかと。そういうした学部というものは、法律上は非常にいい概念であるにもかかわらず、学部以外の基本組織、こう出しておられますか。これも法律上としてはいささか不適当といひますか、かえつてあんないささかをわかりにくくしてしまふことになるんじゃないかと。あるいはそれが国民にぞつて賛成ならば、それでもよろしいわけなんです。けれども、非常にいろんな議論がいま出ているわけですね。ですから、法改正などをしなくとも、今度は筑波大学はこのように運用していくんだ、そのことだけでも、これは筑波大学の運営は十分できるんじゃないかと

いうふうに私は思つておる。

先ほどの御意見を聞いていますと、開かれた大学の姿勢を強める、そのことを大いに内外に宣揚するために参事会を置くんだというふうなニュアンスに私は受け取れました。それから、学部、学系についても、従来も学部という名前のもとに、研究はほとんどないけれども、教育をもつてにしているような学部という形態もあつたわけでありまして。それからまた、学生さん方の修学という見地から見ますと、学部間の単位の取得についての互換性ということも、その道が開かれていくわけでありまして。ですから必ずしもこうした法律の改正を行なわなくても、新しい大学の行き方、こうしたことを踏み出すことができるはずだ。どうしてもできないことが、いまの学部と、学群、学類ですか、こうした間にもあるのかどうか、その点はいかがですか。

○木田政府委員 先ほども申し上げましたように、学部というのは、ある意味で伝統的に内容の固まつてきたものでございまして、その中身は教育と研究活動を一体的に行なう組織である。また教職員、学生の帰属、教育研究上の諸問題の意思決定等、大学の管理運営の基礎単位になっておる。そして、ある大ささ、ある固まりというものを関係者が一応了解したものが学部でございます。

で、この歴史的な伝統的な考え方と違つた教育研究の組織を考えたい、教官の帰属も学生の帰属と一緒に考えたい、教官の所属単位と学生の所属単位とを別々に考へて、学生に必要な教育のシステムを考え、教官に必要な研究教育の体制を別にとりたい、こういうことになりまして、やはり学部ということとは違つた、教育研究のシステムをつくり上げていくということが必要になつてくるわけでございます。でございまして、御指摘のように、同じことばであつても、ことばの中身を変えて運営すればいいではないかという御意見も、御意見としてはわかるわけでございますけれども、その歴史的な実態を変えるためには、やはり考え方の異なつた新たな用語でもつて取り組むこ

とが必要だ、こう考えている次第でございます。
○有島委員 いまも局長が言われましたように、やろうと思えばできることである。しかし、このほうがよりわかりやすいし、考え方が鮮明になっていくというようにもかと思ひますけれども、これも、これだけの反対意見がいり出している中で、そのことを無理やりに押し切っていくということは、これはすいぶんすいぶんじゃないか、私は非常に残念に思ふわけなんです。

それから、もう一つ落としていることは、学部と学群とが非常に違う点というのは、その運営において、教育の面ではなしに、むしろ人事面なんですね。それで、いままでの学部内部でもって人事が決定されていたのが、今度学群においてはそのができないというふうなことになるっております。その点が一番違ってくるんじゃないか。むしろ学生にとっては、私は学生を主体に考えていきますけれども、学生にとっては、そうした学部であるが学群であるが、新しい学校運営のやり方をやってもらえればそれでいいんだ、ここにあるのはむしろ文部当局の皆さん方が、先ほどから言っていた危険な方向の目を恣意的にそこにはめ込んでいって、それで学問以外の統制を強めていく方向、そこにどうしても固執しておられる。それ以外に、新しい法改正をしていくという理由を私はどうしても認められない。

こうした数々の問題がたぐさんありますから、これはなお慎重に審議を続けるべきだ、急ぐべきではない、そういうふうに思ふのです。そしてそれに、この法案を出された形式が、第一条の旭川の医科大学以下の新しい設置にかかっているわけでございますけれども、こうしたことはやはり分離して、そうしてこれは時間をかけてなおこれをよく検討していくべきだということを私は申し上げまして、時間が一ぱいになってしまいましたから、本意でありますけれども、これでもって私の質問は終わります。

○田中委員長 この際、染谷誠君、嶋崎讓君、山原健二郎君、高橋繁君、受田新吉君から、発言を求められておりますので、順次これを許します。染谷誠君。

○染谷委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、今回の国立学校設置法等の一部を改正する法律案に強く賛成する立場から、所見を述べるものであります。

現在、茨城県の筑波山麓の恵まれた自然環境の中で、わが国最初の研究学園都市の建設が進められつつあることは御承知のとおりであります。

この新しい都市は、わが国に、これまでに見られなかった高水準の研究と教育活動のための拠点づくりをめざすものであります。地元の関係者のもとより、広く学界、有識者から注目を浴びておるところであります。

象牙の塔にこもり、十九世紀のアカデミズムに浸ってまいりましたこれまでの大学を改革し、いわゆる開かれた大学とすることの必要性は、広く国民各層が痛感しているところのものであります。

これは教育水準の向上に伴う大学の大衆化、学問領域の広がりを必要とする多面的な研究に対応するための当然のことでもあります。筑波大学の一刻も早い創設が望まれるゆえんでございます。

こうした考えに立ちまわして、この筑波大学が、これまでの大学制度にとらわれない新しい構想による大学づくりを目ざしておられることは、まことに心強く、その構想に対し強く賛意を表するものであります。

昭和四十三、四年ごろのあの激しかった大学紛争を通じて、これまでの大学の持つさまざまな問題点が明らかにされたのであります。大学が真に国民の大学として国家社会の期待にこたえ、世界的なレベルにおける教育研究を推進していくために、これまでの大学のあり方について、思い切った改革を加えることを国民は強く期待し、大学自身もまた自主的な大学改革を積極的に進めることを主張されてきたはずであります。

ところが、以来数年を経た今日まで、大学自身

の手による改革に、何ら見るべきものがないことはまことに遺憾であり、大学自身の改革への意欲すらも疑われるような状態に立ち至っておりますのでございます。

このような時期におきまして、このたび東京教育大学の関係者を中心とする有識者の多年にわたる努力の成果として、画期的な筑波大学の構想が取りまとめられ、その実現の一步を踏み出そうとしておられることは、まことに欣快の至りであります。

筑波大学の構想につきましては、これまでの本委員会における長時間にわたる審議において明らかにされたとおり、従来の学部、学科制に見られがちであったもろもろの弊害を改め、学群、学系制という斬新な柔軟な教育研究体制を整えるとともに、学長、副学長をはじめ、各審議機関の有機的な連携、協力による新しい大学自治の確立を目ざし、さらに、社会に開かれた大学として参与会を設け、社会各層の良識ある意見に耳を傾ける積極的な姿勢を明らかにしていることなど、いづれも待望久しい大学改革の構想を明快に示しております。その成果に対する国民の期待はまことに大きいものがございます。

また、筑波大学については、長年にわたりその建設促進に多大の協力を重ねられました地元関係者の、この学園都市の一刻も早い実現に対する期待とその心中は、察して余りあるところであります。本法案で提案されている筑波大学こそは、この新しい都市の中核をなす存在であり、この大学なしには新しい町づくりは、まことに、仏をつくって魂入れずということになるといつても決して言い過ぎではないと思ふのであります。

しかも、この法案におきましては、単に筑波大学のみに新しい構想の実現を求めるものではなく、大学制度一般についても、それぞれの大学の自主的な改革を進めやすくなるための制度の弾力化を、あわせて行なうことにしております。

学部以外の教育研究の基本となる組織を設けることができるようにすること、医学部における一貫教育の道を開くこと、副学長を置くことができ

るようにすることなど、いずれも大学関係者からこれまでその実現を強く要望されておりましたこととであり、これらの処置によって、大学の自主的な改革への熱意が一層盛り上がることを強く期待するものであります。

さらに、本法案において、以上のほか、旭川医科大学を創設し、また山形、愛媛両大学に医学部を設置することにより、近年における医療需要の増大に対処し、医師養成の拡充を進めるなど、国民の期待にこたえる国立学校の整備充実のための措置を、あわせて規定することとされております。

これらの措置は、いずれも国民の教育の機会を拡大し、わが国学術の一層の発展をはかるものとして、まことに時宜を得たものと考えるのであります。

以上、このたびの国立学校設置法等の一部を改正する法律案の内容に賛意を表し、その一刻も早い成立を希望いたしまして終わりたいといたします。

○田中委員長 嶋崎讓君。

○嶋崎委員 去る六月二十二日、本委員会でも自民党は、一方的な非民主的な方法で、いわゆる筑波法案を強行採決いたしました。この暴挙は、本委員会における審議の内容が深まり、多くの矛盾や問題点が明らかになることをおそれたためにとられた強硬措置であらうが、私はあらためて、この暴挙に抗議するものであります。

また、本来なら、順調に審議が進むならば、第一条関係のみの修正案を提出し、われわれの態度を表明する予定であったのに、強行採決のため、その機会を失ったことに對しても、あわせて抗議の意思を表明するものであります。

さて、私は、過ぐる三月二十九日の本会議で、国立学校設置法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對し、日本社会党を代表して、本法案に強く反対する立場から、総理並びに関係閣僚に質疑をさせていただきました。その際、提出した本法案の問題点を、本委員会でもさらに詳細に、より具体的に追及してまいりました。しかし、大臣並びに文部省の答弁は、説得力に欠けているのみなら

昭和四十八年六月二十八日

ず、本委員会での審議の過程では、かえって法案に、日本の将来の大学のあり方、学問の自由と大学自治によって危険な意図が隠されていることを、あらためて確認するに至りました。

そこで私は、日本社会党を代表し、本法案に反対する理由を明らかにしたいと思います。

第一には、法案は第一条の旭川医科大学の設置、山形、愛媛大学の医学部増設など、直ちに国民的合意が成立するものと、第二条以下のいわゆる筑波大学法案に示された筑波大学の創設を通じて、学校教育法、国立学校設置法、教育公務員特例法など三つを相互に関連づけて改正し、これを機会に、学問の自由、大学自治を侵すおそれのある大学管理政策を方向づけようとするものが、抱き合わされて提出されている点についてであります。

野党側のたび重なる分離提案にもかかわらず、それを否決した政府・与党の意図は、次の二つに要約できるように思われます。その一つは、戦後数次にわたる大学管理法案の挫折に堪え、事務手続的な外観をとることによってこの法案の重大性をおおひ隠し、国会運営を容易ならしめようとする意図であり、いま一つは、旭川医科大学の設置など、緊急でしかも地元の強い要求にさえられた世論を背景に、反対運動を分断しようとする意図であります。したがって、われわれは、本法案の提出のしかたそのものに強く反対せざるを得ないのであります。

第二の理由は、筑波大学構想があたかも東京教育大学の自主的な大学意思の決定に基づくものであるかのごとき装いをこらして、言いかえれば、大学の自治の上に構想されたごく説明することによって、それが文部省・政府主導型の大学改革構想であるという事実を、ごまかそうとしている点についてであります。

東京教育大学の参考人の証言で明らかのように、昭和四十四年七月の東京教育大の評議会の筑波における新大学のビジョンを目ざしての移転決定は、文学部、教育学部、体育学部など、最終的

な意思決定でなかったこと、さらには全学の教育の四割強の反対の中で定められたものであったのです。さらに東京教育大学のマスタープラン委員会、たが重要な大学側の自主的改革案を提示しながらも、文部省側の意向でそれが封じ込められ、自主的改革案として構想されなかったことも明らかにされた点であります。

そればかりか、あいまいな評議会の決定であったにもかかわらず、東京教育大は昭和四十五年四月教育選考に関する申し合わせなる評議会決定を行ない、その決定に向けて、さらにその決定後、多くの教官の教授会の議に基づき承認人事をストップさせ、現行法制に違反し、無数の大学自治の侵害が行なわれたという事実が明るみに出されました。筑波におけるビジョンと移転を踏み絵にし、学長とそのブレーンによる専制体制のもとで筑波構想が具体化されていったという点に注目しておく必要があります。筑波大学構想は、東京教育大学の大学自治の無数の侵害の上に咲いたあだ花なのです。

このような事実評価に対して、政府・文部省は、東京教育大に大学自治や学問の自由の侵害に目をおおい、そのような事実はないという評価に立って、筑波構想を美化し続けてまいりました。そこに欺瞞があるのです。

筑波大学の中核となるにない手は、東京教育大学の教官集団であり、特にその管理者たちがその推進者であります。東京教育大の学長を先頭とする大学管理者たちが、大学自治の原則をみずから踏みしめてきたとすれば、筑波大学の将来を危惧せざるを得ません。制度や組織は、そのにない手である人間の行動様式と切り離して考えることができないからであります。ましてや、以下に述べる研究、教育、管理の機能的分離を目ざし、集権的な制度にこそ筑波大学の組織、制度上の特徴があるとするれば、筑波大学の大学自治、学問の自由は、危険きわまりないものと断せざるを得ません。この点を押し隠し、政府・文部省が筑波構想を

美化するのであれば、この法案の意図が危険なものであるだけに、それだけ強く反対せざるを得ないのであります。

第三の反対理由は、筑波大学における研究と教育の分離の思想と組織についてであります。

筑波大学にいう研究と教育の分離の考え方は、中教審の答申と軌を一にしております。中教審の答申は、大学改革の必然性を、科学技術の目ざましい発展と高等教育の大衆化という事実に見ています。一方における科学技術の目ざましい発展は、高い水準の研究教育を必要とするし、他方高等教育の大衆化は、学問の精髓をきわめるのでなく、就職の手段として企業に要請にこたえる程度の教育であればよい。急速に膨張した大学の現状では、大学も教師も学生も、高い水準の研究者ではない。だから、学生の側からも、教師の側からも、もはや研究と教育とは分離せざるを得ない、としています。

この考え方に立って、法案では、大学には学部以外の研究教育の組織を置くことができるとし、筑波大学では学部のかわりに、学群と学系とが置かれることになっております。また大学院も、博士課程と修士課程のコースを分離し、前者を研究、後者を教育中心の制度として位置づけようとしています。

したがって、筑波大学は、これまでの大学が学部を基本として、それを研究教育を一体としてとらえた伝統的な大学観とは異なる新しい文部省の大学観に立ち、今後大学政策を根柢から変えていく政策意図を体现するものであると判断できま

す。研究と教育の分離は、一部の大学を除いて、多くの大学では、学力低下に合わせた水準の、職業、技術、教養中心の教育をよればよいということの意味し、そこでは教育を、学問の体系に従ってではなく、社会的な企業への要請にこたえて行なえはよいということになります。しかし、これはもはや大学ではないのであります。戦後の大学改革は、大学の大衆化をもたらす

と同時に、それにあわせて、従来の教育水準をいかに維持するかにねらいがあったのです。したがって、大学が大衆化し、学力が低下しているからこそ、従来とは比較にならないけた違いの国家投資をしなければならぬ段階に来ているし、それが国民の教育要求にこたえることだと考えます。それを怠り、人的、物的な条件の整備が進まないままに、学生が急増しているからこそ、大学教育は崩壊の一途をたどっているのではありません。したがって、筑波における教育制度で崩壊を食い止められるものではないのです。筑波大学にいう学群は、アメリカのアンダーグラデュエートの段階の教育を意図したものであろうが、現行大学の教養課程を大学の大衆化に合わせて四年制にし、カリキュラムの編成を変えたものにすぎないのであって、何も新しい改革ではないのであります。現行の大学でも、東大、埼玉大の教養学部のような経験を生かして、改革可能な道なのです。そればかりか、教官を学系、学類に機能分化することによって、教官と学生とのコミュニケーションは、いまよりも悪くなり、大学紛争の経験も生かされてはおりません。

それはばかりか、学群、学類の組織を、アメリカのカリフォルニア大学のサンジエゴ分校にまねて、クラスター・カレッジ・システムという考え方を適用したまではよかったが、その過程で、学群というアメリカではカレッジに相当するものを、実体を伴わない機能概念として使われているアメリカのクラスターと称し、間違えて適用するに至っては、軽率のそしりを免れない。やたらにしゃれたことばを使って、研究と教育の分離を理論化してみたが、何も新しくないのであります。新しい装いをこらしただけあります。ただ新しいのは、教授会が解体され、学系、学群に教官が分散され、アメリカ式の大学管理制度を持ち込んできたところだけのようにあります。筑波大学における研究と教育の分離というその思想と組織は、大学研究の水準を引き上げることはならない、一つのモデルにすぎないという意

味で、筑波大学のこの構想には強く反対せざるを得ないのであります。

第四の理由は、筑波大学では、管理と研究教育との機能を分離するという考え方が持ち込まれ、研究と教育を新しい管理制度のもとに支配することによって、大学自治と学問の自由を脅かすおそれがあるという点についてであります。

筑波大学では、従来までの研究と教育と管理とを一体としてとらえた大学自治の考え方を否定し、その根幹であった教授会を解体し、研究と教育と管理とを機能的に分離することによって、大学の管理運営に効率化、エフィシエンシーを持ち込もうとした点に新しい特徴があります。このような考え方が出てきた背景は、いわゆる大学紛争の経験であります。大学紛争の中で教授会中心の大学内の割拠主義が大学内の意思決定を困難ならしめたという経験、また科学、技術の発展が従来の学部の壁を越えて共同の研究ないしは新しい研究領域の学問を要請しているのに、従来の学部、講座制がその要請にこたえられないという現実、要するに学部、講座制の閉鎖性を打破するためには、教授会中心の大学自治のあり方を解体、再編成しようというのであります。そのために現行法制下の教授会とそれを中核とする評議会の機能を分散化し、それを多くの委員会制度にゆだねて組織化し、同時に効率化をはかるために、大学管理の専門的行政官を強化することによって、大学の管理運営を効率化しようというのであります。

大学紛争への機敏な対応、大学改革の効率化を意図した大学行政の合理化と呼んでよいと思えます。ところが、この考え方や制度の運用は、結果として教育と研究をサポートすべき大学行政が、逆に教育と研究とを上から管理し、研究と教育の自由を窒息させることになることは必至であります。アメリカにおける大学紛争の経験を総括したカリフォルニア大学の一九六八年のバークレイ報告が、紛争に対応できなかった理由として、管理と研究教育の分離にあるとし、学生と教官のコミュニケーションの欠如にあったこと、大学の管

理と教育の一体化の必要性及びその権限の分離化、教授団自治の必要性を強調していることを考えるなら、筑波大学はむしろその考え方に逆行し、ひいては紛争が激化するか、自由のない大学になるかのいずれかの道を歩むことになると思えます。そのことは、国立大学設置法の改正を通じて、設置法の精神に反する規定を設けたことに示されています。この部分は、法案改正の中心であります。

国立学校設置法は、言うまでもなく、国立学校の設置に法的根拠を与えるための法律であります。旧憲法下において教育に関する事項がすべて勅令で定められていたのに対し、現行憲法及び教育基本法の精神に沿って教育を国民のものとして、国会の制定する法律によって国立学校を規制しようとするのが法律の趣旨であります。学校教育法、教授法もそのあらわれでありましょう。国立学校設置法は、一見して明らかにならぬように、国立大学の名称、位置及び学部などのきわめて形式的な事項のみを定めており、設置法という名称にもかかわらず、国立大学等の管理運営組織及びその権能について何ら規律していないのであります。この点が通常の行政組織法、行政機関の設置法とは異なっている点であります。それらは設置法とすべき機関の名称のほか、その内部組織、権限を定めるのが通例であります。とすれば、国立学校設置法にその種の規定が置かれていないのはなぜなのかを正しく理解すべきであります。

この点は、まず学問の自由を保障する憲法二十三条及び教育行政の限界をきめた教育基本法第十条の精神に戻らなければならないのであります。すなわち、学校教育法、教育公務員特例法と関連して、国立学校設置法は国立大学の管理運営を大学の自主的慣行にゆだねようとしており、そのことが右の精神に最も適合していると判断しているためであります。

ところが、本法案で追加された第二章の二は、さしあたっては筑波大学だけであるが、同大学の管理運営組織について具体的な規定を設けようと

しています。このことは、国立大学設置法の精神を著しくそごうものというべきであり、本法案は戦後の一連の大学管理法の一部を国立学校設置法の改正によって先取りしようとするものだといわなければなりません。

しかもこの改正の思想は、大学行政と通常の行政とを同一視しているという点で、大学の自治、研究、教育を主とする大学行政の本旨に反するものといわなければなりません。

筑波大学では、大学行政の集権化、能率化及び開かれた大学という美名のもとに、副学長制と参事会制度が置かれます。政府や文部省の答弁では、これらの制度は大学自治や自由を侵すおそれなしと主張してやみません。しかし、副学長、参事会が学外者によっても構成される道を開いたこと、副学長の任期もさだかなく、副学長は執行機関であると同時に審議機関であるということ、副学長会議が強大なトップマネージメントの役割を演じ、大学管理に大きな力を持つに至ること、しかも、人事に介入できることになっているなどの危険性は何ら説明されていないのであります。また、学外者で構成される参事会も、学長と文部大臣が望ましい者しか任命されず、そればかりか、従来の評議會で審議した大学運営の重要事項について助言または勧告できることにしているという点も重大であります。もともとアメリカの理事会制度を念頭に置いて生まれた制度であるだけに、今日、私立大学における理事会と学長との対立、教授会と理事会との対立に見られるような大学自治の侵害が起こるおそれを多分に危惧するものであります。そもそも制度はそれをささえる人間の行動様式によって規定されるからであります。

法案でのさらに重要な点は、教員人事が学部教授会から人事委員会にその権限を移している点であります。しかも、人事委員会には副学長も加わることになっていきます。大学の人事に管理者が加わることは学問の自由、研究の自由への侵害になるという意味で、管理者は大学人事に介入しない

慣行ができてきているのに、この制度はその考え方に逆行しているといわなければなりません。

大学の教員人事が学部教授会にあるとした従来までの趣旨は、学問の自由という憲法上の要請と高度な専門性を要するとする要請に基づいていたのであります。ところが、筑波大学では、かりに専門委員会での人事の選考が行なわれても、最終的には人事委員会が決議機関であるとされていることによって、それが拒否権を持つことになるから教官の学問、思想、信条の自由の侵害となるおそれは十分にあると判断せざるを得ないのであります。

最後に、本法案は、学校教育法を今後形式的に改正しなくとも、実質的には教授会の権限を著しく制限できる道を開いたということ、この法案が通れば国立学校設置法を直直しさえすればすべての大学に筑波大学と同じ方式を適用し、多くの筑波大学を創設する道を開いたという意味で、法案は新大学管理法と断定することができるといえます。

以上、四つの理由から、本法案は大学をどのように考えるかという大学観の根本にかかわる問題を含むと同時に、他方、憲法、教育基本法の精神をどうとらえるか、さらには大学自治、教育権の主体をどう考えるかという教育の根本問題にかかわっているものであります。一片の技術的な法改正では済まされない重大な問題性をはらんでいるのであります。

しかも本法案がその精神において大学自治、学問の自由を侵害するおそれがあるという意味で、あらためて強く反対の意見を表明するものであります。

○田中委員長 山原健二郎君。

○山原委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、国立学校設置法等の一部を改正する法律案に対し反対いたします。

厳密にいえば、私は本法案の第一条部分、すなわち旭川に医科大学を、山形と愛媛に医学部を、また看護学校、大学院等を設置する国立学校の設

昭和四十八年六月二十八日

置については賛成であり、第二条以下の筑波大学関係の法案については反対であります。この二つは当然分離して論議、採決されるべきものであります。野党四党の分離案が否決されておりますので、法案全体について反対の立場をとらざるを得ないのはまことに遺憾千万であります。

反対の第一の理由について申し上げます。

戦後大学の理念は、幾百万青年を戦場から立てた戦前の教育の深刻な反省の上に立って築かれたものであります。このことは、学問の自由、大学の自治が限りなく貴重なものであるという認識に立って、憲法にも教育基本法にも明示されておるところであります。そして大学の目的を実現し、大学の自治を守るために大学の基本組織として学部を置き、研究、教育の統一的把握と、学部教授会を構成してきたのであります。

〔委員長退席、西岡委員長代理着席〕

今日、学部教授会に多少のぎくしゃくや、割拠性があるとしても、それは大学全体と教授会運営の民主化等により改善されたいものではありせんし、何よりも文部省自身が押しつけてきた政令による講座制、学科制等の規定を撤廃し、格差をなくし、教職員の身分制を改善するならば、大幅に弊害をなくすることができると、各大学はこのような措置をこそ求めているのであります。

筑波大学はこの学部を解体し、教授会の持つ教育、研究、人事等の権限を剥奪し、今日まで幾多の論議の行なわれてきた学外者の強力な参加を許容する等の、根本的な大学の改悪を企図しています。しかも、文部省が口をきわめて言ってきた一般法の改正も、他大学に波及拡大するものではないという言明も虚構にすぎず、まさに筑波構想の全大学への適用の道を開いたものであることは、本委員会の質疑の過程で明確になってまいりました。

これらは、賛否はともかく、全国民的な合意を必要とするものであります。国大協、学術会議、各大学、教育関係者の反対の意向、批判的声明、さまざまな危惧、控え目な不安などが存在するの

は当然であります。私は寡聞にして全面賛成者集団をむしろ知らないものであります。

しかも問題は、政府当局がこれらの意見を聞くことせず、他大学にけちをつけるより勉強せよとか、堂々たる大学は反対せず、劣等感のある大学が声明を出しているとか、暴言をほしきまにしていることでもあります。

〔西岡委員長代理退席、委員長着席〕

この独善性と偏狭性こそは、教育行政当局者としての不適格性を暴露したものであります。

筑波大学は、文部省と東京教育大学のわずかなある部分による中教審路線に立った合作であり、文部省直轄大学、中教審大学のそりを免れることはできません。

反対の第二の理由について申し上げます。

私どもも、大学の改革は必要であり、不必要とは考えていません。しかし、それはあくまでも大学において自主的に行なわれるべきものであります。大学においては、一部の暴力集団に対して全大学が自然たる態度をとり、大学を構成する教員、職員、学生の全構成員参加による民主的節度を

持った改革が必要であります。現に各大学において、懸命の努力が行なわれているところであり、これを勇気づけ、激励し、さらに教職員定員の不足、施設、設備の改善等に万全の策をとることがむしろ緊急の文部省の役割であり、全国の大学もこれを強く求めているところであり、文部省はこれとは逆に、屋上に屋を重ねる二重、三重の管理体制を強化し、少数中枢部門に権限を集中する大学の非民主的管理を意図し、その上に国家権力と財界の介入をはかろうとしています。この背景には、専門家である教員の集団、教授会に対する敵視観があります。木田大学局長

はかつて、教授会を村民の全員集会と呼びました。村山次官は、教授会の現状は、校舎の補修問題まで持ち込み、長談義ばかりしてちっともまとまらないという機能麻痺におちいっているなど発言、文章に書くなど、大学の財政負担に起因する教授会の苦悩に対してまで攻撃を加えています。

かくて生まれ出んとする筑波大学構想は、政府が幾たびか試み、国民の反響にたい、成立しなかった大学管理法の変形としての性格を持っていることは重大であります。このようなたくらみを、大学人、国民は決して許さないとありましよう。

最後に、教育は百年の計であり、拙速は百年の悔いを残しかねません。日本の未来にかかわる大学の改革については、十分なる国民的合意を得るまで粘り強い討議が行なわれるべきであります。今日、その合意がほとんどないまま出てまいりましたこの法案について、私は断固として反対し、私の討論を終わります。

○田中委員長 高橋繁君。

○高橋(案)委員 私は、公明党を代表いたしまして、国立学校設置法等の一部を改正する法律案のうち、筑波新大学法関係諸法案に反対するものであります。

もちろん、第一条については賛成であります。分離提案をいたすことのできなかったことはまことに残念であります。

この法案改正の当面の目的は、東京教育大学を筑波研究学園都市に移転し、これを機会に同大学を改組して、現在の大学組織とは異なった構想に基づき国立筑波大学を設置することにある。

大学の自治の単位であった学部を解体して、従来、学部自治のもとで運営されてきた教育研究組織である学部教授会を廃止し、これにかわって学系と学群とに二分した体制をつくり、一方管理運営の強化をはかるため、学長のもとに新たに五人の副学長と文部大臣任命の学外者で構成される参与会を置き、副学長と、評議会で選ばれた教員で構成される人事委員会を設置する。

これらの新たな管理運営機関の設置は、従来の各学部ごとに教育研究及び管理運営を行なってきた大学自治方式にかえて、それぞれの機能分離をはかり、学長、副学長にその権限のすべてを集中させ、参与会によってコントロールをはかろうとする中教審答申を具体化したものであることは、委員会審査の過程で明らかになったとおりであります。

ます。結果として、学問の自由を根底から破壊するものであります。

憲法二十三条の学問の自由は、大学自治により保障され、大学紛争以来、学部の自治の内容が学生側から批判され、一般世間には、大学の閉鎖性の一面が大きくクローズアップされたが、これに乗じて、文部省は開かれた大学と称し、学生の望んでいる新しい自由な学問の進展の方向に開かれた大学ではなく、政治介入の方向に開かれた大学へと改組することをねらったものであります。学長、副学長に大学の管理運営のすべてを集中し、集中された学長の大きな権限が、そのまま行政権力によって左右される。さらに実質的には学問の統制に通ずるものであると断せざるを得ないのであります。

学問とは、もともと自由な雰囲気の中で育つものである。大学からもその自由が失われれば、そこはもう学園とは無縁な世界になるのであります。

また、参与会をトンネルにして、政府の意図が学園に直結する構造になっているのであります。参与会は、学長の助言、勧告機関として、文部大臣の任命者で構成される。その構成に基づき外部の人によって組織化されることは、政界、財界、産業界に開かれた大学として、危険な教育路線を進める大学になることは明らかであります。

大学の改革の主体は大学人であり、政府は大学人の改革意欲を独断的に否定しているのである。大学における管理機能とは、その自由を守るためにあることを忘れてはならない。学外者の意見を聞くはずの参与会が、人選いかんによっては、学外の力で大学が振り回されることになりかねないのであります。大学に管理あって学問なしということだけは、どうしても避けねばならない。

また、東京教育大学の移転問題が、いつの間にか筑波大学の施設問題に変わってしまった。しかも移転問題のほうに廃学問題になってしまったのである。移転はどこまでも移転であり、廃学はどこまでも廃学である。両者は全く別個のものであり、

大学は一國の文化の母体であり、民族の精神文化の結晶でなければならない。大学こそ高い理念

文部大臣は、党派を越えた行政の責任者として、党籍離脱という形をとつてはどうかもただしめました。また、政權がいつ交代しても、次の政權の段

同時に、政府・与党の諸君は、常に教育の中立性を確保するために、その制度的な検討を続けてもらわなければならない。私は、文部大臣は文教担当国務大臣の形をとるべきであり、そして中央教育委員会を設けて、国会で承認を得た数人の構成員によって常に教育の中立性が保たれる機関を設け、それに財政的な裏づけを十分する担当国務大臣がおるといふような形も当然検討してしかるべきではないか、そういうことによって、政権の交代によつても常に文教行政は中立性を確保するということを、諸君も御理解を願えると思うのではありません。そういう検討を常に続けた上で文教行政を進めるならば、党派を越えた協力が得られ、今回の法案についても、このきびしい対立で

フランスにおいて、ドイツにおいて、学生協議会は法律をもって明記してあります。国際政治の流れはとうとうと学生の参加方式が採用されている中に、教育立国を目ざされる日本国の政府が、一握りの暴動学生に杞憂して、その大半の力でりっぱな協議会をつくらうというわれわれの建設

的な要請すらもしりぞけたということは、国家、国民、そして国家百年の大計のためにまことに無念に存する次第であります。

私は、この修正要求をいたしまして、国民とともに、できるだけこの文教委員会は話し合いによって法案を成立せしめるべきである、教育の中立性を守るためには、後世にりっぱな法案を残すべきである、それぞれの党の思いつきで法律を強行してはならないという非常な配慮をもって努力をしたにかかわらず、修正案は、一応提案理由とその案文を提出することはできましたが、しかし、この案を出すと同時に、直ちに強行採決という、この修正案に対する質問を受けることもできずして、これが葬り去られたということは、まことに残念でございます。委員会の運営の上においても、この修正案を十分論議して、国民にその修正点の理解を十分徹底させる配慮の欠けたということについても、この法案を強硬になし遂げられようとした自民党の皆さん及び政府に強力な反省を要求するものであります。

最後に、中庸の中に、まことに味おうべきことばがある。誠は天の道なり。之を誠にするは、人の道なり。真実、正義、これこそ文教政治の中核でなければいかぬ。お互いが疑い合い、お互いが恨み合い、憎しみ合うという形でなくして、誠は天の道である。これを実行するのが人の道である。真実を持ってお互いがりっぱな文教政治の遂行をはからなければならぬと思っておるのであります。

文部大臣、どうぞ件食の地位から堂々たる閣僚の地位に、重い使命を感ぜられるとともに、文教行政の本質ができるだけ国民の合意を得て、後世にゆるぎなき基盤をつちかうべきであることを強く御反省を願うとともに、この法案があつという間に強行された経緯に対して、遺憾しごくの意思を表明申し上げまして、討論ではなくして、意見表明を終わります。

○田中委員長 これにて発言は終わりました。この際、念のため確認をいたします。

まず、安里積千代君提出の国立学校設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立少数。

次に、国立学校設置法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。

次に、委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。

よって、安里積千代君提出の修正案は少数で否決、国立学校設置法等の一部を改正する法律案は多数で可決され、委員会報告書の作成は委員長に一任されたことが明確になりました。

次回は二十九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時二十一分散会